

II 平成 21 年度の取組における具体的事例

平成 21 年度の取組において、評価結果の妥当性を確認するため事実関係の把握・整理を行い、その結果、改善の方向を指摘した 35 件の政策評価（公共事業：18 件、一般政策：17 件）は、以下のとおりである。

【概要】

改善の方向を指摘するに当たっての疑問の類型ごとの政策評価の件数は、以下のとおりである。

○ 公共事業（18 件）

《費用対効果分析マニュアル又は評価手法に関する疑義》

- ① 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの 2 件
- ② 費用対効果分析の手法が確立していないもの 1 件

《費用対効果分析の方法に関する疑義》

- ③ 費用対効果分析の評価手法に疑義があるもの 1 件

《需要予測等に関する疑義》

- ④ 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの 3 件

《費用対効果分析の実施に当たっての疑義》

- ⑤ 費用対効果分析マニュアルの適用方法に疑義があるもの 6 件
- ⑥ 費用対効果分析に際しての基準年等に疑義があるもの 3 件
- ⑦ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの 4 件
- ⑧ 費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの 3 件
- ⑨ 評価結果についての理由の説明が不十分であるもの 3 件

（複数の疑問に該当する政策評価があるため、延べでは 26 件になる。）

○ 一般政策（17 件）

- ⑩ 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの 6 件
- ⑪ 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの 2 件
- ⑫ あらかじめ設定した指標と異なる指標で評価しているもの 2 件
- ⑬ 指標の測定に用いるデータの加工方法に疑義があるもの 1 件
- ⑭ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないもの 4 件
- ⑮ 政策効果を測定するために適切な水準の指標となっていないもの 1 件
- ⑯ 数値化等による指標の具体化が不十分であるもの 1 件

1 公共事業

事例 1-1 水道水源開発施設整備事業（サンルダム）（北海道）〔厚生労働省／再評価〕

【疑問の種類】

- ① 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの
- ④ 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの
- ⑨ 評価結果についての理由の説明が不十分であるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 風連地区及び自衛隊専用水道などにおける水質の改善や水源からの取水の不安定さを解消するため、サンルダム（検証対象）に参画し 1,510 m³/日の新規水源を求める。
- ・ 事業主体 : 北海道名寄市
- ・ 事業期間 : 平成 7 年度～32 年度
- ・ 総事業費 : 2.4 億円（残事業費）（－億円）
- ・ 総便益(B) : 25.8 億円
- ・ 総費用(C) : 18.5 億円
- ・ B/C : 1.40

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑丘浄水場系における業務・営業用水量（新規開発水量を除く。）の推計について、過去 10 年間の実績値は一貫して減少傾向にあるにもかかわらず、推計結果は増加傾向を示している。このため、推計の詳細を確認したところ、業務・営業用水量を「営業用」、「団体用」、「浴場用」及び「その他」に分解し、それぞれ過去 10 年間の実績値を用いて時系列傾向分析を行い、その結果を合計している。この名寄市の推計は全体的な減少傾向を反映したものとなっているか疑問がある。4 要素に分解した上でそれぞれ時系列傾向分析を行うという手法を採用した実質的な理由は何か。 ・ 「営業用」水量について、過去 10 年間の実績値をみると、平成 11 年度から 12 年度にかけて大きく増加し、12 年度以降は緩やかな減少値を示している。このた | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「水道施設設計指針」では、需要者のニーズを十分に把握した上で、推計に当たっては、「業態別に推計するか、業務・営業用水量の総量を推計するか検討した上で、推計方法を選択」することとしている。名寄市の再評価においては、①営業用の水道使用の契約件数が過去 10 年間ほぼ横ばいで推移していること、②北北海道の中核都市として、名寄市立病院のセンター化等による人口流入が見込まれること、③観光入り込み客数が近年増加傾向（17 万人（平成 11 年度）→33 万人（20 年度））にあることから、用途区分ごとに推計を行うことでより正確な予測ができるという判断がなされていたことが明らかにされた。 ・ 平成 11 年度から 12 年度にかけて「営業用」の使用水量が大幅に増加した理由は明らかでないが、ショッピングセンターの進出等によるものと推測され、近年の実績か |

| | |
|---|--|
| <p>め、12年度以降の実績値のみ用いて推計を行うべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度の再評価においては、B/Cの算出に当たって、渇水被害の便益を計上していたが、今回の再評価においては、風連地区等における浄水施設に係る施設更新等の回避費用を便益として計上している。B/Cの算出方法を変更しているにもかかわらず、十分な説明がないことは問題と考える。今回の再評価について、便益算定方法を変更したことの説明を十分に行うべきではないか。また、今回の便益算定方法は回避支出法によるとしているが、マニュアルにおける回避支出法の記述から読み取ることは困難ではないか。 | <p>らもこのような傾向を確認できることから、これらを含めて推計することが妥当という判断がなされていたことが明らかにされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業は、当初より、渇水被害の便益だけでなく、給水統合がなされない場合の浄水施設更新や維持管理等の回避費用も重要な便益としていた。このような便益の算出方法を変更した経緯については、再評価書においても説明すべきであったと考えており、そうした記述の必要性について、マニュアルの中で明記するよう改定するとの認識が示された。 <p>また、今回の算出方法については、マニュアルにおける回避支出法の記載を準用したが、回避支出法と代替費用法の区分について、マニュアルの改定作業の中で改めて整理する旨が示された。</p> |
|---|--|

事例 1-2 水道水源開発施設整備事業（成瀬ダム）（秋田県）〔厚生労働省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 将来における区域拡張ならびに給水普及率の増加に対応し、「安定給水の確保」、「施設の統廃合による合理化」の観点から成瀬ダム（検証対象）基本計画に参画。
- ・ 事業主体 : 秋田県横手市
- ・ 事業期間 : 平成 14 年度～29 年度
- ・ 総事業費 : 104.0 億円（残事業費）（一億円）
- ・ 総便益(B) : 625.5 億円
- ・ 総費用(C) : 116.3 億円
- ・ B/C : 5.38

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 横手市の地域ごとの水道普及率及び一人一日平均使用水量の推計値を見ると、地域ごとにいくつかの特徴的な変化が見られるが、その実質的な要因は何か。 ・ 負荷率の設定について、4 地域それぞれごとに過去の実績の最低値を用いている。しかしながら、水道施設設計指針によると、負荷率については、給水人口規模が大きくなるにしたがい、高位安定するとの傾向が示されている。 したがって、4 地域の統合により、給水人口規模が増加し、給水地域の統合による負荷率の安定化が見込まれるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに給水する地区については、施設整備が完了し給水開始する時点をもって、当該地区が給水人口にカウントされることなどが理由であることが明らかにされた。 なお、雄物川地域の水道普及率及び一人一日平均使用水量については、転記ミスがあったため、修正される。 ・ 一般的に負荷率は、都市の規模が大きくなるにしたがい高くなる傾向があるが、都市の性格、気象条件等によっても左右されるため、その設定に当たっては、長期的傾向の把握と過去の実績を考慮することが重要であり、4 地域の統合後の実績がない事業評価時点では、実際に記録された負荷率の最低値を過大でない範囲で使用することは適当とされる。 しかしながら、実際の統合後に負荷率の実績値が集積され、負荷率の安定化が確認できる状況になった場合においては、当該実績値を踏まえた負荷率の設定を検討する必要がある旨が示された。 |

事例 1-3 水道水源開発施設整備事業（津軽ダム）（青森県）〔厚生労働省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 津軽ダムに参画し、安定した水源の確保を図る。
- ・ 事業主体 : 青森県弘前市
- ・ 事業期間 : 平成 6 年度～28 年度
- ・ 総事業費 : 13.7 億円（残事業費）（－億円）
- ・ 総便益(B) : 139.4 億円
- ・ 総費用(C) : 105.4 億円
- ・ B/C : 1.32

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要増加の一因として津軽地域産業活性化計画による光技術関連産業の新規立地を挙げているが、詳細を確認したい。また、実際の立地件数は何件か。 ・ 需要増加の一因として新幹線新青森駅開業による移動人口の増加に伴う業務・営業用水の増加を挙げているが、詳細を確認したい。 ・ 業務・営業用水量（弘前地区）の過去 10 年間の実績は減少傾向であるが、この平均値を推計値としている。このような推計方法とした理由は何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 津軽地域産業活性化計画により、平成 24 年度までに光技術関連産業 20 件の新規立地を見込んでおり、平成 20 年度以降の立地件数は、成約（1 件）を含めて 2 件であることが明らかにされた。 更に今後も上位計画策定者とも連携・調整し、社会経済情勢等の変化に応じて柔軟かつ適正に対応するべく状況を注視していく旨が示された。 ・ 年間 716 千人の交流人口増加を見込んでおり、これは八戸駅開業による増加見込みを参考にしたこと、また、八戸駅開業による交流人口の増加実績も、見込みのとおりとなっていることが明らかにされた。 ・ 業務・営業用水量減少の背景には、中心市街地の衰退が挙げられるが、平成 20 年に中心市街地活性化基本計画が策定され、中心市街地の賑わいを平成 15 年度程度まで回復させる目標を設定したため、この計画との整合性を考慮したことが明らかにされた。 |

事例 1 - 4 水道水源開発施設整備事業（内海ダム）（香川県）〔厚生労働省／再評価〕

【疑問の種類】

- ① 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの
- ④ 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの
- ⑧ 費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・事業目的 : 渇水への不安・被害を軽減するため、内海ダム再開発に参画し、新たに 1,000 m³/日の水道用水を確保し、小豆島町上水道の安定供給の確保を図る。
- ・事業主体 : 香川県小豆島町
- ・事業期間 : 平成 16 年度～23 年度
- ・総事業費 : 8.9 億円（残事業費）（－億円）
- ・総便益(B) : 17.8 億円
- ・総費用(C) : 9.9 億円
- ・B/C : 1.79

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「水道事業の費用対効果分析マニュアル」における節水率の算定式は、資料集と算定事例とで記載されている式が異なる。小豆島町は、このうち資料集の式を用いているが、当省が確認したいくつかの自治体は算定事例の式を用いている。どちらの式を採用すべきか確認したい。 ・ 小豆島町は、内海ダムへの参画理由として、不安定水源の廃止を挙げているが、不安定水源の実態はどうなっているのか。 ・ 一人一日最大給水量が香川県下の他の自治体と比較しても大きくなっているが、どのような理由によるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルにおいて、節水率は算定事例にある「$(1 - \text{既存の水源量} / \text{日別給水量}) \times 100$」と定義している。資料集における節水率の定義「$(\text{日別給水量} / \text{既存の水源量} - 1) \times 100$」は誤りであるため、資料集の記述を修正する旨が示された。 資料集にある誤った節水率の定義にしたがって費用対効果分析をしていたため、改めて検証した上で、再評価書が修正されることとされた。なお、現在の結果からは大きく変わらない見込みとのことである。 ・ 小豆島町は、吉田川、内海ダム、粟地ダム、吉田ダム、殿川ダム、三五郎池、猪谷池、片城川を水源としているが、このうち不安定水源である三五郎池、猪谷池、片城川からの取水を解消し、内海ダムへ切り替えることが明らかにされた。 ・ 小豆島町は、香川県下の他の自治体に比べて、業務営業用水及び工場用水の占める割合が高いという地域特性があるため、一人一日最大給水量が大きくなっていると |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 小豆島町は、渇水時の供給者サイドの支出を便益としている。その具体的な設定根拠を確認したい。 | <p>の理由が明らかにされた。また、一人一日平均使用水量（生活用水）については、他の自治体と比較して過大ではないことも明らかにされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急給水費用、断水操作費用などの、渇水被害が発生した場合の供給者側の支出を、平成8年の時間給水時における渇水対策費の実績を用いて算定したことが明らかにされた。 <p>また、小豆島町は、島嶼部という特殊事情にあるため、応急給水費用として給水船による運搬費用が費用の大部分を占めていることが明らかにされた。</p> |
|---|---|

事例 1-5 森林環境保全整備事業「千曲川上流森林計画区」(長野県)〔農林水産省／事前評価〕

【疑問の種類】

⑥ 費用対効果分析に際しての基準年等に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 当該森林計画区内の国有林野が有する水源かん養機能、山地災害防止機能、地球温暖化の防止等の公益的機能を高めていくことを第一とし、併せて木材産業の振興を図るためのカラマツ等の安定供給に努めることとして、機能類型に応じた長伐期施業、針広混交林施業等の多様な森林整備を実施するとともに、これに必要な路網の整備を実施する。
- ・ 整備内容 : 更新 100ha、保育 4,645ha、林道開設 6.9km、林道改良 2.3km
- ・ 実施主体 : 中部森林管理局東信森林管理署
- ・ 事業期間 : 平成 21 年度～25 年度
- ・ 総事業費 : 16 億円
- ・ 総便益(B) : 225 億円
 - (内訳)「水源かん養便益(森林整備)」: 128 億円
 - 「山地保全便益(森林整備)」: 44 億円
 - 「環境保全便益(森林整備)」: 17 億円
 - 「木材生産便益(森林整備)」: 16 億円
 - 「木材生産便益(路網整備)」: 14 億円
 - 「森林整備経費縮減便益(路網整備)」: 4 億円
- ・ 総費用(C) : 16 億円
- ・ B/C : 14.04

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に当たり、「林野公共事業における事前評価マニュアル」と異なり、費用として、現行の国有林野施業実施計画に基づく整備期間 5 年間の事業費を用いており、これに対応して、評価期間 50 年間の便益を整備期間 5 年間に換算した便益を用いている。しかしながら、評価期間 50 年間で便益が各年均等に発現する場合、当該換算方法によると、評価期間 50 年間の費用の発生が各年均等ではないことに影響されて、換算後の 5 年間の便益が、便益が各年均等の場合の 5 年間の合計よりも大きく計上されることになる。 <p>「林野公共事業における事前評価マニ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の指摘を踏まえるとともに、事業評価のより一層の透明性等の向上を考慮し、今後は、「林野公共事業における事前評価マニュアル」に沿って、評価期間の便益と費用を計上した上で費用対効果分析を行う旨が示された。 なお、現在用いている計算方法では、費用も便益と同様に、整備期間 5 年間に係る事業費が各年均等の場合の 5 年間の合計よりも大きくなるため、費用対効果分析の結果は実質的に変わらないとの見解が示された。 |

| | |
|---|--|
| <p>ユアル」に沿って、評価期間 50 年間の便 益と費用をそれぞれ計上した上で費用対 効果分析を行うべきではないか。</p> | |
|---|--|

事例 1-6 高知地区（舟入川）地震・高潮等対策河川事業（高知県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

- ② 費用対効果分析の手法が確立していないもの
- ⑦ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 高潮より背後地を防御するとともに、河道の改修及び法線是正により、浸水被害を凶る。現在残事業として、南海地震への対応を凶るため既設堤防の地震対策工を実施してきたが、財政状況等から他河川へ重点投資するため平成18年から休止中。
- ・ 整備内容 : 既設堤防の地震対策工
(事業延長) 4,800m、(整備目標) 確率規模 : 1/50
- ・ 事業主体 : 高知県
- ・ 事業期間 : 昭和 46 年度～平成 28 年度
- ・ 総事業費 : 120 億円
- ・ 総便益(B) : 8,242 億円
- ・ 総費用(C) : 521 億円
- ・ B/C : 15.8

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業（計画規模 1/50）が実施された場合には、高潮（確率規模 1/10、1/30、1/50、1/140）及び洪水（確率規模 1/10、1/30、1/50）による氾濫被害からすべて被害軽減が凶れるとして年平均被害軽減期待額を算定しているが、計画規模を超える確率規模 1/140 の高潮に対しては、すべての被害軽減を凶ることはできないのではないか。 ・ 既設堤防の地震対策工に伴い発現する効果について、現マニュアルには算定手法が定められていないが、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、当該効果をどのように考慮しているのか。 また、当該効果を適切に算定・評価する手法を確立していく必要があるのでは | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 45 年 8 月の台風 10 号により発生した高潮災害のときに観測された潮位の実績潮位の再現確率 1/140 をもとに高潮計画の確率規模を 1/140 に設定。洪水に対しては雨量、高潮に対しては潮位の生起確率により計画規模を設定しており、異なる外力の生起確率を比べるものではなく、1/50 の洪水又は 1/140 の高潮により設定される堤防高の高い方を計画堤防高として設定しているため、1/140 の高潮に対しても災害防止が凶れると考えているとの認識が示された。 ・ 現マニュアルには既設堤防の地震対策工に伴い発現する効果の算出手法が定められていないことから、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、当該効果は見込まれていないことが確認された。 また、当該効果を適切に算定・評価する手法を確立していくことは重要である |

| | |
|--|---|
| <p>ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備期間中でも段階的河川整備の進捗に応じて便益が発現するとして昭和47年度から平成29年度まで便益が計上されているが、これに対応する維持管理費が計上されていない。 <p>整備期間中に発現した便益に対応する維持管理費を費用に計上すべきではないか。</p> | <p>と考えているが、現時点では技術的知見が不足していることから、今後もその蓄積等に努めていく旨が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省の指摘の通り、整備期間中でも便益が発生することから、その機能維持のための経費は必要との認識が示され、整備期間中の施設に対する維持管理費を算定することとされた。 <p>再算定の結果、費用は521億円から555億円へ増加し、B/Cは15.8から14.8へ減少することから評価書が修正される。</p> |
|--|---|

事例 1-7 撥川都市基盤河川改修事業（北九州市）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

⑥ 費用対効果分析に際しての基準年等に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 流域の宅地化による流出量の増加や河道流域能力不足から、下流部において浸水被害が発生しており、計画規模（1/50 確率の降雨）に対して、洪水を安全に流下させうる整備を行う。
- ・ 整備内容 : 河川拡幅、河床掘削、護岸整備、用地買収
（事業延長）2,853m、（整備目標）確率規模：1/50
- ・ 事業主体 : 北九州市
- ・ 事業期間 : 昭和 45 年度～平成 25 年度
- ・ 総事業費 : 99 億円
- ・ 総便益(B) : 323 億円
- ・ 総費用(C) : 75 億円
- ・ B/C : 4.3

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用便益分析に当たっての評価の基準年が平成 20 年ではなく、15 年とされていることに疑問がある。 また、便益は 32,280.3 百万円、費用は 7,514.9 百万円、B/C は 4.29 とされているが、当省で再計算を行ったところ、計算結果に乖離がみられることから、便益及び費用の計算に誤りがあるのではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の指摘の通り、評価の基準年を平成 20 年とすべきところを 15 年として計算していたこと、また、便益及び費用の計算について誤りがあったとの認識が示され、再計算が行われた。 その結果、便益は 53,065.3 百万円、費用は 11,862.5 百万円、B/C は 4.47 へと数値が変わることから評価書が修正される。 |

事例 1-8 香流川都市基盤河川改修事業（名古屋市）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

⑤ 費用対効果分析マニュアルの適用方法に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 計画降雨規模（30年に1度の確率の降雨）に相当する洪水流量を安全に流せるよう、河道掘削、護岸整備等を行い治水安全度の向上を図る。
- ・ 整備内容 : 河道改修（掘削工、護岸工）、橋梁改築
（事業延長）2,280m、（整備目標）確率規模：1/30
- ・ 事業主体 : 名古屋市
- ・ 事業期間 : 昭和62年度～平成24年度
- ・ 総事業費 : 48億円
- ・ 総便益(B) : 661億円
- ・ 総費用(C) : 54億円
- ・ B/C : 12.3

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「治水経済調査マニュアル（案）」では、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、「流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケース程度とする。」とされているにもかかわらず、流量規模の設定を計画規模1ケースのみとしており、算定精度が低いものとなっているのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の確率規模に関して、香流川は無害流量が概ね1/5に対し計画規模1/30であり、国が管理するような大河川などと比較して無害流量と計画流量規模の差が小さいものとなっていることから、名古屋市では、マニュアルに記述があるような複数の流量規模を追加ケースとして設定した場合でもB/C値に与える影響は小さいものと判断し、計画規模1ケースのみで年平均被害軽減期待額の算定を実施していたとの認識が示された。 この度、総務省の指摘を契機として、名古屋市において、改めて複数の中間流量を追加した場合の年平均被害軽減期待額を算定し、B/C値を試算してみたが、若干の変動（年平均被害軽減期待額2,295百万円→2,183百万円、B/C値12.34→11.73）はあるものの顕著な差異は見受けられず、評価結果に影響は無いとの認識が示された。 |

事例 1-9 野添川都市基盤河川改修事業（名古屋市）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

⑤ 費用対効果分析マニュアルの適用方法に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 計画降雨規模（5年に1度の確率の降雨）に相当する洪水流量を安全に流せるよう、河道掘削、護岸整備等を行い治水安全度の向上を図る。
- ・ 整備内容 : 河道改修（築堤工、掘削工、護岸工）
（事業延長）1,847m、（整備目標）確率規模：1/5
- ・ 事業主体 : 名古屋市
- ・ 事業期間 : 平成4年度～30年度
- ・ 総事業費 : 20億円
- ・ 総便益(B) : 51億円
- ・ 総費用(C) : 20億円
- ・ B/C : 2.5

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「治水経済調査マニュアル（案）」では、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、「流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケース程度とする。」とされているにもかかわらず、流量規模の設定を計画規模1ケースのみとしており、算定精度が低いものとなっているのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の確率規模に関して、野添川は無害流量が概ね1/1に対し計画規模1/5であり、国が管理するような大河川などと比較して無害流量と計画流量規模の差が小さいものとなっていることから、名古屋市では、マニュアルに記述があるような複数の流量規模を追加ケースとして設定した場合でもB/C値に与える影響は小さいものと判断し、計画規模1ケースのみで年平均被害軽減期待額の算定を実施していたとの認識が示された。 この度、総務省の指摘を契機として、名古屋市において、改めて複数の中間流量を追加した場合の年平均被害軽減期待額を算定し、B/C値を試算してみたが、若干の変動（年平均被害軽減期待額 222百万円→254百万円、B/C値 2.51→2.86）はあるものの顕著な差異は見受けられず、評価結果に影響は無いとの認識が示された。 |

事例 1-10 一般国道 434 号 徳山～錦バイパス（山口県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

⑦ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの

| <p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 異常気象時に通行規制が指定されている幅員狭小、線形不良の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を図る。 ・ 整備内容 : 延長 12.8km のバイパス整備事業 (自 山口県周南市須万、至 同岩国市錦町広瀬) ・ 事業主体 : 山口県 ・ 事業期間 : 平成 4 年度～23 年度 ・ 総事業費 : 118 億円 ・ 総便益(B) : 216 億円 (内訳) 走行時間短縮便益 : 211 億円 走行経費減少便益 : 4.5 億円 交通事故減少便益 : 0.00 億円 ・ 総費用(C) : 170 億円 ・ B/C : 1.3 | |
|--|--|
| 主な疑問点 | 確認結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 便益は、徳山～錦バイパスの部分供用及び全線供用の開始年次ごと（平成 12 年度、15 年度、17 年度、20 年度及び 23 年度）にそれぞれ 40 年間計上している一方で、費用は、維持修繕費を平成 23 年度から計上している。 部分供用に伴い発現した便益に対応する維持修繕費を費用に計上すべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の指摘の通り、部分供用に伴い発現した便益に対応して平成 12 年度より維持修繕費を費用に計上すべきとの認識が示された。 平成 12 年度より維持修繕費を計上する場合、費用が 170 億円から 172 億円へ増加することから評価書が修正される。なお、B/C は 1.3 のまま変わらないことが確認された。 |

事例 1-11 小本港小本浜地区国内物流ターミナル整備事業（岩手県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 鉱産・林産資源等の物流機能の強化を図ることや、陸中海岸国立公園内の観光基地とすること、大型漁船等を收容すること等を目的として小本港の整備を進めることで、岩泉町の地域振興及び地域活性化を図る。
- ・ 整備内容 : 岸壁、沖防波堤、副防波堤、臨港道路、土地造成
- ・ 事業主体 : 岩手県
- ・ 事業期間 : 昭和 59 年度～平成 27 年度
- ・ 総事業費 : 36 億円
- ・ 総便益(B) : 80 億円
 (内訳) 陸上輸送コスト削減便益 : 79 億円
 その他の便益 : 1 億円
- ・ 総費用(C) : 62 億円
- ・ B/C : 1.3

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用が開始されている同港について、同港を利用する唯一の砕石生産・販売会社の撤退により、平成 20 年 10 月以降利用実績がなく、その後の利用の目途もたっていないとの報道があり、その後同社の解散も確認された。このように、社会経済情勢の変化等により当該事業の便益の根拠に疑問があることから、速やかに事実関係を確認し、再評価を実施すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要予測の前提となったヒアリング対象企業以外にも企業進出の動きがあることから、平成 22 年度に開催される岩手県大規模事業評価委員会専門委員会に現状について報告し、委員会からの意見を踏まえ再評価を実施するか否かの検討を行う旨が示されたことから、引き続き注視していく。 |

**事例 1-12 帯広開拓団地地区暮らし・にぎわい再生事業（北海道）〔国土交通省
／新規評価〕**

【疑問の種類】

- ⑦ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの
- ⑨ 評価結果についての理由の説明が不十分であるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 老朽化、狭隘化した流通系の団地を再開発事業により再整備。
分譲マンションの供給のほか、総合病院と連携した医療支援機能などを整備。
- ・ 整備内容 : 高齢者マンション（48戸）、一般向けマンション（50戸）、
商業施設、医療施設、多機能ホール、集会室
- ・ 事業主体 : 北海道帯広市
- ・ 事業期間 : 平成 21 年度～23 年度
- ・ 総事業費 : 39 億円
- ・ 総便益(B) : 42 億円
(内訳) 域内便益 38 億円、域外便益 4.1 億円
- ・ 総費用(C) : 33 億円
- ・ B/C : 1.3

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用便益分析において、住宅、医療施設、商業施設及び駐車場の維持管理費及び建物買収費が費用として計上されていないのはなぜか。 ・ 費用便益分析を行うにあたり、地価関数の推定について、類似している地域の地価関数として、マニュアルに掲載されている計算例をそのまま使用しているが、当該計算例の地域が、当事業地区と地区人口及び地価水準、周辺地利用状況が類似しているとする根拠が不明である。 また、各事業の実施箇所によって地価水準等に大きな違いがあることから、マニュアルに掲載された計算例が様々な地域の事業の評価に対応できるものとなってい | <ul style="list-style-type: none"> ・ 結果表を作成する際に算定した施設の維持管理費及び建物買収費が計上されていなかったことが明らかになった。 再算定の結果、便益は 4,235 百万円から 4,063 百万円に低下し、費用は 3,350 百万円から 3,831 百万円に増加し、B/C が 1.3 から 1.1 に減少することから評価書が修正される。 ・ 本事業の評価において、地区人口及び地価水準、周辺地利用状況などを総合的に比較考量した結果、マニュアルに掲載された「富良野駅前地区」が類似していたため、当該地区の地価関数を選定し使用していたことが明らかになった。 また、評価に当たっては、事業毎に類似する地域の地価関数を選定することとされているため、マニュアルにおける地価関数の計算例を増やす予定はないが、当省の指摘を踏まえ、類似地域の地価関数が適切 |

| | |
|---|---------------------------------|
| <p>るのか疑問があるため、マニュアルにおける地価関数の計算例を増やすべきではないか。</p> | <p>に選定されているか今後も確認を行う旨が示された。</p> |
|---|---------------------------------|

事例 1-13 北新宿地区第二種市街地再開発事業（東京都）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

- ⑥ 費用対効果分析に際しての基準年等に疑義があるもの
- ⑦ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの
- ⑧ 費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 都市計画道路放射第 6 号線とその周辺の密集市街地を一体的に整備することにより、交通渋滞の解消と新宿副都心地域にふさわしい土地の有効利用と都市機能の更新を図り、生活環境の改善と防災性の向上をめざす。
- ・ 整備内容 : (公共施設)
放射第 6 号線、放射第 24 号線、区画街路、街区公園
(施設建築物)
住宅 (約 600 戸)、業務、商業、駐車場等
- ・ 事業主体 : 東京都
- ・ 事業期間 : 平成 10 年度～24 年度
- ・ 総事業費 : 1,362 億円
- ・ 総便益(B) : 3,498 億円
(内訳) 域内便益 : 1,990 億円、域外便益 : 1,508 億円
- ・ 総費用(C) : 980 億円
- ・ B/C : 3.6

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 便益算定に用いる賃料の設定に当たっては、マニュアルで「市場価格を十分考慮して設定するとともに、その根拠となる資料を添付する必要がある」とされているが、本事業では店舗及び事務所の月額賃料を「地区内 1-2 棟 (業務棟) の想定賃料」としており、当該想定賃料が市場価格を十分考慮して設定されているか疑問がある。 ・ 年度別便益の計上に当たり、供用開始時点と事業完了時点とで整備済みの内容が異なるにもかかわらず、全く同額の便益を計上していることに疑問がある。 また、便益項目の一つとして、事業区域内における賃貸事業の純収益を設定しているが、他の施設では賃料等を総収益として計上しつつ、修繕費、維持管理費 (共用部分) 及び損害保険料を総費用として計上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該想定賃料については、将来の貸主である特定建築者が既に決定しており、特定建築者が市場動向調査や市場関係者へのヒアリングに加え、ビルのグレードなどを勘案して設定した提案賃料を採用していることが明らかになった。 ・ 年度別便益の計上に当たっては、事業の完了時期を平成 19 年度から 23 年度に変更した際に、あわせて便益の発生時点が変更されていなかったこと、年間総費用の算定にあたり、立体駐車場の修繕費、維持管理費及び損害保険料が計上されていなかったことが明らかになった。 再算定の結果、便益発生時期が平成 19 年から平成 24 年に変更されるとともに、 |

| | |
|--|--|
| <p>している一方、立体駐車場については賃料を総収益として計上していながら、修繕費、維持管理費（共用部分）及び損害保険料が費用として計上されていないのはなぜか。</p> | <p>便益は 3,498 億円から 2,878 億円に低下し、費用は 980 億円から 988 億円に増加したため、B/C が 3.6 から 2.9 に減少することから評価書が修正される。</p> |
|--|--|

事例 1-14 日居城野運動公園整備事業（岩手県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

③ 費用対効果分析の評価手法に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・事業目的 : 本公園は花巻市のスポーツ・レクリエーションの拠点として計画されており、赤松林のある豊かな自然環境を生かし、市民の体力向上や健康の維持増進と憩いの場を提供することを目的とする。
- ・整備内容 : 都市計画決定面積 30.6ha、事業認可面積 30.5ha
 (供用施設) 花巻球場、多目的広場、芝生広場、第1～第4駐車場、花巻市総合体育館、多目的コート、テニスコート、花見広場、噴水広場、クラブハウス
 (計画施設) ファミリー広場、トリム広場、陸上競技場
- ・事業主体 : 岩手県花巻市
- ・事業期間 : 昭和 52 年度～平成 24 年度
- ・総事業費 : 120 億円
- ・総便益(B) : 411 億円
- ・総費用(C) : 130 億円
- ・B/C : 3.2

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業においては、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を用いずに独自の手法で評価を実施しているが、各施設の受付者以外の利用者数の推計で用いられている「受付者数の5倍」、「受付者数の0.2倍」の根拠が不明である。 ・ 公園利用時の1人当たり費用の算出に用いられている時給1,200円は「平成20年度の公共工事設計労務単価（基準額）」の岩手県における軽作業員の労務単価（1日8時間あたり9,200円）を1時間あたりに計算して算出し、労務単価が100円単位であるため、時給も100円単位で設定しているとのことであるが、100円単位ではなく適切な額を設定するべきではないか。 また、本事業に係る費用便益比の算定に当たって、現在価値化がされていないことに疑問がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付者以外の利用者数の推計については、指定管理者より聞き取りを行い、各競技（大会）一試合あたりの観戦者、使用関係者等の人数を把握し、受付者一人当たりの観客数を把握したうえで設定されていることが明らかにされた。 ・ 総務省の指摘を踏まえ「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を用いて再評価を行うこととされた。 |

事例 1-15 本宮市流域関連公共下水道事業（県中処理区）（福島県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

⑧ 費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・事業目的 : 公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など生活環境の改善を目的として行う。
- ・事業主体 : 福島県本宮市
- ・事業期間 : 昭和 51 年度～平成 50 年度
- ・総事業費 : 215 億円
- ・総便益(B) : 454 億円
 (内訳) 生活環境の改善 : 385 億円
 公共用水域の水質保全 : 69 億円
- ・総費用(C) : 192 億円
- ・B/C : 2.4

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住環境の改善効果の便益算定に当たり、家庭用浄化槽の種類を 5 人槽ではなく、より設置単価の高い 7 人槽と設定している理由が明らかではない。 また、家庭用浄化槽設置単価 118 万円は、他の多くの自治体の評価における設定単価より突出して高くなっているが、その具体的根拠が明らかではない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本宮市の平成 19 年度末の浄化槽設置実績は、5 人槽 17.4%、7 人槽 50.4%、8～10 人槽 32.2%であることから、7 人槽を採用したことが明らかにされた。 「下水道事業における費用効果分析マニュアル」においては、単独浄化槽の数値を用いて便益を算出することとなっているが、誤って合併処理浄化槽の数値を採用していた。このため、再度、単独浄化槽の場合での B/C を試算したところ 2.4 から 1.7 に減少することから評価書が修正される。 |

事例 1-16 大洗町公共下水道事業（那珂久慈処理区）（茨城県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

④ 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など生活環境の改善を目的として行う。
- ・ 事業主体 : 茨城県大洗町
- ・ 事業期間 : 平成1年度～32年度
- ・ 総事業費 : 175億円
- ・ 総便益(B) : 385億円
 (内訳) 生活環境の改善 : 215億円
 便所の水洗化効果 : 170億円
- ・ 総費用(C) : 327億円
- ・ B/C : 1.2

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 大洗町の新規開発分を除く行政人口の推計では、将来の目標年次であった平成27年度、及び今回の再評価で設定した目標年次である32年度ともに、19,000人としている。提出資料によると、人口が減少傾向であるにもかかわらず、現況固定により将来人口を推計したとの記述がある。人口推計が過大ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の行政人口を現況固定しているとの記述は、大洗町公共下水道全体計画見直し時（平成12年）の報告書におけるものだが、本報告書においては、平成27年の行政人口（開発人口を除く）を19,000人と推計しており、現況固定との記述は誤りであるため、訂正する旨が示された。 また、当該見直し時には、全体の行政人口を28,000人から21,000人に見直していることが明らかにされた。 当該見直しと同時期に見直した流域下水道の全体計画では、平成27年度の行政人口を18,811～19,993人と推計した結果を踏まえて19,000人を採用している。また、32年の行政人口を推計する場合、同様に一定の幅を持った推計値となる。さらに、事業評価時点での国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（平成15年12月公表）では、27年は18,532人、32年は17,941人と推計されている。以上から、19,000人という推計値が著しく過大なものではないとの認識が示された。 なお、平成21年10月に改定された「生活排水ベストプラン」において、大洗町の将来人口（平成37年度）が17,300人と下方修正されたことを受け、参考として人口15,000人程度による費用便益比について算定し、B/Cが1を超えることが明らかにされた。 |

事例 1-17 大阪市公共下水道事業（市岡処理区）（大阪市）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

⑤ 費用対効果分析マニュアルの適用方法に疑義があるもの

| <p>〔事業の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 : 快適で安全な市民生活を支える役割を果たすため、公共用水質の保全を図るとともに、雨水を市街地から速やかに排除して浸水を防ぐため、下水管等の施設整備を行う。 ・ 事業主体 : 大阪府大阪市 ・ 事業期間 : 昭和 56 年度～平成 50 年度 ・ 総事業費 : 516 億円 ・ 総便益(B) : 2,110 億円 (内訳) 公共用水域の水質保全効果 : 881 億円 浸水の防除効果 : 1,229 億円 ・ 総費用(C) : 797 億円 ・ B/C : 2.6 | |
|---|---|
| 主な疑問点 | 確認結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルにおいて、原則実施するとされている浸水シミュレーションを行った上で、費用効果分析を実施するべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本評価における浸水の防除効果は、昭和 56 年から行われている『抜本的な浸水対策事業』について算定していることから、当該事業を実施する以前の浸水実績データ（41 年から 55 年）に基づいて、評価を実施していることが確認された。 浸水シミュレーションは、その検討に要する期間や費用等を勘案した上で実施すべきものであり、大阪市においては、現在、浸水シミュレーションを順次導入しているところである。 今後、費用効果分析において浸水シミュレーション結果を反映していく旨が示されたので今後の動向を注視する。 |

事例 1-18 小矢部川流域下水道関連射水市公共下水道事業（小矢部川処理区）
（富山県）〔国土交通省／再評価〕

【疑問の種類】

⑨ 評価結果についての理由の説明が不十分であるもの

〔事業の概要〕

- ・ 事業目的 : 公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など生活環境の改善を目的として行う。
- ・ 事業主体 : 富山県射水市
- ・ 事業期間 : 平成1年度～50年度
- ・ 総事業費 : 36億円
- ・ 総便益(B) : 35億円
(内訳) 公共環境の改善効果 : 32億円
公共用水域の水質保全効果 : 3億円
- ・ 総費用(C) : 32億円
- ・ B/C : 1.1 (残事業 0.91)

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の対応方針として、「将来の土地利用用途の変更や管路の長寿命化に対応するために継続事業とする」としているが、「将来の土地利用用途の変更」や「管路の長寿命化」の内容が具体的には明らかにされていない。 ・ 残事業B/Cが1を切っているにも関わらず、その要因や、どのような事業見直し等を行ったかが明らかにされていない。 なお、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（平成21年6月 国土交通省）では、全体B/Cが1以上で、残事業B/Cが1未満である場合、「事業内容の見直し等を行った上で対応を検討」とある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道が未整備の工業地域（36ha）については、将来的に事業所が撤退した場合、土地利用用途を工業地区から住宅地区に変更することを想定していることが明らかにされた。 また、今後管路の改築更新費用については、長寿命化計画を策定することで、より効率的な整備とコスト縮減が図られるとの認識が示された。 ・ 本事業においては、人口減少を見込んだ将来人口の見直しを行っていること及び上記の管路の長寿命化計画の策定を行うことが明らかにされた。 また、下水道が未整備の工業地域については、住宅地域への変更を前提に、下水道整備が具体化する際には、前提計画の変更及び事業計画を立案するとともに、再度、事業評価を行い、下水道整備の妥当性を明らかにした上で事業に着手するとしている旨が示された。 |

2 一般政策

事例 2-1 地域活性化の推進〔内閣府／実績評価〕

【疑問の種類】

⑬ 指標の測定に用いるデータの加工方法に疑義があるもの

〔政策の概要〕

地域の活性化のため、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策（例えば、地域の中心市街地活性化基本計画の認定、地方の元気再生事業の推進、構造改革特区計画の認定、地域再生計画の認定等）を推進する。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 地域再生計画の認定に関する指標は、「計画策定地方公共団体に対する調査で、『目標を上回っている』『目標どおり』と回答した地方公共団体の割合」となっている。 しかし、アンケート調査では、地域再生計画の各種支援措置ごとの達成状況の調査は行われているが、地域再生計画の達成状況の調査は行われていない。 地域再生計画の各種支援措置ごとの達成状況の調査結果を加工した場合、加工の方法により、地域再生計画の達成状況が変動することとなり、指標の測定方法に疑問が生じる。 | <ul style="list-style-type: none"> 本指標は、地域再生計画の達成状況を把握するものであるが、地域再生計画の各種支援措置の内容は多岐にわたっており、地方公共団体が総合的に判断して地域再生計画の達成状況を回答した場合、主観が入り込む余地がある。このため、地方公共団体が回答した各種支援措置ごとの達成状況の調査結果を恣意性が生じないよう点数化し、地域再生計画の達成状況を把握したことが明らかになった。 より正確性を期するため、指標の測定方法について評価書に追記されるとともに、今後、本指標を用いる場合、同様に測定方法を評価書に記載する旨が示された。 |

事例 2-2 男女共同参画社会の形成の促進〔内閣府／実績評価〕

【疑問の種類】

⑭ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないもの

〔政策の概要〕

「男女共同参画社会」の形成を促進するため、男女共同参画に関する普及・啓発、国際交流・国際協力の促進、男女共同参画基本計画（第2次）の推進、女性に対する暴力の根絶に向けた取組、女性のチャレンジ支援を行う。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <p>・ 当省の18年度の認定関連活動において、内閣府から、次回政策評価においては、「男女間における暴力に関する調査」結果をはじめ、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等も参考として現状を分析し、総合的観点から評価を行うよう努めてまいりたいとの回答を得ている。</p> <p>しかし、「男女共同参画社会の形成の促進」の評価書における「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」については、男女間における暴力に関する調査結果のデータを踏まえた評価が実施されていない。</p> | <p>・ 「男女間における暴力に関する調査」は3年に1度を目途に実施しているものであるが、平成20年度以降、毎年「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」の評価を行うことに改めたことから、3年に1度の実施である同調査の結果を毎年実施する政策評価の指標とすることは適切ではないこと等から、同調査結果を政策評価に用いなかったことが明らかになった。</p> <p>当該調査の結果は参考情報の一つとして施策の評価に資するものと考えられることから、今後は、当該調査実施後の直近の政策評価においては、調査結果を踏まえた評価を行うよう努めていく旨が示された。</p> |

事例 2-3 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実〔金融庁／実績評価〕

【疑問の種類】

⑪ 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの

〔政策の概要〕

金融経済教育の充実、金融行政に関する広報の充実等により、各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについての利用者の理解を進める。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <p>・ 測定指標である「国民の金融知識の状況」の分析については、金融広報中央委員会が実施している「家計の金融行動に関する世論調査」における「生活設計の有無」についての設問結果を基にして行っている。評価書によれば、当該設問に対して、「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が平成20年は36.6%であり、15年以降増加傾向にあるとしている。</p> <p>しかしながら、実際には、平成18年以降はほぼ横ばいの状況となっており、具体的にどのような点から国民の金融知識への関心が高まっていると判断できるかが、評価書上明記されていない。</p> <p>国民の金融知識への関心が高まっていると判断した合理的な理由について評価書に明記すべきではないか。</p> | <p>・ 「家計の金融行動に関する世論調査」における当該設問に対して、「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率は、平成20年にはわずかに減少しているが（0.9ポイント減）、15年以降19年までの間は微増ながら一貫して増加基調にあったことの点などを総合的に勘案し、「総じて」国民の金融知識への関心が高まっていると評価したことが明らかになった。</p> <p>今後の評価においては、測定結果を分析した内容について国民に分かりやすく説明するよう努力する旨が示された。</p> |

事例 2-4 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実〔金融庁／実績評価〕

【疑問の種類】

⑩ 数値化等による指標の具体化が不十分であるもの

〔政策の概要〕

金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行等により、投資者に対する投資判断に必要な情報の適切な提供を推進する。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。このため、本施策の評価に当たっては、測定指標に設定している EDINET サイトへのアクセス件数に目標値を設定すべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 本施策は、ディスクロージャーの充実を図る諸事業からなり、EDINET そのものの基盤整備が中心的な施策ではなく、本測定指標（EDINET サイトへのアクセス件数）によっては達成目標の効果を測定できないため、目標値は設定していない。 このため、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」では、本施策の効果を把握できるようにするため、「電子開示システム（EDINET）の稼働率」（目標値：99.9%）を測定指標として設定するよう改めた。 しかしながら、本施策の効果を把握するには本指標でも十分ではないと考えられることから、今後もより適切な測定指標を設定できるよう検討する旨が示された。 |

事例 2-5 電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習〔総務省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

⑫ あらかじめ設定した指標と異なる指標で評価しているもの

| 〔政策の概要〕 | |
|--|--|
| <p>ネットワークの安心・安全な利用環境の実現に向けて、サイバー攻撃等によってインターネットのセキュリティが侵害される事案（インシデント）に対応する演習を行うことにより、高度な IT スキルを有する人材を育成し、かつ事業者内・事業者間の連携体制を強化する。</p> | |
| 主な疑問点 | 確認結果 |
| <p>・ 平成 17 年度の事前評価では、本事業の実施により得ようとする効果及び当該効果が発現した段階における事後的な検証の方法について、「サイバー攻撃等によるインターネットの機能不全（インシデント）に対応するため、実環境に近い演習環境を構築し、①セキュリティの専門家による実行可能な攻撃方法と攻撃による損害の程度、②攻撃発生後の緊急対応体制が実際に機能するか否か等について検証を実施し、高度な IT スキルや調整力を有する人材を育成するとともに、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制を強化する」とされていた。</p> <p>一方、平成 21 年度の事後評価では、事前評価で見込んでいた効果である「高度な IT スキルや調整力を有する人材の育成や、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制の強化」が把握されていない。</p> <p>本事業の趣旨、目的等からみても、事後評価においては、事前評価で見込んでいた上記の効果を把握し、分析すべきではないか。</p> | <p>・ 「高度な IT スキルや調整力を有する人材の育成や、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制の強化」の把握・分析に関して、事前評価の段階では、事業者の規模、体制、方針等によらず、一定の基準で評価することを想定していたが、本事業の実施過程において、その達成手段及び達成水準、達成時期が事業者の経営判断に多分に影響され、事業者ごとに様々であり、一定の基準で評価することが困難であることが明らかとなったため、事後評価では、本事業の実施によって得られた効果として「演習参加者全員が演習結果を個別に評価した上で課題を抽出し共通認識を得られたこと」を把握し、分析した、という事実関係が確認された。</p> <p>今後は、事前評価で見込んでいた効果を事後評価で検証することを徹底し、事前評価で見込んでいた効果の検証の手法等を変更せざるを得ない事情がある場合には、その理由等を評価書で説明する旨が示された。</p> |

事例 2-6 女性医師支援センター事業（医師再就業支援事業）〔厚生労働省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

- ⑭ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないもの

〔政策の概要〕

「女性医師バンク」において再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うこと等により、女性医師の再就業を支援する。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度の事前評価では、「再就業件数」及び「女性医師バンク登録者数」を目標として設定していたにもかかわらず、今回の事後評価では、別の指標を用いて判断がなされているため、説明が不十分ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 再就業支援の効果について、よりの確かな評価が可能となるよう、「再就業件数」を指標に加えることを含め、どのような指標を用いることが適切か検討する旨が示された。 |

事例 2-7 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業〔厚生労働省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

⑭ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないもの

〔政策の概要〕

「潜在看護師」等に対して臨床実務研修を行うことにより、看護師確保が困難な地域・医療機関にいる看護職員の確保を図る。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年度の事前評価では、潜在看護師等に対する臨床実務研修について、「全都道府県で研修実施」を目標として設定していたが、事業実績が低調にとどまっている。目標を達成できなかった原因をどのように分析しているのか。 ・ 本事業の効果として最も重要と考えられる「本事業により就業につながった看護職員数」を指標として設定すべきではないか。 ・ 実務研修受講者のうち、半数以上の潜在看護師が医療機関等への就業につながっていないことから、事業に一定の成果があったとの判断に疑問がある。このような判断を行った基準を明らかにすべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の厳しい財政事情等により、先駆的な看護職員確保のモデル事業に対して、取組が進まなかったとの認識が示された。 ・ 今後、同様の事業を評価する際には、再就業支援の効果について、よりの確な評価が可能となるよう、「事業により就業につながった看護職員数」を指標に加えることを含め、どのような指標を用いることが適切か検討する旨が示された。 ・ 受講した潜在看護師の就労意欲の向上、看護技術のレベルアップ等が図られ、一部の受講者の就業につながったことから、一定の成果があったとの認識が示された。 また、平成 20 年度は再就業率が低い実績となっているが、これは一部の都道府県において、受講者の性質上、受講後の速やかな再就業には結びつかなかったためであり、他の都道府県における再就業率は6割を超えているため、成果があったとの認識が示された。 |

事例 2 - 8 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ること
〔厚生労働省／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑩ 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

〔政策の概要〕

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより労働者の福祉の増進に寄与する。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害（補償年金）及び遺族（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数という指標について、前年度以下とするという目標を達成できていない。しかしながら、評価では、目標を達成できなかった原因の分析及び今後の改善策について言及されていない。あらかじめ設定された目標の達成状況に関する分析・検証を行い、その上で評価結果を導くべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害（補償）年金及び遺族（補償）年金については、詳細のデータを集計していないことから、本年度は、掘り下げた分析が困難であったが、今後の評価書においては、あらかじめ設定した目標の達成状況に関する分析・検証を行い、その上で評価結果を導くこととする旨が示された。 |

事例 2-9 多様な職業能力開発の機会を確保すること〔厚生労働省／実績評価〕

【疑問の種類】

⑭ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないもの

〔政策の概要〕

労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うため、ジョブ・カード制度を推進する。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブ・カード制度の推進について、「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率」を指標としているが、「委託訓練活用型デュアルシステム」はジョブ・カード制度の過程で行われる職業訓練の一類型にすぎない。したがって、「ジョブ・カード取得者数」等の指標も加え、総合的な評価を行うべきではないか。 ・ 「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率」のデータについて、「雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえ、修正の上、評価を行うべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ジョブ・カード制度の推進」という目標達成に向け、「ジョブ・カード取得者数」及び「雇成型訓練の就職率」を、次回の政策評価における指標として設定することとし、その効果を測る方向で検討する旨が示された。 ・ 次回の政策評価において「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率」のデータの修正について検討する旨が示された。 |

事例 2-10 流通・物流基盤整備（商品データ共有化システムの構築事業（委託）、受発注～決済までの次世代EDI標準化事業（委託））〔経済産業省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

⑫ あらかじめ設定した指標と異なる指標で評価しているもの

〔政策の概要〕

【商品データ共有化システムの構築事業】

多様な商材を扱う小売業や多数の販売先を抱える製造業が、事業者毎商材毎に異なる仕様の商品データについて、海外を含め一元的かつ効率的に利用できる環境を構築し、効率的な商品調達や販売先の拡大につなげる。

【受発注～決済までの次世代EDI標準化事業】

企業間でやりとりする受発注等の情報について、高速大容量のデータ交換（EDI）が可能なインターネットのやりとりを前提として、各項目情報の定義の標準化等を進め、その成果を流通業界全体に普及させることにより、標準を採用した企業間で簡易かつ効率的に情報のやりとりができるようにする。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|---|
| <p>・ 平成20年度事後評価書では、平成18年度事前評価書であらかじめ設定していた指標（「企業における商品情報共有化システムの利用者数」及び「企業におけるインターネットEDI標準の普及率」）を用いずに、新たな指標（導入業態数・業界数・企業数）を用いて達成状況を分析している。</p> <p>事後評価では、あらかじめ設定した指標につき評価を行うことが必要であり、あらかじめ設定した指標を用いて評価を行っていない理由及びあらかじめ設定した指標の実績値について、明らかにすべきではないか。</p> | <p>・ 評価書の記載に不明確な点が見られたが、事前評価書であらかじめ設定した指標を用いて評価を行っていないのではなく、事後評価書ではより明確に評価を行うことが可能な指標に修正したこと等、事実関係が明らかになった。</p> <p>今後は、事前評価等であらかじめ指標を設定する際には、適切な評価の実施のために評価方法や測定方法等について十分に検討し、あらかじめ設定した指標を用いていないと誤解されないよう努める旨が示された。</p> |

事例 2-11 貿易投資促進（貿易円滑化事業費補助事業（補助））〔経済産業省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

- ⑩ 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

〔政策の概要〕

（財）対日貿易投資交流促進協会の運営する情報センター（東京都）において、海外製品や制度等に関する情報提供を行うとともに、同団体による中小事業者・個人起業家に対するセミナー・相談会の開催を通じ、輸入品に対する正しい理解を促進することにより、貿易の円滑化に資する。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 「相談コーナーにおける来場者数・相談者数」は増加傾向にあると分析しているが、「相談件数」は平成17年度をピークとして減少傾向にある。 目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 目標の達成度合いが低調であるが、予算額当たりで見ると相談件数は増加傾向にあること等、事業の効率性及び有効性についての分析結果が明らかになった。 上記を踏まえ、評価書を修正する旨が示された。 |

事例 2-12 産業保安（高圧ガス等保安対策事業）〔経済産業省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

- ⑩ 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

〔政策の概要〕

高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、技術の進歩や環境変化を踏まえた高圧ガス保安技術の基準作成や、事故情報の統計処理・解析、高圧ガス設備の耐震設計のあり方についての調査研究を行う。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|---|
| <p>・ 事業の目標及び指標は、「産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指す」とされているが、実際には事故件数は増加傾向にあり、目標達成には至っていない。</p> <p>事業の実施により期待される効果が得られていないにも関わらず、今後の方向性では、事業の継続が必要とされているが、効果の発現状況を踏まえれば、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないか。</p> | <p>・ 評価書のデータ記載に関する不明確な点については、確定情報を踏まえ、直近の事故件数・死亡者数が明らかになった。また、基本的な設備管理や保安管理教育がなされていれば防止することができたと考えられる事故も含まれていることから、事故情報及びその再発防止策などの情報をより有効に活用できる環境整備が重要である等、原因分析及びその結果が明らかになった。</p> <p>上記を踏まえ、評価書を修正する旨が示された。</p> |

事例 2-13 産業保安（火薬類保安対策事業（委託）、火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置（税目：固定資産税等の課税標準の特例））〔経済産業省／事業評価（事後）〕

【疑問の種類】

- ⑩ 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

〔政策の概要〕

【火薬類保安対策事業】

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類保安教育事業の実施、火薬類保安技術基準作成、事故調査解析、国連等で行われる火薬類の技術基準の検討の動向調査、煙火等の分類の見直しに向けた実証実験等を行う。

【火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置】

火薬類取締法上の義務として設置する保安用の土堤・防爆壁について、固定資産税の課税標準を5分の3に軽減する特例措置。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事業の目標及び指標は、「火薬による事故件数を平成22年度に30件前後に低減」することとされているが、実際には事故件数は近年増加傾向にあり、平成22年度までの目標達成に向けた進捗状況は思わしくない状況にあるにも関わらず、原因等に関する分析はなされていない。 効果の発現状況を踏まえれば、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 評価書のデータ記載に関する不明確な点については、確定情報を踏まえ、直近の事故件数が明らかになり、また、打揚煙火に係る事故が後を絶たない状況を踏まえ、煙火の消費に係る技術基準の改正をする等、原因分析及びその後の取組が明らかになった。 上記を踏まえ、評価書を修正する旨が示された。 |

事例 2-14 航空交通ネットワークを強化する〔国土交通省／実績評価〕

【疑問の種類】

⑪ 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの

〔政策の概要〕

地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等（滑走路、誘導路等）の耐震性の向上を推進する。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 業績指標の実績値が平成 18 年度から 20 年度まで約 4 割と横ばい状態となっており、24 年度の目標値（約 7 割）に向けて、外形的には目標達成に向けた成果を示しているとは言えない中で、「A」の評価結果を導いているが、現状の評価書における評価結果の判定根拠の説明では不十分であることから、もっと充実させるべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、総務省の指摘を踏まえ、現状から一定の改善を図るため、以下の点について評価書に記述することにより、評価結果の判定根拠の説明の充実を図る旨が示された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 空港の耐震工事の特性（年度当たりの施工面積が限られることや事業費が大きいことから、工事を完成させるためには、早くても 5 年程度の期間が必要） ② 評価基準年以降から評価実施時までの事業の実績（事業の予算規模並びに事業を実施した空港名称及び事業内容を明記）及びその際に防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口規模 ③ 評価実施時での最新の事業の状況（事業の予算規模並びに事業の実施が予定されている空港名称及び事業内容を明記） ④ 目標値約 7 割達成時に防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口規模 |

事例 2-15 大気・水・土壌環境等の保全（大気環境の保全）〔環境省／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑩ 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

〔政策の概要〕

固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 指標として設定されている燃料電池自動車の普及台数（目標年度：平成22年度、目標値：50,000台）について、平成19年度時点での実績値が42台と達成度合いが極めて低調であり、また、直近5年間で実績値がほぼ横ばいで推移する結果となっているにもかかわらず、その原因等についての分析がなされていない。 目標の達成度合いが低調である原因を分析した上で、分析結果を適切に反映した今後の方策を検討すべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ①燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないことなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題が依然として解消されていないという目標未達成の原因、及び②政策体系の再構築やその実現手段（関連施策及び事務・事業）の見直し等の今後の方策を明らかにするため、本年度の評価書を修正する旨が示された。 |

事例 2-16 大気・水・土壌環境等の保全（大気生活環境の保全）〔環境省／実績評価〕

【疑問の種類】

- ⑩ 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

〔政策の概要〕

騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。

| 主な疑問点 | 確認結果 |
|--|--|
| <p>・ 指標として設定されている航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（目標値：100%）及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（目標値：100%）について、平成19年度時点の実績値がそれぞれ73.8%、42.2%であり、達成度合いが低調である。</p> <p>しかし、評価書においては、「航空機及び新幹線鉄道騒音の音源周辺の土地利用の改善及び音源対策を推進するとともに、騒音モニタリングのあり方を検討する」と書かれるにとどまっているため、実績値が目標値に達せず低調である原因を分析した上で、分析結果を適切に反映した今後の方策を検討すべきではないか。</p> | <p>・ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況については、①新幹線沿線の土地利用の状況が年々変化しており、新幹線の防音壁等の音源対策が、新たな沿線宅地開発に追いつかないことなど目標未達成の原因、及び②原因分析を踏まえた今後の具体的な方策が明らかになり、これを踏まえて本年度の評価書を修正する旨が示された。</p> <p>また、航空機騒音に係る環境基準達成状況については、長期的には改善傾向であるものの、依然として目標を達成していない現状を受けた今後の具体的な方策が明らかになり、これを踏まえて本年度の評価書を修正する旨が示された。</p> |

事例 2-17 廃棄物・リサイクル対策の推進（循環資源の適正な 3 R の推進）〔環境省／実績評価〕

【疑問の種類】

⑮ 政策効果を測定するために適切な水準の指標となっていないもの

| 〔政策の概要〕 | |
|---|---|
| <p>各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。</p> | |
| 主な疑問点 | 確認結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標として設定されている資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率について、目標値は、資源有効利用促進法の下位省令で個々の製造業者等が達成すべき「再資源化の目標」として掲げられている値を用いている。一方で、実績値は対象製造業者等全体の回収量の総和及び再利用された資源の総重量を基に算出されており、目標値の達成状況を測定する手法としては妥当ではない。 <p>資源有効利用促進法に基づく再資源化の取組は、個々の製造業者等を単位として義務付けているため、目標値は「再資源化の目標」を達成した製造業者等の割合を測定できるようにするなど適切な目標値を設定すべきではないか。</p> <p>一方、現在の実績値を活用するのであれば、目標値については、個々の製造業者等を単位として設定された「再資源化の目標」を用いるのではなく、別の適切な目標値を設定すべきではないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 資源有効利用促進法における再資源化の目標値は、製造業者等が達成すべき再資源化の目標として定められている数値であることから、対象事業者全体の再資源化の達成状況を評価する基準としても用いているが、総務省の指摘を契機として、今後は、再資源化率の前年度比実績やトレンドを評価することを検討していく旨が示された。 |

事例 1-1 「水道水源開発施設整備事業（サンルダム）」

総務省から厚生労働省への照会

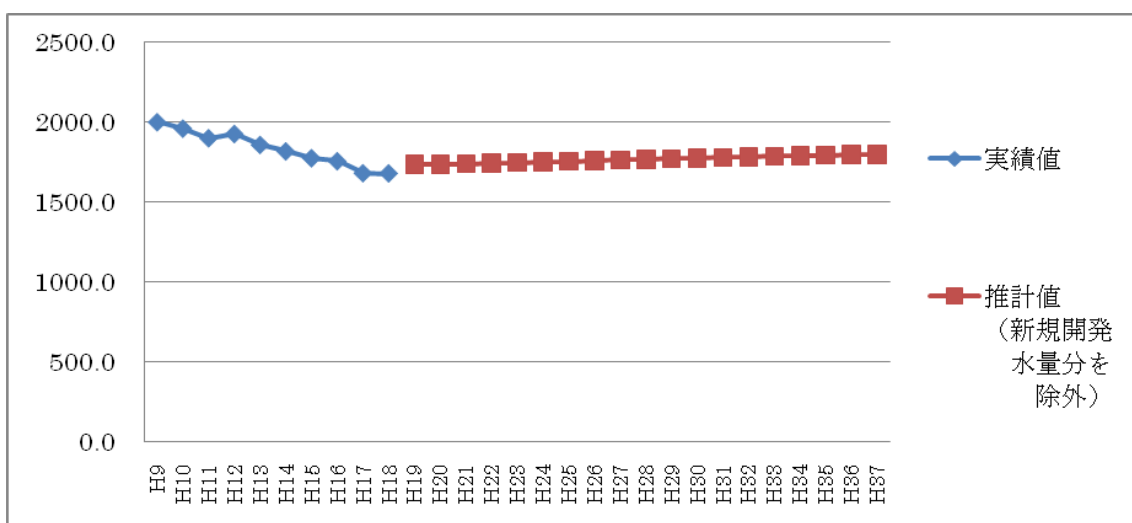
【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、北海道名寄市が事業主体となり、風連地区及び自衛隊専用水道などにおける水質の改善や水源からの取水の不安定さを解消するため、サンルダムに参画し、水道用水を確保するものであり、平成 32 年度に完成予定です。

具体的には、人口減少による需要水量の減少がある一方で、風連地区簡易水道における水源の不安定化及び水質の悪化に対処するため一日最大給水量 1,140 m³/日（平成 32 年度）を、また、自衛隊専用水道における水質の悪化に対処するため一日最大給水量 1,406 m³/日を、新規開発水量として見込み、1,510 m³/日をサンルダムにより水源確保するものとしています。

2 貴省再評価の基となった名寄市の再評価書においては、緑丘浄水場系における業務・営業用水量（新規開発水量を除く。）の推計について、表 1 のとおり過去 10 年間の実績値は一貫して減少傾向にあるにもかかわらず、推計結果は増加傾向を示しています。このため、貴省提出資料を基に、推計の詳細を確認したところ、業務・営業用水量を「営業用」、「団体用」、「浴場用」及び「その他」に分解し、それぞれ過去 10 年間の実績値を用いて時系列傾向分析を行い、その結果を合計するという推計方法が採られています。しかしながら、この名寄市の推計は全体的な減少傾向を反映したものとなっているか疑問があります。

表 1 旧名寄市（緑丘浄水場系）業務・営業用水量

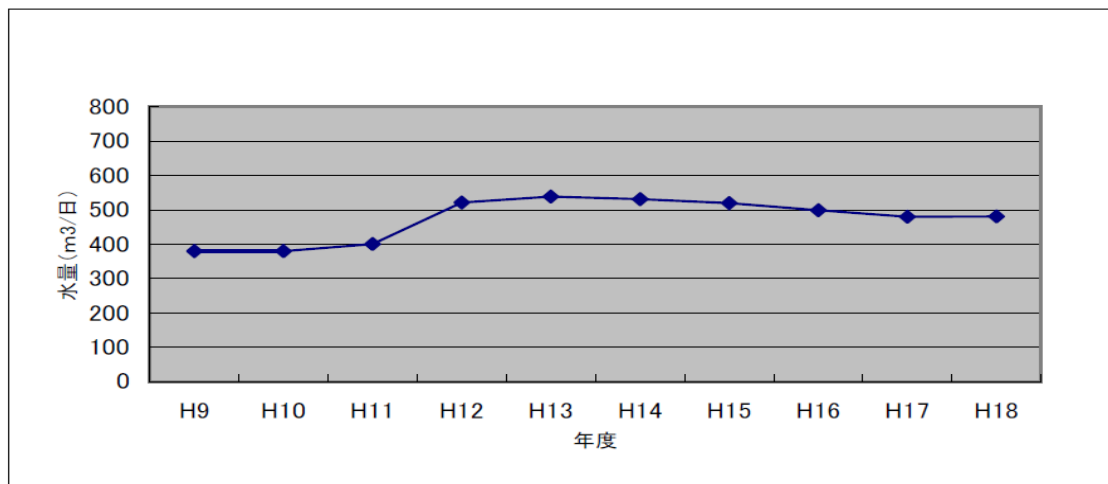


※ 貴省提出資料を基に当省で作成

3 また、「営業用」水量の推計について、貴省提出資料によると、過去 10 年間の実績値を用いて時系列傾向分析を行い、「べき曲線」式を採用したとされており（相関係数 0.73146）、この結果、推計値は増加傾向を示しております。また、貴省からは、過去 10 年間の実績では営業用水量は若干の増加傾向を示しているとの説明を受けております。

しかしながら、営業用水量の過去 10 年間の実績値については、貴省提出資料によると、表 2 のとおり平成 11 年度から 12 年度にかけて大きく増加し、12 年度以降は緩やかな減少傾向を示しています。このような傾向を踏まえると、この 11 年度から 12 年度にかけての増加分を含めて時系列傾向分析を行うことには疑問があります。

表 2 旧名寄市（緑丘浄水場系）「営業用水量」（実績値）



※ 貴省提出資料を基に当省で作成

4 平成 17 年度の再評価においては、B/C の算出に当たって、「渇水被害の回避額」を便益としていましたが、今回の再評価においては、「新規水源（ダム）がない場合、風連地区及び陸上自衛隊名寄駐屯地の浄水施設を今後も使用し続けるものとし、これらの将来にかかる施設の更新費用、維持管理費用及び水質改善費用」を便益としています。

このように便益の算定方法を変更した理由を確認したところ、「今回の再評価では、平成 19 年に改正された費用対効果分析マニュアルに基づき、水量不足による被害と旧風連町及び陸上自衛隊施設の浄水施設に係る施設更新の回避費用、それぞれの便益の算定を行いました。その結果、水量不足に伴う被害の便益はマニュアルの改正に伴い算定方法が変更されたことにより、今回の算定では B/C が 1 を下回り、前回算定・数値化しなかった浄水施設に係る施設更新の回避費用を便益とした算定では B/C が 1 を上回ったことから、

浄水施設に係る施設更新の回避費用を便益としたところです。なお、目標年度における水需要予測の値は前回と今回でほとんど変化はなく、将来的に水量不足が生じる予測となっている点に変わりはありません。」との説明を受けております。

しかしながら、当省としては、平成 17 年度の再評価においては、渇水被害の便益を算定して公共事業評価委員会に審議いただいていることや、政策評価の継続性の観点からは、十分な説明がないままに便益の算定方法を変更したことは望ましいものではなかったと考えています。

また、今回の便益算定に当たっては、表 3（マニュアル本編 24 ページ）の、「定量化が可能と思われる便益（塩素等の薬品注入量の削減効果）」等を準用し、回避支出法と整理したとされています。しかしながら、「定量化が可能と思われる便益（塩素等の薬品注入量の削減効果）」の例としては「薬品費」及び「粉末活性炭投入費用」が挙げられているのみであり、この記述から、関連施設の整備費や維持管理費まで読み込んだ上で、回避支出法と整理することは困難ではないかとの疑問があります。

表 3 定量化の可能性がある便益（例）

| 事業名称 | 標準的に見込まれる便益 (算定事例) | 左記以外に定量化が可能と思 われる便益 | 備考 |
|-----------------------|--|---|---|
| 3. 高度 浄水施設 等整備費 | (需要者が独自に行う水質改善費用) ①蛇口でのドレイン(捨て水) ②煮沸消毒 ③浄水器の設置 ④ボトルドウォーターの購入 | (塩素等の薬品注入量の削減効果) ・薬品費 ・粉末活性炭投入費用 (苦情対応費用の削減効果) ・ドレインなどの捨て水 ・窓口業務 ・水質検査等 | ・取水地点の上流域への変更にも適用 ・代替水源による給水にも適用 |

※ 水道事業の費用対効果分析マニュアル 24 ページを基に当省で作成

【事実関係の照会】

(問 1)

今回の再評価において、「営業用」、「団体用」、「浴場用」及び「その他」の 4 要素に分解した上でそれぞれ時系列傾向分析を行うという推計方法を採用した実質的な理由をご教示ください。

(問 2)

「営業用」水量について、平成 12 年度以降の実績値のみ用いて推計を行うべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問3)

今回の再評価において便益算定方法を変更したことの説明を十分に行うべきではないでしょうか。また、今回の便益算定方法は回避支出法によるとされていますが、マニュアルにおける回避支出法の記述から読み取ることは困難ではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

厚生労働省から総務省への回答

(問1の回答)

計画給水量の決定に当たっては、「原則として用途別使用水量を基に決定する」こととされており、「社会・経済状況や地域特性の動向を反映させるとともに、需用者のニーズを十分に把握したうえで算定する必要がある」(水道施設設計指針2000(以下「設計指針」という。))とされています。

業務・営業用水は、事務所・商店・ホテル等「各種の都市活動において使用される水量であり、その水使用形態も多様」であり、また、「都市特性や地域の気象条件、さらに社会経済動向の影響を敏感に受けるもの」(設計指針)であり、その予測に当たっては、事務所・ホテル等「業態別に推計するか、業務・営業用水の総量を推計するか検討した上で、推計方法を選択」(設計指針)することとしています。

名寄市水道事業再評価においては、水道料金の用途区分(名寄市においては、これまで水道料金の用途区分ごとに使用水量の把握を行ってきた。)を踏まえ、将来の水需要予測を「生活用」、「営業用」、「団体用」、「浴場用」、「その他用水」ごとに行っており(新規開発水量は別途算出。)、その主な用途・給水先は次のとおりです。

生活用：一般家庭

営業用：スーパーマーケット、飲食店、ホテル、食品加工場 等

団体用：病院、学校、老人介護施設 等

浴場用：公衆浴場

その他：工事(仮設給水)

「業務・営業用」の全体の使用水量は指摘のとおり減少傾向となっておりませんが、次のような定性的な増加要因があることから、用途区分ごとに推計を行うことでより正確な予測が出来るのではないかと判断したところです。

1. 「営業用」については、過去10年間の契約件数はほぼ横這い(383件(平成9年)→376件(18年))で推移している。
2. 北北海道の中核都市として、名寄市立病院のセンター化(第3次保健医療福祉圏)、北海道立公園「トムテ文化の森」の整備により、近隣市町村

からの人口流入（昼間）が見込まれる。

3. 観光入り込み客数においても近年増加傾向（17万人（平成11年）→33万人（20年））が確認されている。

用途区分ごとの推計の結果「業務・営業用」のおよそ3分の2を占める「団体用」については単純な減少傾向ではなく、平成19年以降はほぼ横ばいの傾向となる『修正指数曲線』が、また3分の1弱を占める「営業用」については微増傾向となる『べき曲線』の相関係数が最も高くなりました。これらの予測値は上記の定性的な増加理由から、単純な減少傾向となる全体値の時系列分析よりも、より正確な予測値となっていると推測したところです。

（問2の回答）

平成11年度から12年度にかけて「営業用」の使用水量が大幅に増加した要因については、明確な理由は不明ですが、推測するならばショッピングセンター等によるものと考えられ、近年においても大型商業・娯楽施設の進出や観光入り込み客数の実績が確認されていることから、これらの年度の実績値も推計に用いることは妥当と考えております。

（問3の回答）

この事業は、風連地区や自衛隊名寄駐屯地における渇水被害の防止はもとより、水質の改善を図るため、ダムによる新たな水源の確保をもって緑丘浄水場からの給水を行うものです。

そうした理由から、事業の計画にあたっては、それぞれの施設を維持する困難性、とりわけ新たな水源の確保や高度処理を含めた多額の施設更新・維持費用がその背景にあり、便益の算定にあっても、当初から、渇水被害と併せ、給水統合がなされない場合の浄水施設更新や維持管理などの回避費用も重要な便益であったことは間違いがありません。

したがって、今回の便益も、事業の継続性を判断する上で、より実情を反映した有効な算出方法と考えます。

なお、こうした経緯については、再評価書においても、補足すべきであったと考えており、厚生労働省としては、そうした経緯の記述の必要性について、マニュアルの中で明記するよう改訂することといたします。

また、「定量化が可能と思われる便益」に示されている薬品費等は、浄水施設の運用に伴って生じるものであり、そうした削減効果を便益とする場合には、注入施設等の整備費用等も加味しなければならず、結果として施設整備や維持管理費用の計上が必要となります。

こうした独自の便益算定の計上については、マニュアル本編22ページに記載があり、「便益を算定事例に示した項目に限定することはできない。」とされ

ております。

名寄市においては「定量化が可能と思われる便益」として、各家庭で「浄水器の設置」や「ボトルドウォーターの購入」を行うという算定の仕方は現実的ではないと判断し（膨大な便益となりすぎる）、「浄水施設の整備費・維持費」を便益としたところです。なお、厚生労働省としては、今回ご指摘のあった回避支出法と代替費用法の区分については、マニュアルの改訂作業の中で改めて整理することといたします。

結果及び総務省の対応方針

業務・営業用水量について、「営業用」、「団体用」、「浴場用」、「その他」に分けて推計することの実質的な理由が確認された。

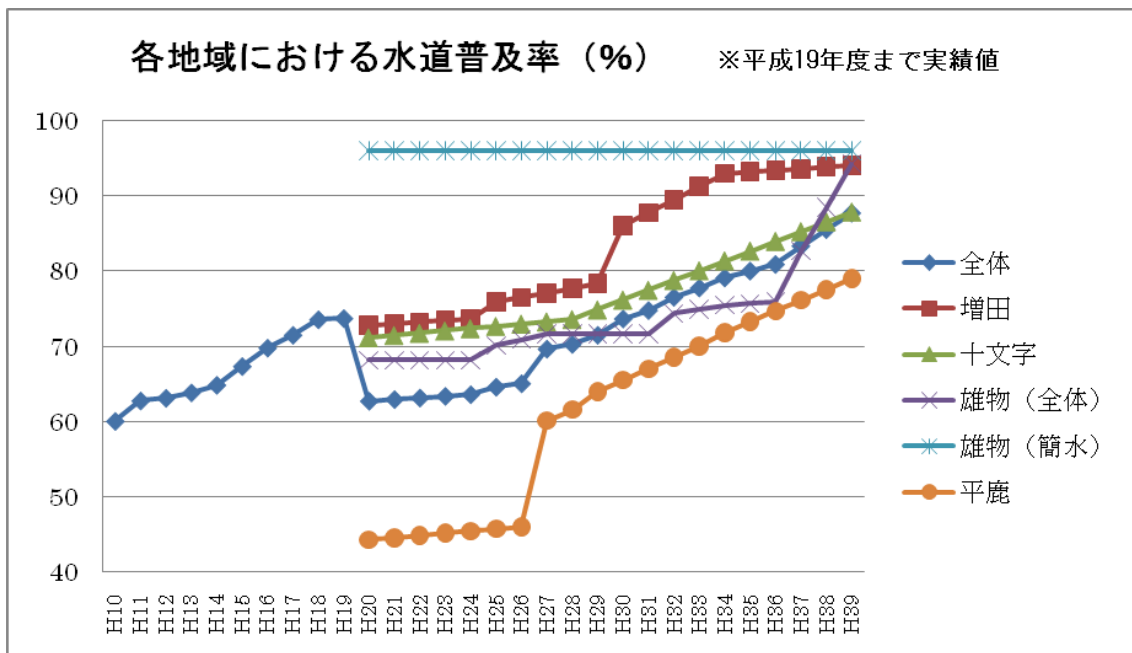
また、便益の算定方法を変更する際に、その経緯を記述することの必要性について、マニュアルの中で明記するよう改訂するとともに、このマニュアルの改訂作業の中で、回避支出法と代替費用法の区分について改めて整理する旨が示されたため、今後の状況を注視していくこととする。

事例 1－2 「水道水源開発施設整備事業（成瀬ダム）」

総務省から厚生労働省への照会

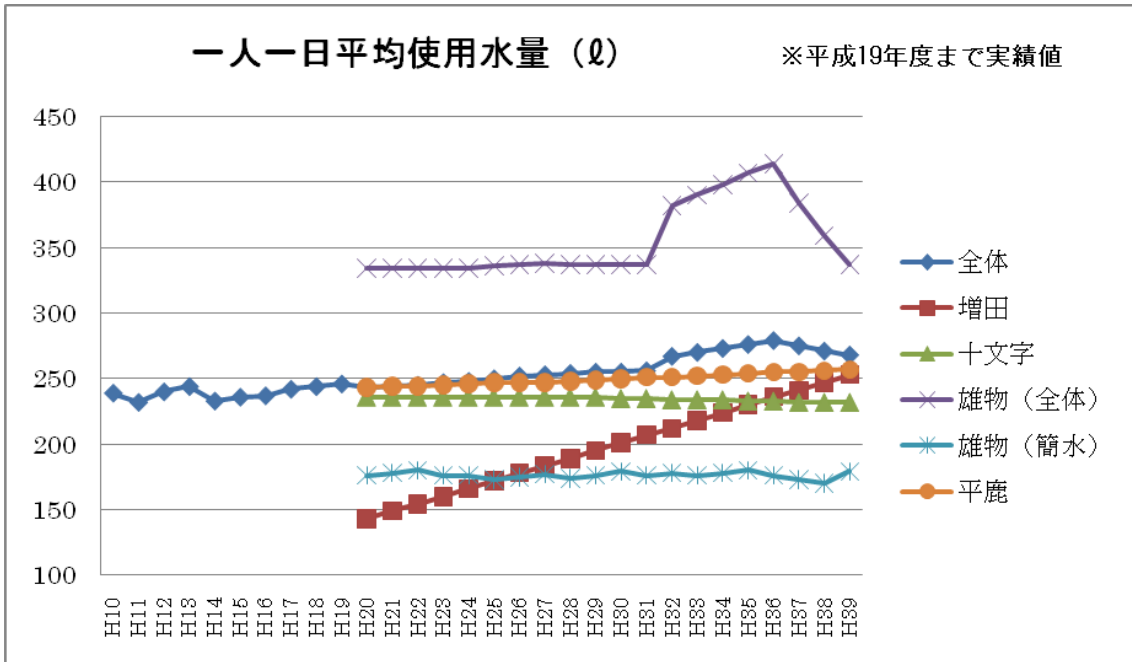
【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 本事業は、秋田県横手市が事業主体となり、将来における区域拡張並びに給水普及率の増加に対応し、「安定給水の確保」、「施設の統廃合による合理化」の観点から成瀬ダムに参画するものであり、平成 29 年に完成予定です。
- 2 本事業の対象地域である増田地域、十文字地域、雄物川地域、平鹿地域について、地域ごとの水道普及率の推計は以下のとおりとなっています。このうち、いくつかの特徴的な変化がみられますが、このような変化をもたらす背景が明らかにされていません。



※ 貴省提出資料を基に当省で作成

- 3 地域ごとの一人一日平均使用水量の推計は以下のとおりとなっています。このうち、いくつかの特徴的な変化及び推移がみられますが、このような変化及び推移をもたらす背景が明らかにされていません。



※ 貴省提出資料を基に当省で作成

4 負荷率は、給水量の変動の大きさを示す指標であり、負荷率は需要水量の推計に大きな影響を与えるものです。「水道施設設計指針 2000」(日本水道協会)によると、負荷率は、以下のとおり、給水人口規模が大きくなるにしたがい、高位安定するとの傾向が示されています。

増田、十文字、雄物川、平鹿地域では、それぞれ、給水人口は約 6,000 人から 10,000 人とされているため、これらの地域の統合により、給水人口規模は約 30,000 人に増加します。したがって、給水地域の統合による負荷率の安定化が見込まれると考えられるところ、本評価においては、そのような安定化による効果を見込んでいるか疑問があります。

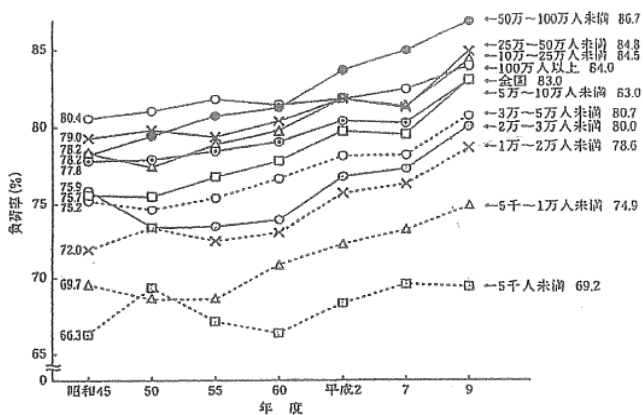


図-1.2.4 給水人口規模別負荷率の推移

※ 「水道施設設計指針 2000」より抜粋

【事実関係の照会】

(問1)

水道普及率の推計のうち、いくつかの特徴的な変化について、このような変化をもたらす実質的な要因をご教示ください。

- ① 増田地域:平成29年度から30年度にかけて普及率が急増している理由、また、34年度を境に普及率の傾向が変化している理由。
- ② 十文字地域:平成28年度を境に普及率の傾向が変化している理由。
- ③ 雄物川地域(全体):平成36年度を境に普及率が急増している理由。
- ④ 平鹿地域:平成26年度から27年度にかけて普及率が急増している理由。

(問2)

一人一日平均使用水量の推計のうち、いくつかの特徴的な変化及び推移について、このような変化及び推移をもたらす実質的な要因をご教示ください。

- ① 雄物川地域(全体):平成31年度から32年度にかけて使用水量が急増する理由、32年度を境に使用水量の傾向が変化している理由、また、36年度を境に使用水量が減少傾向に転じる理由。
- ② 増田地域:どのような推計式を当てはめたのか、また、その推計式を用いることが妥当であるとするならば、その実質的な理由。

(問3)

4地域の統合による負荷率の安定化効果を織り込んで需要推計をするべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示しくさだい。

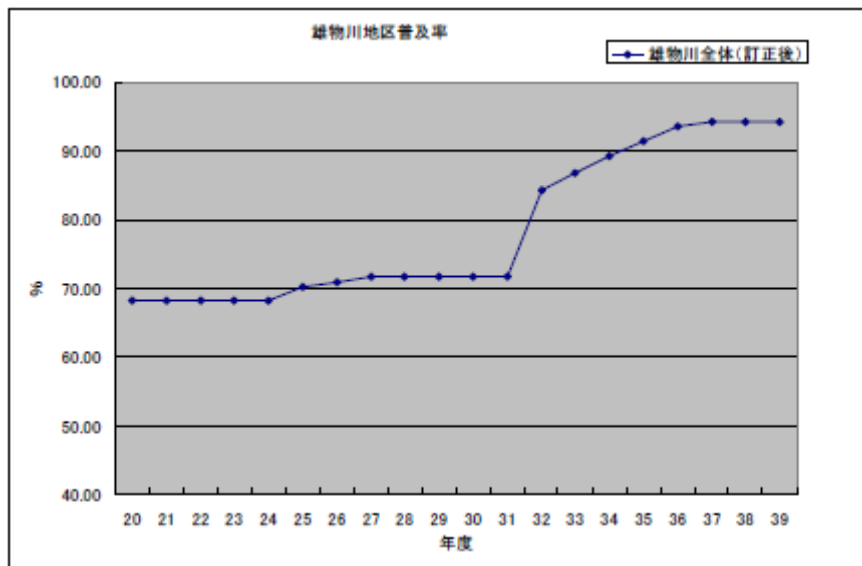
厚生労働省から総務省への回答

(問1の回答)

新たに給水する地区については、施設整備が完了し給水開始する時点をもって、当該地区が給水人口にカウントされます。普及率もそれに伴って増加することとなります。

- ① 増田地域においては、平成29年度から未普及地区へ給水の拡大を予定しており、整備完了により給水開始となります。これにより、給水人口が増加し、普及率も増加となっています。34年度からは拡張区域の人口が少ないため、普及率が鈍化傾向となっています。
- ② 十文字地域においては、平成28年度から未普及地区へ給水の拡大を予定しており、整備完了により給水開始となります。これにより、給水人口が増加し、普及率の増加となっています。
- ③ 雄物川地域においては、給水人口に転記ミスがあったので、以下のとおり訂正します。訂正後についての雄物川地域においては、平成32年度から

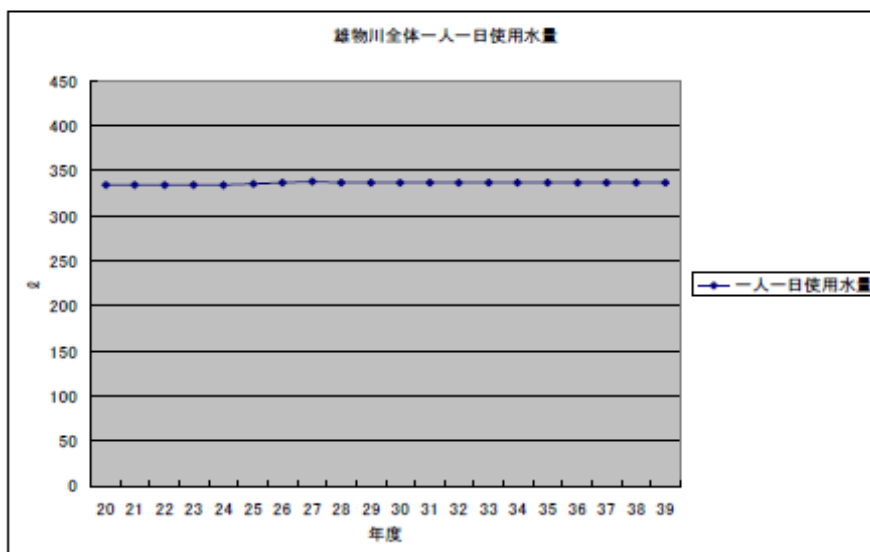
未普及地区へ給水の拡大を予定しており、整備完了により給水開始となります。これにより、給水人口が増加し、普及率の増加となっています



④ 平鹿地域においては、平成 26 年度から未普及地区へ給水の拡大を予定しており、整備完了により給水開始となります。これにより、給水人口が増加し、普及率の増加となっています。当未給水地区は旧平鹿町の中心部であったため、人口が集中している地区です。

(問 2 の回答)

① 雄物川地域の資料の給水人口（平成 32 年度から 38 年度）に、転記ミスから数値に誤りがあったので、以下のとおり訂正します。この結果、一人一日平均使用水量は、ほぼ同数値を示しています。



- ② 増田地域では、自家用井戸水との併用家庭が多く上水の正確な使用水量が算定されないため、旧上水道地区における上水のみを使用している家庭における平成17年度の実績値2530を39年度の推計値として、20年度から直線補間しました。

(問3の回答)

御指摘のとおり、負荷率は、一般的には小規模の都市ほど低くなり、都市の規模が大きくなるにつれて高くなる傾向があります。しかし、負荷率は都市の規模の他、都市の性格、気象条件等によっても左右されるため、その設定に当たっては、長期的傾向の把握と過去の実績を考慮することが重要であり、実際に記録された負荷率を計画値にすることが過大であるとは言えず、異常値を除き、過大でない範囲で実績の最低値を使用することが、適当であると考えます。

増田地域及び十文字地域で1浄水場、雄物川地域及び平鹿地域で1浄水場を設置する形で統合を実施しましたが、統合後の実績がない事業評価時点において、統合直後からの負荷率の安定化効果を見込むのではなく、過去の実績値に基づいて負荷率の設定をすることは妥当であると考えます。

しかしながら、貴省の見解も踏まえ、実際の統合後に負荷率の実績値が集積され、負荷率の安定化が確認できる状況になった場合においては、当該実績値を踏まえた負荷率の設定を検討する必要があると考えています。

結果及び総務省の対応方針

雄物川地域の水道普及率及び一人一日使用水量のデータが修正される。

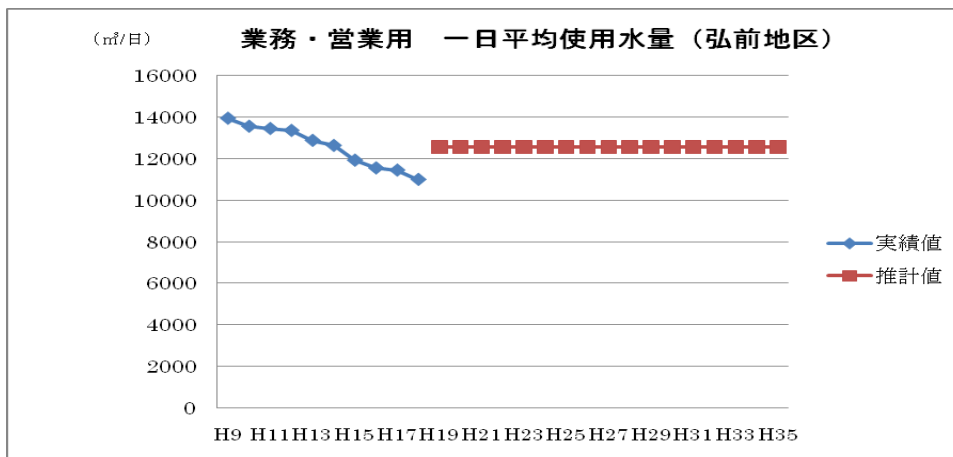
また、負荷率について、実際の統合後に実績値が集積され、安定化が確認できる状況になった場合においては、当該実績値を踏まえた負荷率の設定を検討する必要がある旨が示されたため、今後の状況を注視していくこととする。

事例 1-3 「水道水源開発施設整備事業（津軽ダム）」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 本事業は、青森県弘前市が事業主体となり、津軽ダムに参画し、安定した水源の確保を図るものであり、平成 28 年度に完成予定です。
- 2 貴省再評価の基となった、弘前市の再評価書においては、津軽ダムへの参画が必要な理由として、以下の 3 点が挙げられています。
 - ① 「津軽地域産業活性化計画」による光技術関連産業の新規立地
 - ② 新幹線新青森駅開業による弘前市への移動人口の増加に伴う業務・営業用水の新規需要水量の増加
 - ③ 相馬地区簡易水道の上水道への施設統合しかしながら、上記の 3 つの新規需要水量についての具体的な算出根拠が示されていません。
- 3 弘前地区の業務・営業用水量の推計について、以下のとおりの推計結果となっています。貴省提出資料によると、「減少傾向が強いため、安全性を考慮し、過去 10 ヶ年の実績平均 12,573 (m³/日) とした。」とされています。しかしながら、平均値を用いるとの方法は、過去 10 年間の実績が明らかな減少傾向にあるというトレンドを勘案していないのではないかと疑問があります。



※ 貴省提出資料を基に当省で作成

【事実関係の照会】

(問 1)

- ①光技術関連産業について、貴省に確認したところ、平成 24 年度までに、20

件の新規立地により 2,180 m³/日の新規需要を見込んでいるとのことですが、これまでの新規立地件数の実績と、実際の立地までには至っていないものの既に成約がなされている件数についてご教示ください。②新青森駅開業による効果について、貴省に確認したところ、年間 716 千人の交流人口増加に伴う 140 m³/日の新規需要を見込んでおり、これは八戸駅開業による増加見込みを参考にしたとのことですが、八戸駅開業による交流人口の増加実績についてご教示ください。③相馬地区簡易水道の上水道への施設統合について、具体的な内容をご教示ください。

(問 2)

業務・営業用水量の推計について、平均値を用いるとの方法は、過去 10 年間の実績が明らかな減少傾向にあるというトレンドを勘案していないのではないかと考えますが、平均値を用いることが妥当だとする実質的な理由をご教示ください。

厚生労働省から総務省への回答

(問 1 の回答)

①光技術産業の事業所数は平成 17 年度末から 19 年度末までの 2 年間で 5 社増加しており、20 年度及び 21 年 9 月までの新規立地件数は、把握しているもので成約 (1 件) を含めて 2 社となっています。

なお、光技術産業の従業員数は平成 9 年度から 17 年度まで 3,000 人台で推移していたものが、18 年度末は 6,000 人台、19 年度末は 7,000 人台と事業規模が拡大しています。加えて、弘前オフィス・アルカディアに関しては、19 年 7 月に津軽地域産業活性化計画の同意を得たことで、21 年 2 月に地区計画の変更を行ったことにより、計画で目標を掲げた光技術に関する工場・事業施設等が立地可能となっており、企業誘致の環境整備が整っています。以上のことから、24 年度までに 20 件の新規立地を見込むことは過大なものではないと考えています。

しかしながら、貴省の見解を踏まえ、今後も上位計画策定者とも連携・調整し、社会経済情勢等の変化に応じて柔軟かつ適正に対応するべく状況を注視していきたいと考えています。

②八戸駅開業による交流人口の増加実績 (県新幹線・交通政策課試算) は、純粋プラス分で 716 千人/年です。

③上水道給水区域に近接している相馬地区簡易水道事業の施設統合により効率的な維持管理を行えるとの結果から、当地区の水需要予測を行い、統合水量は 1 日平均給水量 1,330 m³及び 1 日最大給水量 2,010 m³です。

(問2の回答)

近年の弘前地区における業務・営業用水量減少の背景には、中心市街地の衰退が要因として挙げられます。中心市街地と郊外とで水量を分割した場合、減少分は中心市街地によるところが大きく、郊外に関しては大きな変動がないことが分かります。中心市街地と郊外の状況を勘案しないで弘前地区全体の業務・営業用水量の実績を基に時系列傾向分析を行った場合、いずれの推計式も今後も同様に減少し続ける結果を示しました。

しかし、弘前市としては、このような状況の改善のため、市街地の活性化対策に取り組んでいるところであり、状況改善後の需要にも対応可能な供給能力を維持しておく必要があります。時系列傾向分析では、今後の市の施策の反映が困難であることから、ここでは実績平均値(12,573 m³/日)を採用しました。

なお、この結果については、次のとおり検証を行っています。中心市街地の急激な衰退は平成5年度頃から始まったもので、弘前市の商圏である周辺市町村に連続して大規模小売店が開業されたことや、中心市街地の核テナントの廃業や郊外移転など、広域を商圏とする中心市街地の求心力が徐々に低下した時期でありました。そのため、賑わいを失った中心市街地では空き店舗の増加や店舗から駐車場への変化に伴い、使用水量も急速に減少していったと考えられます。この状況の抜本的な対策を図るため、20年7月に「弘前市中心市街地活性化基本計画」が策定され、中心市街地の賑わいを15年度程度まで回復させる目標を設定し、官民が一体となった各取組がなされています。対策以外にも、18年度消費者購買動向調査で黒石市が第二から第一次商圏へ、鶴田町及び深浦町が第四から第三次商圏へ移行して商圏が再び回復していること、19年度から20年度における周辺市町村の大規模小売店舗は増減がないことから、弘前地区の中心市街地の一方的な減少傾向は維持又は回復が見込め、5年度から14年度以前の広域を商圏とする中心市街地まで回復は望めないものの、近年の状況変化から15年度程度の水量が妥当であると判断し、中心市街地の水量は15年度一定としました。以上のことから、中心市街地5,708 m³/日(15年度一定)及び郊外6,398 m³/日(過去10年間の実績平均)の合計水量は12,106 m³/日となり、採用した実績平均値は妥当と判断しています。

結果及び総務省の対応方針

新規需要水量(光技術関連産業の新規立地、新幹線新青森駅の開業、簡易水道の上水道への施設統合による増加)を見込む実質的な理由が確認された。

また、業務・営業用水量の推計について、過去10年間の実績の平均値を採用している実質的な理由が確認された。

これらの実質的な理由の中で示された要因について、その状況を注視していくこととする。

事例 1-4 「水道水源開発施設整備事業（内海ダム）」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

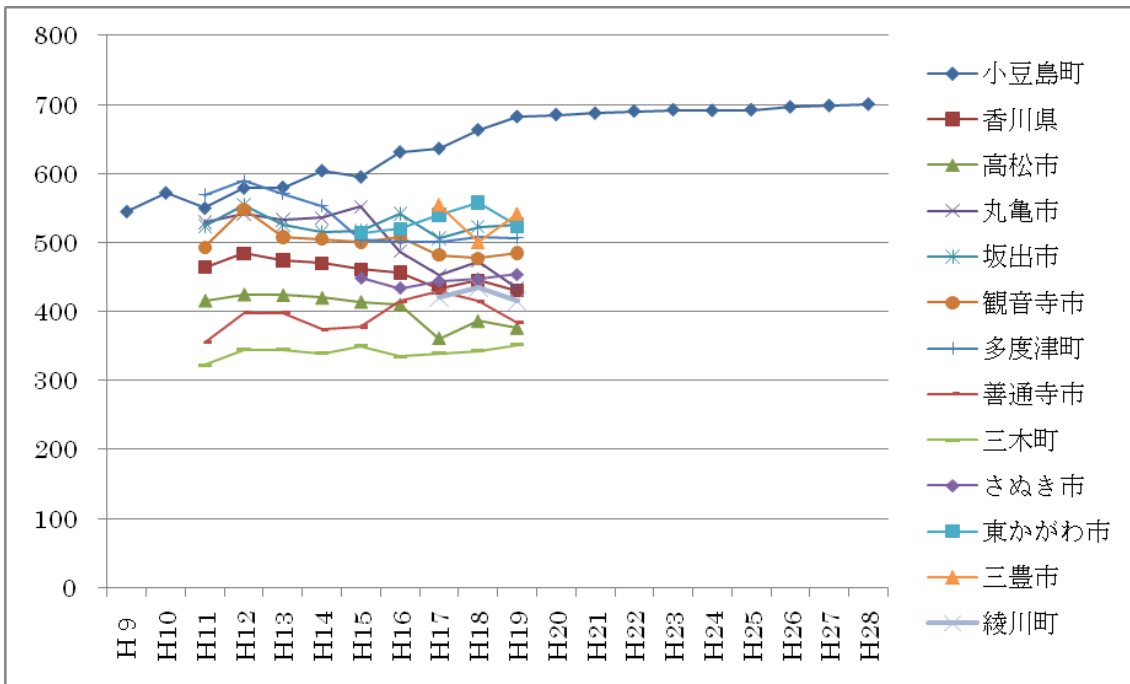
- 1 本事業は、香川県小豆島町が事業主体となり、内海ダム再開発事業へ参画し、新たに1,000 m³/日の水道用水を確保し、小豆島町上水道の安定供給の確保を図るものであり、平成23年度に完成予定です。
- 2 貴省再評価の基となった、小豆島町の再評価においては、節水率を算定する際に「日別給水量/新規水源を除く水源量-1」という式を用いています。「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下「マニュアル」という。）における節水率の算定式は、資料集と算定事例とで記載されている式が異なります。小豆島町が採用している式は、マニュアルの資料集の式であり、当省が確認したいいくつかの自治体はマニュアルの算定事例の式を用いています。
小豆島町が用いている式が誤っている場合、節水率が正しく算定されず、その結果渇水被害便益も誤って算出される懸念があります。
- 3 小豆島町は、内海ダムへの参画理由として、平成24年度に橘簡易水道、28年度に岩谷簡易水道を上水道事業に統合する一方で、不安定水源を廃止するため、不足分をダムに求めることを挙げています。しかしながら、小豆島町の再評価においては、不安定水源の実態については説明されていません。
- 4 また、小豆島町の一人一日最大給水量は、表1及び表2のとおりであり、香川県下の他の自治体と比較しても大きくなっていますが、その理由は不明です。

表1 給水人口、一日最大給水量及び一人一日最大給水量

| | 給水人口 | 一日最大給水量 | 一人一日最大給水量 |
|---------|---------|-------------------------|-----------|
| 平成19年3月 | 14,939人 | 9,906 m ³ /日 | 663ℓ/人・日 |
| 平成28年度 | 14,095人 | 9,864 m ³ /日 | 700ℓ/人・日 |

※ 貴省提出資料を基に当省で作成

表2 香川県下の自治体の一人一日最大給水量



※ 貴省提出資料及び水道統計を基に当省で作成

5 小豆島町の再評価書によれば、便益の算定に当たって「渇水時の供給サイドの費用」を計上しています。これは、渇水時の給水制限に係るバルブ操作、運搬給水、広報等の供給サイドの費用増加額です。小豆島町の渇水時の供給サイドの費用を求める際の給水人口当たりの費用単価が、122 円/人・日と設定されていますが、小豆島町の再評価書においては「事例より設定」とされている以外は、どのような算出方法により設定しているのか不明です。

【事実関係の照会】

(問1)

マニュアルに記載されている二つの式のうちどちらの式を採用すべきか御教示ください。また、小豆島町が間違っただ式を採用している場合、計算をやり直すべきではないかと考えますが貴省の見解をお示しください。

(問2)

小豆島町の現在の水源のうち、どの水源が不安定なのか、また、当該不安定水源の実態についてご教示ください。

(問3)

小豆島町の一人一日最大給水量が大きくなっている理由をご教示ください。

(問4)

小豆島町の渇水時の供給サイドの費用を求める際の給水人口当たりの費用単価 122 円/人・日の算出方法をご教示ください。

厚生労働省から総務省への回答

(問1の回答)

マニュアルにおいて、節水率は算定事例にある「 $(1 - \text{既存の水源量} / \text{日別給水量}) \times 100$ 」と定義しています。資料集における節水率の定義「 $(\text{日別給水量} / \text{既存の水源量} - 1) \times 100$ 」は誤りであるため、資料集の記述を修正することといたします。

小豆島町は、資料集にある誤った節水率の定義にしたがって費用効果分析をしており、その影響は小さいと見込まれますが、改めて正しい節水率の定義にしたがって計算し直すことといたします。

(問2の回答)

小豆島町では、吉田川（表流水）、内海ダム、粟地ダム、吉田ダム、殿川ダム、三五郎池、猪谷池（湖沼水）を水源としています。このうち、吉田川（表流水）、内海ダム、粟地ダム、吉田ダム、殿川ダムは安定水源であり、従来これら水源からの取水をベースとし、需要の多い時期においては、変動分を不安定水源である表1の三五郎池、猪谷池（湖沼水）及び片城川でカバーしてきております。今後は不安定水源からの取水を解消する目的で、不安定水源からの取水を内海ダム（再開発分）に移行することとしております。

表1 不安定水源の現況及び将来の見通し

| 水源名 | 水源種別 | 現在(平成18年度) | | 水源の状況 |
|------|------|------------|---------------------------------|---|
| | | 使用状況 | 日最大 取水量 m ³ /日 | |
| 三五郎池 | 湖沼水 | 使用中 | 610 <small>(非かんがい期)</small> | ため池管理者の同意の上で水源としており、取水が必要な際は協議の上、余剰水を分けてもらっている。しかし、かんがい期(4~9月)には取水できない。 |
| 猪谷池 | 湖沼水 | 使用中 | 270 <small>(非かんがい期)</small> | ため池管理者の同意の上で水源としており、取水が必要な際は協議の上、余剰水を分けてもらっている。しかし、かんがい期(4~9月)には取水できない。 |
| 片城川 | 表流水 | 使用中 | 750 | 季節、気象により河川の水が枯れることがあり、常時取水することができない。需要に対して水源が不足した時、緊急的に取水している。 |

(問3の回答)

一人一日最大給水量の算出方法は表2のとおりです。

小豆島町は、他市町に比べて、有収水量の中で業務営業用水及び工場用水の占める割合が高いため、一人一日最大給水量が大きくなっていると思われます。

一人一日平均使用水量(生活用水)の平成28年度推計値は198ℓ/人・日です。また、生活用水の19年度の県下平均値は、230ℓ/人・日です。小豆島町の28年度推計値198ℓ/人・日は推計値として過大なものではなく、地域性による業務営業用水及び工場用水を加味した一人一日最大給水量が結果的に大きくなっていると思われます。

表2 一人一日最大給水量の算出方法

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・有収水量＝生活用水(予測)＋業務営業用水(予測)＋工場用水(予測)・有効水量＝有収水量＋無収水量(予測)・一日平均給水量＝有効水量/有効率(予測)・一日最大給水量＝一日平均給水量/負荷率(予測)・一人一日最大給水量(ℓ/日)＝一日最大給水量(m³/日)/給水人口(人) |
|---|

(問4の回答)

マニュアルでは、供給者側の支出の回避として、

- ・広報(広報誌、公告、CM、人件費)
- ・応急給水用費用(車、設備、人件費)
- ・断水操作費用(バルブ操作、洗管、洗浄)
- ・対策本部運営費(人件費など)

の費目が考えられるとなっています。

マニュアルでは、過去に渇水の実績がある場合には、その際の追加支出費用を基に設定するようになっていることから、小豆島町では平成8年の時間給水時における渇水対策費を用いて表3のとおり算定しました。

対象費目については、小豆島町が島嶼部という特殊事情にあるため、応急給水用費用として給水船等による運搬給水費が費用の大部分を占めています。なお、水代については加算していません。

表3 平成8年度時間給水時の湯水対策費実績に基づく費用単価の設定

| 平成8年度 | 千円 | |
|----------------------|-----------|---------|
| 取水費 | 1,360千円 | |
| 運搬給水費 | 90,170千円 | |
| バルブ操作費 | 503千円 | |
| 応急給水用費用(電気代) | 3,547千円 | |
| 委託料(水質検査等) | 12千円 | |
| 合計 | 95,592千円 | |
| 便益として見込む費用 | 95,592千円 | |
| デフレーター (国内企業物価指数) | 100.7 | |
| 平成19年度価格 | | |
| 追加費用 | 94,928千円 | |
| 制限日数当り | 1,337千円/日 | 71日間 |
| 給水人口当り | 122円/人/日 | 10,916人 |

結果及び総務省の対応方針

節水率の算定方法について、マニュアルの記述を修正する旨が示され、また、資料集にある誤った節水率の定義にしたがって費用対効果分析をしていたため、改めて推計した上で評価書を修正する旨が示されたため、マニュアル及び評価書の修正状況を確認する。

また、不安定水源の実態、使用者側の回避支出の設定根拠及び一人一日最大給水量が大きくなっている理由が明らかにされた。

事例 1－5 「森林環境保全整備事業（千曲川上流森林計画区）」

総務省から農林水産省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、長野県上田市等 4 市 11 町村の国有林野を対象として、当該国有林野が有する水源かん養機能、山地災害防止機能、地球温暖化の防止等の公益的機能を高めていくことを第一とし、併せて木材産業の振興を図るためのカラマツ等の安定供給に努めることとして、機能類型に応じた長伐期施業、針広混交林施業等の多様な森林整備を実施するとともに、これに必要な路網の整備を実施するものです。

貴省の「公共事業の事業評価書（林野公共事業の事前評価）」（平成 21 年 3 月）によれば、総便益(B)は 22,514,867 千円、総費用(C)は 1,603,053 千円、総費用総便益比(B/C)は 14.04 となっています。

2 貴省から御提供いただいた資料によれば、森林整備に係る費用について、2008年度（平成20年度）にのみ1,069,894千円が計上されています。この点について貴省に確認したところ、国有林の森林整備事業における事業量は、5年ごとに5年間の計画として策定される国有林野施業実施計画（以下「施業実施計画」という。）において、植付や下刈等の作業種別に定めており、事業評価もこの計画内容を対象として実施しているところであり、事業評価に用いる費用については、次期以降の施業実施計画に予定する事業に係る事業費を含めて費用として表すよりも、施業実施計画の計画内容との整合を図る方が理解されやすいとの考えから、整備期間5年間の事業費のみで費用を表すこととしているとのことでした。そして、施業実施計画における年度ごとの作業種別の事業量は、毎年度、翌年度の予算状況のほか対象林分の生育状況に応じた作業時期などを総合的に勘案して決定していることから、施業実施計画の事業量に要する経費を評価年度に全額計上することとして、社会的割引率を乗じずに、当該事業に必要な費用を最大限見込んで評価しているとのことでした。

また、便益についても、現行の施業実施計画に基づく整備期間5年間の事業費に対応したものとするために、評価期間50年間の便益を整備期間5年間に係る便益に換算した数値を用いているとのことでした。

評価期間50年間の便益を整備期間5年間に係る便益に換算する具体的方法について貴省に確認したところ、以下のような方法を用いていることが分かりました。

【換算方法】

① 換算係数

単層林と複層林別に、評価期間 50 年間の費用に対する整備期間 5 年間の事業費の比率(整備期間 5 年間の事業費/評価期間 50 年間の費用)により、換算係数を求める。

・単層林：1,061,391 千円 ÷ 4,311,569 千円 ≒ 0.246

・複層林：8,503 千円 ÷ 50,961 千円 ≒ 0.167

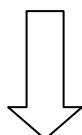
② 換算結果

評価期間 50 年間に係る単層林、複層林の各便益に、単層林、複層林それぞれの換算係数を乗じて、整備期間 5 年間に係る便益を求める。

(換算前)

単位：千円

| | 水源かん養便益 | | | 山地保全便益 | 環境保全便益 | 木材生産便益 | 総便益 |
|-----|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-------------|------------|
| | 洪水防止便益 | 流域貯水便益 | 水質浄化便益 | 土砂流出防止便益 | 炭素固定便益 | 木材生産確保・増進便益 | |
| 単層林 | 38,816,050 | 4,955,115 | 6,626,773 | 17,376,550 | 6,952,353 | 6,711,715 | 81,438,556 |
| 複層林 | 2,025,120 | 258,519 | 345,734 | 906,574 | 106,819 | 0 | 3,642,766 |
| 計 | 40,841,170 | 5,213,634 | 6,972,507 | 18,283,124 | 7,059,172 | 6,711,715 | 85,081,322 |



0.246 を換算前の単層林の各便益に乗じる。

0.167 を換算前の複層林の各便益に乗じる。

(換算後)

単位：千円

| | 水源かん養便益 | | | 山地保全便益 | 環境保全便益 | 木材生産便益 | 総便益 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|
| | 洪水防止便益 | 流域貯水便益 | 水質浄化便益 | 土砂流出防止便益 | 炭素固定便益 | 木材生産確保・増進便益 | |
| 単層林 | 9,548,748 | 1,218,958 | 1,630,186 | 4,274,631 | 1,710,279 | 1,651,082 | 20,033,884 |
| 複層林 | 338,195 | 43,173 | 57,738 | 151,398 | 17,839 | 0 | 608,343 |
| 計 | 9,886,943 | 1,262,131 | 1,687,924 | 4,426,029 | 1,728,118 | 1,651,082 | 20,642,227 |

3 このように、「林野公共事業における事前評価マニュアル」と異なる方法により費用及び便益を計上していますが、評価期間 50 年間で便益が各年均等に発現する場合、貴省の便益の換算方法によると、評価期間 50 年間における費用の発生が各年均等ではないことに影響されて、換算後の 5 年間の便益が、便益が各年均等の場合の 5 年間の合計よりも大きく計上されることとなります。

【事実関係の照会】

(問)

「林野公共事業における事前評価マニュアル」に沿って、評価期間 50 年間の便益と費用をそれぞれ計上した上で費用対効果分析を行うべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

農林水産省から総務省への回答

(回答)

貴省の指摘を踏まえるとともに、事業評価のより一層の透明性等の向上を考慮し、今後は、「林野公共事業における事前評価マニュアル」に沿って、評価期間の便益と費用を計上した上で費用対効果分析を行うこととしたい。

なお、今回の貴省の指摘どおり、便益については、換算後の5年間の便益が、各年均等の場合の5年間の合計よりも大きく計算されるが、現在用いているB/Cの計算方法においては、費用についても、整備期間5年間に係る事業費(費用)が、各年均等の場合の5年間の合計よりも大きくなるため、費用対効果分析の結果は実質的に変わらないと考えている。

結果及び総務省の対応方針

総務省の指摘を踏まえるとともに、事業評価のより一層の透明性等の向上を考慮し、今後は、「林野公共事業における事前評価マニュアル」に沿って、評価期間の便益と費用を計上した上で費用対効果分析を行う旨が示された。

なお、現在用いている計算方法では、費用も便益と同様に、整備期間5年間に係る事業費が各年均等の場合の5年間の合計よりも大きくなるため、費用対効果分析の結果は実質的に変わらないとの見解が示された。

事例 1－6 「高知地区（舟入川）地震・高潮等対策河川事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 舟入川は、高知県中央部を流れ高知市において浦戸湾に注ぐ国分川水系の支川の一つです。本事業は、高知県が事業主体となり、昭和45年の台風10号による高潮災害を受けて着手され、高潮による被害を防御するとともに、確率規模1/50の洪水を安全に流下可能な河道を完成させる目的で、護岸及び耐震護岸の整備や排水機場の増設が行われてきたものです。現在、残事業として、南海地震対策に係る既設堤防の地震対策工が実施されています。

本事業の事業期間は昭和46年度から平成28年度まで、総事業費は120億円、総便益は8,242億円（便益の主な根拠：年平均浸水軽減戸数2,576戸、年平均浸水軽減面積357ha）、総費用は521億円、費用便益比（B/C）は15.8、事業進捗率は82%となっています。

2 本事業の平成20年度再々評価に係る費用対効果分析において、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、高潮は1/10、1/30、1/50及び1/140の確率規模、洪水は1/10、1/30及び1/50の確率規模、合計で7つのケースを設定しています。これらのケースごとに資産データを整理し、被害額（高潮は1/10で17,918百万円、1/30で23,011百万円、1/50で25,094百万円、1/140で37,074百万円、洪水は1/10で14,454百万円、1/30で19,311百万円、1/50で21,363百万円）を算定しています。そして、本事業が実施された場合には、すべての被害が軽減されるとして、年平均被害軽減期待額174億5,194万円を算定していますが、計画規模1/50を超える確率規模1/140の高潮に対してすべての被害の軽減を図ることはできないのではないかと疑問があります。

3 本事業において現在実施されている南海地震対策に係る既設堤防の地震対策工について、「治水経済調査マニュアル（案）」（平成17年4月国土交通省河川局。以下「マニュアル」という。）には、既設堤防の地震対策工に伴い発現する効果をどのように評価するのかについての説明はなく、また、貴省提供資料でも、今回の再々評価において、年平均被害軽減期待額の算定に当たって既設堤防の地震対策工に係る効果をどのように考慮しているのかは不明です。

4 貴省提供資料によると、整備期間中でも段階的河川整備の進捗に応じて便益が発現するとして、昭和47年度から平成29年度まで便益が計上されていますが、これに対応する維持管理費が計上されていません。

【事実関係の照会】

(問1)

計画規模1/50を超える確率規模1/140の高潮に対しては、すべての被害軽減を図ることはできないのではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

(問2)

既設堤防の地震対策工に伴い発現する効果について、現マニュアルには算定手法が定められていませんが、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、当該効果をどのように考慮しているのか具体的にご教示ください。

また、当該効果を適切に算定・評価する手法を確立していく必要があるのではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

(問3)

整備期間中に発現した便益に対応する維持管理費を費用に計上すべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

確率規模 1/140 の高潮については、昭和 45 年 8 月の台風 10 号により土佐湾沿岸に発生した高潮災害のときに観測された潮位の実績潮位の再現確率 1/140 をもとに高潮計画の確率規模を 1/140 に設定しています。

洪水に対しては雨量、高潮に対しては潮位の生起確率により計画規模を設定しており、異なる外力の生起確率を比べるものではなく、1/50 の洪水により設定する堤防高と 1/140 の高潮により設定される堤防高の高い方を計画堤防高として設定しているため、1/140 の高潮に対しても災害防止が図れると考えます。

(問2の回答)

現マニュアルには既設堤防の地震対策工に伴い発現する効果の算出手法が定められていないことから、年平均被害期待額の算定に当たり、当該効果は見込まれておりません。

また、貴省御指摘のとおり、当該効果を適切に算定・評価する手法を確立していくことは重要であると考えていますが、現時点では技術的知見が不足していることから、今後もその蓄積等に努めていきたいと考えています。

(問3の回答)

維持管理費については、施設完成後より計上していましたが、貴省指摘のと

おり、整備期間中でも便益が発生することから、その機能維持のための経費は必要と考えます。そこで整備期間中の施設に対する維持管理費を算定することにしました。

再算定の結果、維持管理費を見込んだ場合の費用は、521 億円から 555 億円へ増加し、B/C は 15.8 から 14.8 へ減少することから評価書の修正を行います。

結果及び総務省の対応方針

地震対策工に伴い発現する効果を適切に算定・評価する手法については、現時点では技術的知見が不足していることから、今後もその蓄積等に努めていく旨が示されたので、今後の動向を注視する。

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 1-7 「撥川都市基盤河川改修事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 撥川は、その源を帆柱山山麓に発し、北九州市八幡西区を南北に貫流し洞海湾に注ぐ、幹川流路延長4.165km、流域面積3.49km²の二級河川です。本事業は、北九州市が事業主体となり、流域の宅地化による流出量の増加や河道流下能力不足から、下流部において浸水被害が発生しており、また、流域内の低平地では、梅雨・台風期を中心に浸水が発生しており、治水安全度の向上が望まれていることから、計画降雨規模（50年に1度の確率の降雨）に対して、洪水を安全に流下させ得る整備（河川拡幅、河床掘削、護岸整備等）を行うものです。

本事業の事業期間は昭和45年度から平成25年度まで、総事業費は99億円、総便益は323億円（便益の主な根拠：年平均浸水軽減戸数158戸、年平均浸水軽減面積11ha）、総費用は75億円、費用便益比（B/C）は4.3、事業進捗率は81%となっています。

2 貴省提供資料によると、今回の本事業の再々評価においては、費用便益分析に当たっての評価の基準年が平成20年ではなく15年とされています。

また、貴省提供資料では、現在価値化後の便益は32,280.3百万円、費用は7,514.9百万円、費用便益比（B/C）は4.29とされています。一方、当省において再計算を行ったところ、計算結果に乖離がみられることから、便益及び費用の計算に誤りがあるのではないかと疑問があります。

【事実関係の照会】

（問）

費用便益分析に当たって、評価の基準年を平成15年としている理由をご教示ください。また、貴省提供資料（様式-7（費用対便益））における便益及び費用の計算に誤りがあるのではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

国土交通省から総務省への回答

（回答）

貴省御指摘のとおり、基準年については、平成20年とすべきところ平成15年として計算しておりました。便益及び費用の計算についても、計算が違っていました。

改めて、基準年を平成20年として再計算したところ、便益は53,065.3百万

円、費用は 11,862.5 百万円、B/C は 4.47 へと数値が変わることから評価書の修正を行います。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 1－8 「香流川都市基盤河川改修事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 香流川は、長久手町、名古屋市守山区等を流下する一級河川です。本事業は、名古屋市が事業主体となり、計画降雨規模（30年に1度の確率の降雨）に相当する洪水流量を安全に流せるよう、河道掘削、護岸整備等を行い治水安全度の向上を図るものです。

本事業の事業期間は昭和62年度から平成24年度まで、総事業費は48億円、総便益は661億円（便益の主な根拠：年平均浸水軽減戸数456戸、年平均浸水軽減面積16ha）、総費用は54億円、費用便益比（B/C）は12.3、事業進捗率は77%となっています。

2 貴省提供資料によれば、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、流量規模の設定を計画規模1ケースのみとしています。

| 洪水規模 | 年平均超過確率 | 区間確率 | 被害額軽減額 (百万円) | 区間平均被害額 (百万円) | 年平均被害額 (百万円) | 年平均被害軽減期待額 (百万円) |
|-------------------|---------|-------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------|
| 現況流下能力規模 W=1/5 | 0.200 | - | 0 | - | - | - |
| 計画規模 W=1/30 | 0.033 | 0.167 | 27,546 | 13,773 | 2,295 | 2,295 |

「治水経済調査マニュアル（案）」（平成17年4月国土交通省河川局）によると、「洪水条件のうち流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケース程度とする。なお、確率規模の設定に当たっては、後述する年平均被害額の推計時に支障がないよう、区間確率がなめらかに減少するよう配慮する」とされています。このため、年平均被害軽減期待額の算定精度が低いものとなっているのではないかと疑問があります。

【事実関係の照会】

（問）

年平均被害軽減期待額の算定に当たって、流量規模の設定を計画規模1ケースのみとしていることから、算定精度が低いものとなっているのではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

国土交通省から総務省への回答

（回答）

照会のとおり、「治水経済調査マニュアル（案）」（平成17年4月国土交通省

河川局)によると、「流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケース程度とする」と記述があります。しかし、本事業の確率規模に関して、無害流量が概ね1/5に対し計画流量1/30であり、国が管理するような大河川と比較して無害流量と計画流量規模の差が小さいものとなっています。このため、名古屋市においては、マニュアルに記述があるような複数の流量規模を追加ケースとして設定した場合でも、B/C値に与える影響は小さいものと判断し、計画規模の1ケースのみで年平均被害軽減期待額の算定を実施しています。

この度、貴省より照会が寄せられましたので、以下のとおり、改めて複数の中間流量を追加した場合の年平均被害軽減期待額を算定し、B/C値を試算してみました。年平均被害軽減期待額は2,295百万円から2,183百万円へ、これに伴いB/C値は12.34から11.73へと若干の変動はあるものの顕著な差異は見受けられず、評価結果に影響はないと考えています。

| 流量規模 | 年平均超過確率 | 被害額(百万円) | | | 区間平均被害額 | 区間確率 | 年平均被害額 | 年平均被害額の累計 =年平均被害軽減期待額 |
|------|---------|-------------|------------|----------|---------|-------|--------|--------------------------|
| | | ①事業を実施しない場合 | ②事業を実施した場合 | ①-②被害軽減額 | | | | |
| 1/5 | 0.200 | 0 | 0 | 0 | 8,310 | 0.100 | 831 | 831 |
| 1/10 | 0.100 | 16,619 | 0 | 16,619 | | | | |
| 1/20 | 0.050 | 20,976 | 0 | 20,976 | 18,798 | 0.050 | 940 | 1,771 |
| 1/30 | 0.033 | 27,546 | 0 | 27,546 | 24,261 | 0.017 | 412 | 2,183 |

結果及び総務省の対応方針

複数の中間流量を追加した場合の年平均被害軽減期待額を算定した場合でも、顕著な差異は見受けられず、評価結果に影響はないことが確認された。

事例 1-9 「野添川都市基盤河川改修事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 野添川は、名古屋市守山区を北西に流下し庄内川へ合流する一級河川です。本事業は、名古屋市が事業主体となり、計画降雨規模（5年に1度の確率の降雨）に相当する洪水流量を安全に流せるよう、河道掘削、護岸整備等を行い治水安全度の向上を図るものです。

本事業の事業期間は平成4年度から30年度まで、総事業費は20億円、総便益は51億円（便益の主な根拠：年平均浸水軽減戸数116戸、年平均浸水軽減面積24ha）、総費用は20億円、費用便益比（B/C）は2.5、事業進捗率は40%となっています。

2 貴省提供資料によれば、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、流量規模の設定を計画規模1ケースのみとしています。

| 洪水規模 | 年平均超過確率 | 区間確率 | 被害額軽減額 (百万円) | 区間平均被害額 (百万円) | 年平均被害額 (百万円) | 年平均被害軽減期待額 (百万円) |
|----------------|---------|-------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------|
| 現況流下能力規模 W=1/1 | 1.000 | - | 0 | - | - | - |
| 計画規模 W=1/5 | 0.200 | 0.800 | 556 | 278 | 222 | 222 |

「治水経済調査マニュアル（案）」（平成17年4月国土交通省河川局）によると、「洪水条件のうち流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケース程度とする。なお、確率規模の設定に当たっては、後述する年平均被害額の推計時に支障がないよう、区間確率がなめらかに減少するよう配慮する」とされています。このため、年平均被害軽減期待額の算定精度が低いものとなっているのではないかと疑問があります。

【事実関係の照会】

(問)

年平均被害軽減期待額の算定に当たって、流量規模の設定を計画規模1ケースのみとしていることから、算定精度が低いものとなっているのではないかと考えますが、貴省の見

解をお示しください。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

照会のとおり、「治水経済調査マニュアル（案）」（平成 17 年 4 月国土交通省河川局）によると、「流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする 6 ケース程度とする」と記述があります。しかし、本事業の確率規模に関して、無害流量が概ね 1/1 に対し計画流量 1/5 であり、国が管理するような大河川と比較して無害流量と計画流量規模の差が小さいものとなっています。このため、名古屋市においては、マニュアルに記述があるような複数の流量規模を追加ケースとして設定した場合でも、B/C 値に与える影響は小さいものと判断し、計画規模の 1 ケースのみで年平均被害軽減期待額の算定を実施しています。

この度、貴省より照会が寄せられましたので、以下のとおり、改めて複数の中間流量を追加した場合の年平均被害軽減期待額を算定し、B/C 値を試算してみました。年平均被害軽減期待額は 222 百万円から 254 百万円へ、これに伴い B/C 値は 2.51 から 2.86 へと若干の変動はあるものの顕著な差異は見受けられず、評価結果に影響はないと考えています。

| 流量規模 | 年平均超過確率 | 被害額（百万円） | | | 区間平均被害額 | 区間確率 | 年平均被害額 | 年平均被害額の累計 ＝年平均被害軽減期待額 |
|------|---------|-------------|------------|----------|---------|-------|--------|--------------------------|
| | | ①事業を実施しない場合 | ②事業を実施した場合 | ①－②被害軽減額 | | | | |
| 1/1 | 1.000 | 0 | 0 | 0 | 217 | 0.500 | 109 | 109 |
| 1/2 | 0.500 | 434 | 0 | 434 | | | | |
| 1/3 | 0.333 | 478 | 0 | 478 | 456 | 0.167 | 76 | 185 |
| 1/5 | 0.200 | 556 | 0 | 556 | 517 | 0.133 | 69 | 254 |

結果及び総務省の対応方針

複数の中間流量を追加した場合の年平均被害軽減期待額を算定した場合でも、顕著な差異は見受けられず、評価結果に影響はないことが確認された。

事例 1-10 「一般国道 434 号 徳山～錦バイパス」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 一般国道 434 号徳山～錦バイパスは、山口県周南市須万を起点とし、山口県岩国市錦町広瀬に至る延長 12.8km のバイパスです。本事業は、山口県が事業主体となり、異常気象時に通行規制が指定されている幅員狭小、線形不良の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を目的としています。

本事業の事業期間は平成 4 年度から 22 年度まで、総事業費は 118 億円、総便益は 216 億円、総費用は 170 億円、費用便益比 (B/C) は事業全体で 1.3、残事業で 7.3、計画交通量は 1,300 台/日、事業進捗率は 91%となっています。

平成12年度、15年度、17年度、20年度と段階的に供用が開始されてきており、12.8kmのうち5.1kmが部分供用されています。

2 貴省提供資料によると、便益は、部分供用及び全線供用の開始年次ごと（平成12年度、15年度、17年度、20年度、23年度）にそれぞれ40年間計上している一方で、費用については、維持修繕費が平成23年度から計上しています。

【事実関係の照会】

(問)

徳山～錦バイパスの部分供用に伴い発現した便益に対応する維持修繕費分を費用に計上すべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

指摘のとおり、部分供用に伴い発現した便益に対応して平成 12 年度より維持修繕費を費用に計上すべきです。平成 12 年度より維持管理費を計上する場合、費用が 170 億円から 172 億円へ増加することから評価書の修正を行います。なお、B/C は 1.3 のままで変わりません。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 1-11 「小本港小本浜地区国内物流ターミナル整備事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、鉱産・林産資源等の物流機能の強化を図ることや、陸中海岸国立公園内の観光基地とすること、大型漁船等を収容すること等を目的として、岸壁、防波堤等の整備を行うものです。

2 貴省提出資料によると、本事業の総便益（B）は80億円、総費用（C）は62億円、費用便益比（B/C）は1.3とされており、総便益（B）の内訳は、陸上輸送コストの削減便益（79億円）とふ頭用地の残存価値（1億円）の合計（80億円）となっています。

そして、便益の大半を占める陸上輸送コストの削減便益を算定するに当たり、国内物流ターミナル整備事業における取扱貨物量の目標を、以下のとおり設定しています。

| 便益の主な根拠 | 目標年次 |
|--------------|---------|
| 貨物量 18.1 万トン | 平成 28 年 |

〈貨物内訳〉

- ・ 砕石 : 17.0 万トン／年
- ・ 原木 : 0.9 万トン／年
- ・ 非金属鉱物 : 0.2 万トン／年

3 小本港の取扱貨物量について、貴省提出資料によると、平成 16 年 3.8 万トン、17 年 3.6 万トン、18 年 2.7 万トン、19 年 4.6 万トンと推移（3 年間で 0.8 万トンの増加）しているところ、推計では 19 年から 28 年までの 9 年間で 13.5 万トン増加することとされていますが、16 年から 19 年までの取扱貨物の内訳及び平成 28 年の 18.1 万トンに向けてどのように増加していくのかなど具体的な推計根拠が明らかにされていません。

これについて貴省では、企業ヒアリング（平成 20 年 4 月～5 月実施）により各社の貨物量を確認し、目標年次（平成 28 年）における総計を 18.1 万トン／年としており、砕石については、将来的に 17.0 万トン／年取り扱う意向を確認しており、「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル（平成 16 年 6 月）Ⅱ-1-17」を基に、平成 28 年までは取扱貨物量が一定量ずつ増加するよう設定しているとのことでした。また、原木、非金属鉱物については、港湾利用の意向が確認されたことから、引き続き平成 12 年 2 月に改訂した港湾計画時の目標貨物量を採用しており、静穏度が確保され、港湾としての機能が確保される平成 28 年より目標貨物量を計上しているとのことでした。

目標年次（平成 28 年）における予想貨物量内訳

（単位：万トン／年）

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|
| 砕石 | 4.6 | 6.0 | 7.4 | 8.7 | 10.1 | 11.5 | 12.9 | 14.2 | 15.6 | 17.0 |
| 原木 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.9 |
| 非金属鉱物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.2 |

4 しかし、上記のとおり、国内物流ターミナル整備事業における目標年次の貨物は、企業ヒアリングにより各社の貨物量を確認し、18.1 万トン／年と設定したとのことですが、貨物量 18.1 万トン／年のうち 17.0 万トン／年（約 94%）を占める「砕石」を取り扱う唯一の港湾利用企業が解散するという報道があります。これについては、当該企業の親会社が平成 20 年 12 月 12 日付けで当該子会社について、平成 21 年 7 月末に当該子会社臨時株主総会で解散決議予定である旨の公表を確認しています。

【事実関係の照会】

（問）

社会経済情勢の変化等により当該事業の便益の根拠に疑問があることから、速やかに事実関係を確認し、再評価を実施する必要があると考えられますが、貴省の見解をお示しく下さい。

国土交通省から総務省への回答

（回答）

岩手県では、平成 20 年度再評価の需要予測の前提となったヒアリング対象企業以外にも企業進出の動きがあることから、平成 22 年度に開催される岩手県大規模事業評価委員会専門委員会に現状について報告し、委員会からの意見を踏まえ再評価を実施するか否かの検討を行うこととしている。

国土交通省としては、岩手県の検討結果を踏まえて対応したいと考えている。

結果及び総務省の対応方針

需要予測の前提となったヒアリング対象企業以外にも企業進出の動きがあることから、平成 22 年度に開催される岩手県大規模事業評価委員会専門委員会に現状について報告し、委員会からの意見を踏まえ再評価を実施するか否かの検討を行う旨が示されたことから、引き続き注視していく。

事例 1-12 「帯広開広団地地区暮らし・にぎわい再生事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 本事業は、帯広市に所在する開広団地地区について、老朽化、狭隘化した流通系の団地を再開発事業により再整備し、分譲マンションの供給のほか、総合病院と連携した医療支援機能などを整備するものです。
- 2 本事業の平成 20 年度新規事業採択時評価において、総便益（B）は 42 億円、総費用（C）は 33 億円、費用便益比（B/C）は 1.3 とされています。
貴省提供資料によると、便益項目の一つとして、本事業区域内における賃貸事業の純収益を設定しています。当該純収益の算出に当たり、住宅、医療施設、商業施設及び駐車場の賃料等を総収益として計上している一方で、これら施設の維持管理費（総費用）が計上されていません。
- 3 貴省提供資料によると、費用項目の一つである用地費について、建物買収費が含まれていません。
「暮らし・にぎわい再生事業の費用便益分析マニュアル案」（国土交通省都市地域整備局・住宅局。以下「マニュアル」という。）によると、用地費は、「新規取得、既得に関わらず、区域内の宅地、建物を全て買収した場合の費用を想定する」とされています。
- 4 貴省提供資料によると、便益項目の一つである「地価（資産価値）変化分」の算出のための地価関数の推定について、本事業の評価では、地価関数の推定を行わず、マニュアルに掲載された計算例をそのまま使用しています。マニュアルによると、「地価関数は、「市街地再開発事業の費用便益分析マニュアル案」を参考に、事業毎に推定することが望ましいが、市街地再開発事業など既往の費用便益分析において、評価対象事業地域と類似する地域の地価関数がある場合は、それを使用しても構わないものとする」とされています。また、計算例については「既往の市街地再開発事業の費用便益分析で用いられた地価関数の中から、都市の人口、地価水準、産業構造、都市インフラの整備状況、地域性等を総合的に勘案し、評価対象事業地域と最も類似する地域の地価関数を使用している」とされています。
マニュアルに掲載された計算例が、どの地域の市街地再開発事業のものなのかはマニュアルでは明らかにされていませんが、平成 20 年度新規事業採択時評価に係る他の暮らし・にぎわい再生事業と本事業とを比較すると、以下のとおり、地価水準等に大きな違いがあるものが見受けられます。マニユア

ルに掲載された計算例が様々な地域の事業の評価に対応できるものとなっているのか疑問があります。

＜例1＞沼津駅北拠点地区

地価水準が開広団地地区に比べ約3.7倍高い。

＜例2＞文化センター地区

地価水準が開広団地地区に比べ約2.6倍高い。

＜例3＞鹿児島中央駅周辺地区

地価水準が開広団地地区に比べ約3.6倍高い。

人口が開広団地地区に比べ約3.5倍多い。

出典：人口は2005年国勢調査、地価水準は平成21年都道府県地価調査

【事実関係の照会】

(問1)

本事業の評価に係る費用便益分析において、住宅、医療施設、商業施設及び駐車場の維持管理費が計上されていない理由をご教示ください。あわせて、建物買収費が費用として計上されていない理由をご教示ください。

(問2)

マニュアルに掲載された地価関数の計算例について、該当する市街地再開発事業の事業名、事業主体及び評価実施年月について具体的にご教示ください。

また、当該計算例の地域が、当事業地区と地区人口及び地価水準、周辺地利用状況が類似しているとする根拠をご教示ください。

(問3)

各事業の実施箇所によって地価水準等に大きな違いがあることから、様々な地域の事業の評価に対応できるよう、マニュアルにおける地価関数の計算例を増やすべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

結果表を作成する際に算定した施設の維持管理費及び建物買収費が計上されておりましたので、以下のとおり評価書の修正を行います。

| 便益 (B) (百万円) | 費用 (C) (百万円) | B/C |
|-----------------|-----------------|-----|
| 4,063 | 3,831 | 1.1 |

(問2の回答)

マニュアルに掲載された地価関数の計算例は、以下のとおりです。

| | |
|--------|--------------------|
| 事業名 | 富良野駅前地区第一種市街地再開発事業 |
| 事業主体 | 富良野駅前地区再開発株式会社 |
| 評価実施年月 | 平成 14 年 1 月 |

本事業の評価において類似している地域の地価関数を選定するに当たり、地区人口及び地価水準、周辺地利用状況などを総合的に比較考量した結果、マニュアルに掲載された「富良野駅前地区」が類似していたため、当該地区の地価関数を選定し使用しています。なお、平成 20 年度新規事業採択時評価に係る他の暮らし・にぎわい再生事業（沼津駅北拠点地区他）においては、別の地域の地価関数を選定し使用しています。

(参考)

(1) 富良野市駅前地区

①地区人口：5,304 人（H17 国勢調査、（半径 500m））

②地価水準（地価公示）：

| | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 |
|---------|---------|---------|---------|
| 平均地価(円) | 38,900 | 45,000 | 40,750 |
| 上位(円) | 62,000 | 58,000 | 51,000 |
| 下位(円) | 21,700 | 32,000 | 30,500 |

③周辺地利用状況：中心市街地内の低層小売店舗が並ぶ商業地域

(2) 帯広市開広団地地区

①地区人口：5,244 人（H17 住民基本台帳、（半径 500m））

②地価水準（地価公示）：

| | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 |
|---------|---------|---------|---------|
| 平均地価(円) | 46,800 | 47,375 | 44,633 |
| 上位(円) | 49,550 | 54,000 | 52,300 |
| 下位(円) | 40,700 | 39,000 | 37,600 |

③周辺地利用状況：中心市街地内の低層小売店舗、中層事務所が並ぶ近隣商業地域

(問 3 の回答)

貴省提案の件に関して、マニュアルにおいては事業毎に類似する地域を選定することとしているため、マニュアルにおける地価関数の計算例を増やすことは、

予定していません。なお、貴省指摘を踏まえ、類似地域の地価関数が適切に選定されているか今後も確認を行います。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

また、地価関数の選定にあたっては、類似地域の地価関数が適切に選定されているか今後も確認をする旨が示されたため、引き続き注視していく。

事例 1-13 「北新宿地区第二種市街地再開発事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 本事業は、都市計画道路放射第6号線とその周辺の密集市街地を一体的に整備することにより、交通渋滞の解消と新宿副都心地域にふさわしい土地の有効利用と都市機能の更新を図り、生活環境の改善と防災性の向上を目指すものです。
- 2 本事業の平成20年度再々評価において、総便益（B）は3,498億円、総費用（C）は980億円、費用便益比（B/C）は3.6とされています。
貴省提供資料によると、便益項目の一つとして、本事業区域内における賃貸事業の純収益を設定しています。当該純収益の算出に当たり、例えば住宅の場合、賃料等を総収益として計上するとともに、修繕費、維持管理費（共用部分）及び損害保険料を総費用として計上しています。それに対し、立体駐車場については、賃料を総収益として計上している一方で、修繕費、維持管理費（共用部分）及び損害保険料が計上されていません。
- 3 「市街地再開発事業の費用便益分析マニュアル案（平成19年度改訂版）」（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課・住宅局市街地建築課）によると、賃料の設定に当たっては「費用便益分析における客観性確保の観点から、市場価格を十分考慮して設定するとともに、その根拠となる資料を添付する必要がある。」とされています。
貴省提供資料によると、住宅は「地区内2-2A棟（住宅棟）の取引事例」を基に賃料3,800円/㎡・月を、立体駐車場は「地区内の取引事例」を基に賃料2,400円/㎡・月をそれぞれ算出しています。一方、店舗と事務所については、「地区内1-2棟（業務棟）の想定賃料」を基に、それぞれ5,500円/㎡・月、10,000円/㎡・月を算出しています。
貴省提供資料には、「地区内1-2棟（業務棟）の想定賃料」のデータは示されているものの、それがどのような根拠により設定されているのかは明らかにされていません。
- 4 貴省提供資料によると、2007年（平成19年）の供用開始から2011年（平成23年）の事業完了まで、各年度に域内便益8,848百万円、域外便益6,624百万円が計上されています。また、2012年（平成24年）以降も、2056年（平成68年）の供用終了まで、各年度に域内便益8,848百万円、域外便益6,624百万円が計上されています。

供用開始時点と事業完了時点とで整備済みの内容が異なるにもかかわらず、全く同額の便益を計上していることに疑問があります。

【事実関係の照会】

(問1)

店舗及び事務所の月額賃料算出の基となった「地区内1－2棟（業務棟）の想定賃料」について、市場価格を十分考慮して設定したとする根拠を具体的にご教示ください。

(問2)

供用開始から事業完了までの期間と事業完了後供用終了までの期間に全く同額の便益を計上している考え方について具体的にご教示ください。

また、本事業の評価に係る費用対効果分析において、立体駐車場の修繕費、維持管理費（共用部分）及び損害保険料が計上されていない理由をご教示ください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

本評価時点で、1－2棟の将来の貸主である特定建築者（※）が既に決定していたため、評価における事務所・店舗の賃料は、特定建築者が市場動向調査や市場関係者へのヒアリングに加えビルのグレードなどを勘案して設定した提案賃料を採用したとのことです。具体的には、店舗については賃料の個別性が高く、超高層ビル内の店舗という特殊な事例でもあることから、特定建築者が借主となりうる企業等に直接ヒアリングした結果、集客立地のよい1階については単価2万円/坪（6,050円/㎡）、集客力の劣る2階及びクリニック用途の3階については単価1万円/坪（3,025円/㎡）と設定しています。また、事務所については、周辺の超高層ビルにおける成約事例を基に、単価4万円/坪（12,100円/㎡）、窓がない区画についてはその半額の2万円/坪（6,050円/㎡）と設定しています。

※ 特定建築者とは、事業主体が公募により選定し、施設建築物の建築を行い、場合によっては施設建築物の貸主となる事業者です。

(問2の回答)

年度別便益の計上に当たり、事業の完了時期を平成19年度から23年度に変更した際に、併せて便益の発生時点が変更されていませんでした。

また、年間総費用の算定にあたり、立体駐車場の修繕費、維持管理費及び損害保険料が計上されていませんでした。

貴省指摘を踏まえ、以下の通り評価書の修正を行います。

| 便益 (B) (億円) | 費用 (C) (億円) | B/C |
|----------------|----------------|-----|
| 2,878 | 988 | 2.9 |

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 1-14 「日居城野運動公園整備事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、花巻市のスポーツ・レクリエーションの拠点として計画されており、赤松林のある豊かな自然環境を生かし、市民の体力向上や健康の維持増進と憩いの場を提供することを目的として、各種の運動施設や広場等の整備を行うものです。

2 本事業の平成 20 年度再々評価において、総便益（B）は 411 億円、総費用（C）は 130 億円、費用便益比（B/C）は 3.2 とされています。貴省提供資料によれば、本公園は、一般的な都市公園と比較して、陸上競技場、野球場、体育館、テニスコートといった利用に当たって受益者負担として利用料を求める公園施設が多数整備されており、事業の効果は利用効果が中心となるものと考え、費用対効果分析においては、利用者数等の実績値を活用した手法を採用したとされています。

具体的には、便益については、旅行費用法に準じ、①旅行費用の一部として有料施設の利用料金収入の実績値（直接的利用価値）、②機会費用として公園利用者数に、公園までの移動時間と公園利用時間の和、及び公園利用者の時間価値を乗じた費用（間接的利用価値）、の和を計上しています。

また、費用については、用地費、施設費、維持管理費の実績値を計上しています。

3 間接的利用価値は、「総利用者数」に「公園利用時の 1 人当たり費用」を乗じて算出しています。

「総利用者数」については、昭和 60 年度から平成 20 年度までの各施設の受付者の実績値と受付者以外の利用者の推計値の合計としています。受付者以外の利用者数の推計に当たり、総合体育館は受付者数の 5 倍、テニスコートと多目的広場・多目的コートは受付者数の 0.2 倍としています。

また、「公園利用時の 1 人当たり費用」については、「利用時間」（2 時間）に「時給」（1,200 円）を乗じて算出しています。

時給 1,200 円の根拠については、貴省によると「平成 20 年度の公共工事設計労務単価（基準額）」を採用しており、岩手県の軽作業員の所定労働時間内 8 時間当たりの単価から 1 時間あたりの単価を計算して用いているものであり、労務単価が 100 円単位であったため、時給に換算した際も 100 円単位にそろえるために丸めたとのことでした。

4 貴省提供資料によると、便益は昭和 60 年度から平成 20 年度まで、費用は昭和 52 年度から平成 20 年度までそれぞれ計上しています。しかしながら、各年度の費用及び便益については、現在価値化されていません。

【事実関係の照会】

(問 1)

受付者以外の利用者数の推計で用いられている「5 倍」、「0.2 倍」の考え方について具体的にご教示ください。

(問 2)

「平成 20 年度の公共工事設計労務単価（基準額）」における岩手県の軽作業員の所定労働時間内 8 時間当たりの単価は 9,200 円となっており、1 時間当たりの時間単価を計算すると 1,150 円となります。これについて貴省によれば、労務単価が 100 円単位であったため、時給に換算した際も 100 円単位にそろえるために丸めたとのこと。

しかし、時給を 1,150 円で計算した場合の間接的利用価値（現在価値化前）は 39,201,200 千円となり、現行の間接的利用価値（40,905,600 千円）と 1,704,400 千円もの差額が生じます。

このように、時給を 100 円単位に丸めて設定することにより、費用対効果分析の結果に与える影響が大きいことから、100 円単位に丸めることなく適切な額を設定して間接的利用価値を算出すべきであったと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問 3)

本事業の平成 20 年度再々評価における総費用及び総便益の計上について、各年度の費用及び便益を現在価値化した上で計上すべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

国土交通省から総務省への回答

(問 1 の回答)

受付者以外の利用者数の推計は事業主体が指定管理者より聞き取りを行い、各競技（大会）一試合あたりの観戦者、使用関係者等の人数を把握し、以下の通り受付者一人当たりの観客数を算出している。

◎総合体育館

観戦者、使用関係者等 → 受付者の 5 倍

| | 観客数（1日平均） | 大会日数 | 観客数（年間） |
|----------|-----------|-------|------------|
| バレーボール | 6,000人 | × 23日 | = 138,000人 |
| ハンドボール | 7,000人 | × 48日 | = 336,000人 |
| バスケットボール | 4,000人 | × 7日 | = 28,000人 |
| バドミントン | 4,000人 | × 17日 | = 68,000人 |
| フットサル | 5,000人 | × 17日 | = 85,000人 |
| その他 | 3,000人 | × 37日 | = 111,000人 |
| | | 合 計 | 766,000人 |

観客数766,000人／受付者数151,227人 = 5.06 ≒ 5.0

◎テニスコート

観戦者、使用関係者等 → 受付者の0.2倍

大会日数 15日 × 観客数（平均）300人 = 4,500人

4,500人／受付者数22,502人 = 0.199 ≒ 0.2

※多目的広場、多目的コート

観戦者、使用関係者等 → 受付者の0.2倍

テニスコートと同様の使用状況のため、同じ係数により算定した。

（問2及び問3の回答）

貴省からの指摘を踏まえ「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を用いて再度評価を行うこととしたい。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を用いて、再度評価を行う旨が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 1-15 「本宮市流域関連公共下水道事業（県中処理区）」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、昭和 51 年度から平成 50 年度までを事業期間として、福島県本宮市が事業主体となり、県中処理区を対象とする流域関連公共下水道事業であり、平成 20 年度に再評価が行われています。当該再評価において、総便益（B）は 454 億円、総費用（C）は 192 億円、費用便益比（B/C）は 2.4 とされています。

当該再評価では、便益の一つとして、居住環境の改善効果を計上しています。これは、下水道整備を行わない場合は各家庭において浄化槽の設置が必要となるため、浄化槽の設置費用をもって便益とするものです。具体的には、下水道事業の対象世帯数に、家庭用浄化槽の設置単価 118 万円（7 人槽）を乗じることにより算定されています。

しかしながら、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」においては、家庭用浄化槽（5 人槽）設置単価の参考値は 40 万円とされています。また、当省において確認した他の多くの評価においても設置単価は 40 万円前後、最大でも 56 万円とされています。したがって、この家庭用浄化槽設置単価が適切に設定されているか疑問があります。

【事実関係の照会】

（問 1）

家庭用浄化槽の種類を 5 人槽ではなく、より設置単価の高い 7 人槽と設定している理由をご教示ください。

（問 2）

家庭用浄化槽設置単価 118 万円としている根拠についてご教示ください。

国土交通省から総務省への回答

（問 1 の回答）

本宮地区において平成 19 年度末の浄化槽設置実績は、5 人槽約 17.4%、7 人槽約 50.4%、8～10 人槽約 32.2%（単独、合併合計）であることから 7 人槽を採用しています。

（問 2 の回答）

平成 19 年度合併浄化槽設置事業における 7 人槽設置費の実績値の平均を使用しました。

費用効果分析マニュアルでは、単独浄化槽の数値を用いて便益を算出することとなっておりますが、誤って合併処理浄化槽の数値を採用していました。このため、単独浄化槽の数値を用いて改めて便益を算出し直し、これに伴い評価書を修正します。

なお、再度、単独浄化槽（7人槽）の場合でのB/Cの算出を行っており、B/Cは1.7であることを確認しています。

結果及び総務省の対応方針

評価に当たって、費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、評価書の修正を行う旨が示されたので、修正された評価書を送付された際に内容を確認する。

事例 1-16 「大洗町公共下水道事業（那珂久慈処理区）」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、平成元年度から 32 年度までを事業期間として、茨城県大洗町が事業主体となり、那珂久慈処理区（大洗処理分区）を対象とする公共下水道事業であり、20 年度に再評価が行われています。当該再評価において、総便益（B）は 385 億円、総費用（C）は 327 億円、費用便益比（B/C）は 1.2 とされています。

大洗町については、近年人口は減少傾向にあり、また、平成 15 年及び 20 年公表の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計においても、今後人口は減少傾向にあると推計されています。

貴省提出資料によると、目標年次における計画人口の推計については、上位計画である那珂久慈流域下水道全体計画及び那珂川・久慈川流域別下水道整備総合計画（以下「那珂久慈流総計画」という。）によって定義された数値と整合を図っているとのことでした。

具体的な人口推計方法について、那珂久慈流総計画における計画人口と整合している、大洗町公共下水道全体計画（那珂久慈流域関連）計画説明書（平成 12 年度）の内容を確認したところ、「過去の人口は減少傾向にあり、今後この傾向は続くと考えられるため、将来人口は現況固定として 19,000 人」とし、これに大貫台住宅開発計画による 2,000 人の人口増を加え、平成 27 年の行政区域内人口を、21,000 人と推計するとの記述があります。

しかしながら、過去の人口が減少傾向にあり、今後この傾向が続くと考えているにもかかわらず、特段の増加要因の説明がないまま、今後は人口が固定化されとすることには疑問があり、19,000 人がどの時点の現況であるかも不明です。また、今回の再評価においては、目標年次を平成 27 年度から 32 年度へと変更しているにもかかわらず、行政区域内人口は依然として 21,000 人と推計されており、人口が減少傾向にあることから妥当性に疑問があります。

【事実関係の照会】

（問）

人口推計が過大ではないかとの疑問がありますが、貴省の見解をお示ください。

国土交通省から総務省への回答

（回答）

「現況固定」との記載は公共下水道の全体計画見直し時の報告書ですが、本

報告書においては、平成 27 年の行政人口（開発人口を除く）を 19,000 人と推計しており、「現況固定」という記述は誤りであるため、訂正します。

当該見直しと同時期に見直した流域下水道の全体計画では、平成 27 年度の行政人口を 18,811～19,993 人と推計した結果を踏まえて 19,000 人を採用しています。また、32 年度の行政人口を推計する場合、同様に一定の幅を持った推計値となります。さらに、事業評価時点（20 年 11 月）での国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（平成 15 年 12 月公表）では、27 年は 18,532 人、32 年は 17,941 人と推計されています。以上から、19,000 人の推計値が著しく不適切なものとは考えていません。

なお、大洗町では、全体計画の見直し時において行政人口を 28,000 人から 21,000 人に見直し、再評価実施後の新しい「生活排水ベストプラン」においても行政人口を 17,300 人に見直すなど、適時適切に計画値を見直しています。さらに、予測値を下回る 15,000 人の場合でも B/C は 1.1 であることを検証しています。

結果及び総務省の対応方針

再評価における将来人口の推計方法の詳細、及び再評価以後に人口推計を見直していることが明らかにされた。

事例 1-17 「大阪市公共下水道事業（市岡処理区）」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、昭和 56 年度から平成 50 年度までを事業期間として、大阪府大阪市が事業主体となり、雨水を市街地から速やかに排除して浸水を防ぐ等のため、下水管や処理場等の施設整備を行うものであり、平成 20 年度に再評価が行われています。当該再評価において、総便益（B）は 2,110 億円、総費用（C）は 797 億円、費用便益比（B/C）は 2.6 とされています。

今回の再評価において、大阪市では、事業の便益として浸水被害の防除効果等を計上していますが、その算出に当たっては、昭和 41 年から 55 年までの期間の浸水実績を用いて浸水被害額を推計しています。

しかしながら、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」（以下「マニュアル」という。）においては、浸水被害額を算定するに当たっては浸水シミュレーションを原則実施することとされており、大阪市は同シミュレーションを実施していません。

【事実関係の照会】

（問）

マニュアルにおいて、原則実施するとされている浸水シミュレーションを行った上で、費用効果分析を実施すべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示しく下さい。

国土交通省から総務省への回答

（回答）

本評価における浸水の防除効果は、昭和 56 年から行われている「抜本的な浸水対策事業」について算定していることから、当該事業を実施する以前の浸水実績データ（41 年から 55 年）に基づいて、評価を実施しました。

浸水シミュレーションは、その検討に要する期間や費用等を勘案した上で実施すべきものであり、大阪市においては、現在、浸水シミュレーションを順次導入しているところです。

今後、費用効果分析において浸水シミュレーション結果を反映していく予定です。

結果及び総務省の対応方針

今後、費用効果分析において浸水シミュレーションを導入していく予定である旨が示されたため、引き続き注視していくこととする。

事例 1-18 「小矢部川流域下水道関連射水市公共下水道事業（小矢部川処理区）」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、平成元年度から 50 年度までを事業期間として、富山県射水市が事業主体となり、小矢部川処理区を対象とする流域関連公共下水道事業であり、20 年度に再評価が行われています。当該再評価において、総便益（B）は 35 億円、総費用（C）は 32 億円、費用便益比（B/C）は 1.1 とされています。また、残事業の費用便益比（B/C）は 0.91 とされています。

当該再評価においては、残事業 B/C が基準値である 1 を下回っていますが、これは、貴省の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（平成 21 年 6 月改定）によれば、「事業内容の見直し等を行った上で対応を検討」に該当するものと考えます。

しかしながら、貴省提供資料によると、今後の対応方針として、「現時点で整備の必要な地域の整備は完了しているが、将来の土地利用用途の変更や管路の長寿命化に対応するために継続事業とする。その場合の費用対効果も妥当である。」とされているのみであり、残事業 B/C が 1 を切る要因や、どのような事業見直し等を行ったかについては明らかにされていません。

【事実関係の照会】

（問 1）

今後の対応方針として、「将来の土地利用用途の変更や管路の長寿命化に対応するために継続事業とする」としていますが、①「将来の土地利用用途の変更」及び②「管路の長寿命化」の内容を具体的にご教示ください。

（問 2）

本事業について、どのような事業見直し等を行ったかをご教示ください。

国土交通省から総務省への回答

（問 1 の回答）

① 将来の土地利用用途の変更

残事業のうち、未整備地区の工業地域 36ha は、将来的に事業所が撤退した場合、土地利用用途を工業地区から住宅地区に変更し、良好な宅地開発がなされることを想定しています。

良好な宅地開発としては、例えば、射水市内の近傍における土地区画整理事業での人口密度は 50～100 人/ha ですが、本事業評価においては、当該

地区の人口密度は、現状の既整備地区内の値（平成 19 年度人口密度：31 人/ha）を適用し、さらに、25%の人口低減も見込んでいます。

当該地区において宅地開発が具体化した場合、計画人口密度を 50 人/ha と想定すると、残事業 B/C は 1.9 と算出されます。

再評価委員会においても、宅地開発による人口増加を前提として、計画が具体化した段階で、全体計画の変更及び事業計画を立案するとともに、再度、事業評価を行い、下水道整備の妥当性を明らかにしたうえで事業に着手するものとして、事業の継続を了承していただいています。

② 管路の長寿命化

現事業評価では、通常の管渠の改築更新費用を計上し B/C を計算しています。

射水市では、今後、管渠の改築更新費用については、長寿命化計画を策定することで、より効率的な整備とあわせてコストの縮減が図られることを想定しており、残事業の効率性が上がります。

（問 2 の回答）

本事業において、人口減少を見込んだ将来人口の見直しを行っており、将来計画として改築更新のコストの縮減を図るため、管渠の長寿命化計画を策定することとしています。

また、工業地域 36ha を除く事業認可区域内の地区については、残事業の効率性も B/C は 1.4 となることを確認しており、また、工業地域 36ha については、計画が具体化した段階で、全体計画の変更及び事業計画を立案するとともに、再度、事業評価を行うことで下水道整備の妥当性を明らかにしたうえで事業に着手するものとして、事業継続と判断しました。

結果及び総務省の対応方針

残事業 B/C が 1 を下回ったことに伴う事業見直しの内容等が明らかにされた。今後の状況について注視していくこととする。

事例 2 - 1 「地域活性化の推進」

総務省から内閣府への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

平成 20 年度政策評価では、政策「地域活性化の推進」において地域再生法関連政策の評価が行われています。このうち、地域再生計画の認定の指標は、「計画策定地方公共団体に対する調査で、『目標を上回っている』『目標どおり』と回答した地方公共団体の割合」です。評価書では、「計画策定地方公共団体に対する調査で回答のあった計画数 940 件のうち、未実施あるいは計画を下回ったものは、18.3%であり、計画どおりあるいはそれ以上の成果があったものは、全体の 81.7%に達した。」と、地域再生計画の達成状況について、計画策定地方公共団体が回答した結果が記載されています。

しかし、地域再生基本方針に基づく「平成 20 年度地域再生に資する施策の事後評価に係るアンケート調査」では、地域再生計画の各種支援措置に対するアンケート調査はありますが、地域再生計画に対するアンケート調査はありません。

また、地域再生計画に対するアンケートは行わず、地域再生計画の各種支援措置に対するアンケート結果を加工し、地域再生計画の達成状況を把握しているのであれば、その加工方法により、結果が変動する可能性があり、指標の測定方法の客観性に疑問が生じます。

【事実関係の照会】

(問)

本指標は、地域再生計画ごとの達成状況により評価を行うものであるため、当該達成状況の把握方法の改善が必要ではないかと考えますが、貴府のご見解をお示しく下さい。

内閣府から総務省への回答

(回答)

本指標は、地域再生計画についての達成状況を把握するため設定したものです。しかし、地域再生計画における各種支援措置ごとの内容は多岐にわたっており、当該地域再生計画が「目標を上回っていたか」、「目標通りか」又は「目標を下回っていたか」を地方公共団体が総合的に判断して、直接アンケートに回答する手法を採用した場合、主観が入り込む余地があります。このため、より客観性を確保するため、地方公共団体の支援措置ごとの達成状況に関するアンケート結果を恣意性が生じないように点数化し、当該地域再生計画の達成状況を判断する手法を採用し、達成状況を把握したものです。

例えば、ある市の地域再生計画の支援措置に対する目標値が、

- ・ 道路整備による市内の2地点間の連絡時間の○分短縮
- ・ 交流人口の○万人増
- ・ 林道整備による森林施業面積の○%増
- ・ 農作物の生産効率の○%向上

となっており、当該地域再生計画が「目標を上回っていたか」、「目標通りか」又は「目標を下回っていたか」を総合的に判断して直接回答してもらう手法を採用した際に、支援措置の達成状況がそれぞれ「目標以上」、「目標通り」又は「目標以下」と一つにまとまっていない場合、達成状況は回答者の「主観」により総合的に判断するところが大きくなると考えられます。

それに対し、現在採用している手法（支援措置ごとの達成状況の回答結果を点数化して、その平均により当該地域再生計画の達成状況を判断する手法）は回答者の裁量が入り込む余地のないものであり、複合的な施策を組み合わせるといふ本施策の特性を鑑みた場合、「政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること」のできる手法であると考えます。また、点数化についても、恣意性が生じないように配点比率を考えており、評価年ごとに比率を変更することもしていません。

評価書においては、本指標は「計画策定地方公共団体に対する調査で、『目標を上回っている』『目標どおり』と回答した地方公共団体の割合」と表記しており、ご指摘の点については、より正確性を期すため、本指標の測定方法の説明を行うこととし、次のとおり、20年度政策評価（事後評価）を修正するとともに、平成21年度以降の政策評価書（事後評価）においても、本指標を用いる場合には、同様に測定方法の説明を行うものとします。

1 平成20年度政策評価書（事後評価）の修正箇所及び修正方法

○ 修正箇所：8ページ

カ 地域再生計画の認定

計画策定地方公共団体に対する調査で回答のあった計画数940件のうち、未実施あるいは計画を下回ったものは、18.3%であり、計画どおりあるいはそれ以上の成果があったものは、全体の81.7%に達した(注)。構造改革特区の認定と異なり、地域再生計画は期間が設定されている計画であるため、最終着地から乖離していると評価される計画が多くなる傾向にあるが、それでも8割以上の計画が、予定あるいは予定以上の進捗を見せており、各地域も相応の満足を得ていると考えられる。

(注) 地域再生計画の支援措置ごとの目標値に対する回答結果を点数化し、その平均により、当該地域再生計画の達成状況を把握した。

結果及び総務省の対応方針

本指標の達成状況の把握方法について明らかになった。より正確なものとなるよう、指標の測定方法について評価書に追記する旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。また、今後、本指標を用いる場合、同様に測定方法を評価書に記載する旨が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2 - 2 「男女共同参画社会の形成の促進」

総務省から内閣府への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

当省では、平成 17 年度政策評価書のうち、政策名「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組」の評価に対し、広報啓発活動や研修の状況にとどまらず、その効果の一端を表している「男女間における暴力に関する調査の結果」について、調査設計を変更した上で、同調査の結果を取り入れて評価を行うべきではないかとの照会をしました。

これに対する貴府からの回答では、今後は、調査結果を継続的に比較・分析することを考慮に入れた調査設計にすることを検討し、その上で、次回政策評価においては、男女間における暴力に関する調査結果等を参考とする旨が示されています。

しかし、貴府では、「男女間における暴力に関する調査」を実施(平成 21 年 3 月公表)しているにもかかわらず、政策名「男女共同参画社会の形成の促進」の評価書のうち、「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」について、同調査結果を活用した評価が行われていません。

【事実関係の照会】

(問)

政策名「男女共同参画社会の形成の促進」の評価書のうち「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」について、平成 21 年 3 月に公表された「男女間における暴力に関する調査」の結果が活用されていませんが、その理由をお示してください。

内閣府から総務省への回答

(回答)

「男女間における暴力に関する調査」は 3 年に 1 度を目途に実施している調査である。ご照会のあった 18 年度当時、政策名「男女共同参画社会の形成」の評価のうち「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」の評価も 3 年に 1 度の周期で実施していたことから、同周期で実施している当該調査結果を政策評価に活用することとしたものである。

しかしながら、平成 20 年度以降、毎年度「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」の評価を行うこととしたことから、3 年に 1 度の周期で行う調査結果を毎年度実施する政策評価の指標とすることは継続的な効果把握の観点から適切ではなく、また、毎回同じ視点から同じ指標で評価を行うため、平成 20 年度のみ同指標を設定することも適切でないと判断し、当該調査結果を政策評価に活用

しなかったものである。

他方、当該調査結果は、参考情報の一つとして施策の評価に資するものと考えられることから、今後は、3年に1度を目途とする当該調査の実施直後の政策評価においては、当該調査結果を踏まえた評価を行うよう努めてまいりたい。

なお、次回（平成21年度）の政策評価においては、平成21年3月公表の調査結果を参考とした評価を行うこととしたい。

結果及び総務省の対応方針

「男女間における暴力に関する調査」の結果を政策評価に用いなかった理由が明らかになった。今後は、当該調査実施後の直近の政策評価においては、当該調査結果を踏まえた評価を行うよう努めていく旨が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-3 「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」

総務省から金融庁への照会

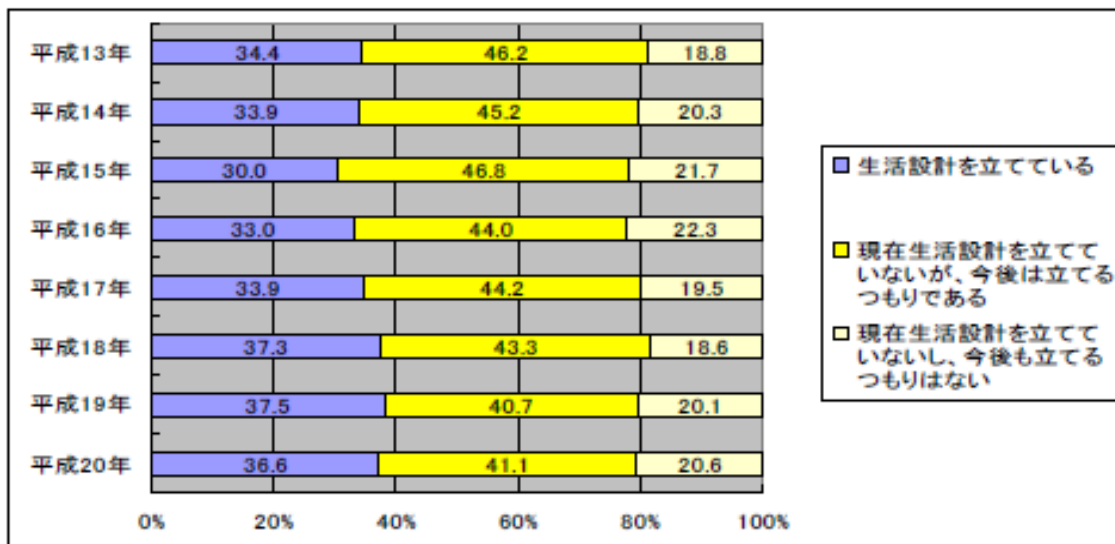
【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策は、「利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること」を達成目標としています。また、測定指標として①「国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・20年度調査実施時点）」、②「シンポジウムの開催実績」、③「パンフレットの配布実績」及び④「金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況」が設定されています。

貴庁の評価書によれば、測定指標である「国民の金融知識の状況」の分析については、金融広報中央委員会が実施している「家計の金融行動に関する世論調査」における「生活設計の有無」についてのアンケート結果を基に行っています。評価書によれば、本アンケートの結果、平成20年の「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が36.6%であり、15年以降増加傾向にあるとしています。

しかしながら、下表に示されているように、平成18年以降はほぼ横ばいの状況となっています。また、評価書によれば、「これらの調査結果等をみると、指標の動きはばらつきがあるものの、総じて国民の金融知識への関心が高まっていると考えています」としていますが、具体的にどのような点から国民の金融知識への関心が高まっていると判断できるかが、評価書上明記されていません。

表 生活設計設定の有無



(出所：金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」)

(注) 金融庁の評価書より抜粋

【事実関係の照会】

(問)

国民の金融知識への関心が高まっていると判断した合理的な理由について評価書に明記するべきではないかと考えますが、貴庁の見解をお示してください。

金融庁から総務省への回答

(回答)

「家計の金融行動に関する世論調査」における本設問においては、「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率については、近年では微増ながら平成15年以降19年までの間一貫して増加基調にあったものの、20年では僅か0.9%ながら初めて減少したところである。

このため、平成20年度実績評価においてはこれらの点などを総合的に勘案し、「総じて」国民の金融知識への関心が高まっていると評価したものである。

貴省の見解を踏まえ、今後の評価においては、測定結果を分析した内容について国民に分かりやすく説明するよう努めてまいりたい。

結果及び総務省の対応方針

「家計の金融行動に関する世論調査」における当該設問に対して、「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率は、平成20年にはわずかに減少しているが(0.9ポイント減)、15年以降19年までの間は微増ながら一貫して増加基調にあったことの点などを総合的に勘案し、「総じて」国民の金融知識への関心が高まっていると評価したことが明らかになった。

今後の評価においては、測定結果を分析した内容について国民に分かりやすく説明するよう努力する旨が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-4 「金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実」

総務省から金融庁への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策は、「投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること」を達成目標としています。また、測定指標として「EDINETサイトへのアクセス件数」が設定されています。

本施策の測定指標である「EDINETサイトへのアクセス件数」に関しては、目標値及び達成時期は、事務事業の性格上、設定されていません。

これに対して、平成19年度成果重視事業評価の「有価証券報告書等に関する電子開示システム（EDINET）の更なる基盤整備等」においては、達成目標を「EDINETサイトへのアクセス件数の増加」としています。

【事実関係の照会】

(問)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であることから、本目標に関して達成すべき水準を明確にする必要があります。このため、本政策の評価に当たっては、EDINETサイトへのアクセス件数（下表参照）を踏まえ、測定指標に目標値を設定するべきではないかと考えますが、貴庁の見解をお示しください。

表 EDINETサイトへのアクセス件数（月平均）の推移

(単位：件)

| 16 事務年度 | 17 事務年度 | 18 事務年度 | 19 事務年度 | 20 事務年度 |
|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 約 152,000 | 約 277,000 | 約 321,000 | 約 1,000,000 | 約 4,438,000 |

(注1) 事務年度は、7月～翌年6月末。

(注2) 20年3月17日からの新システムの稼働により稼働直後のアクセス件数が増加しています。これは、機械による自動押下回数が加わっている等、同システムの変更に伴いアクセス件数のカウント方法が変更されたことによります。

(注) 金融庁の評価書より抜粋

金融庁から総務省への回答

(回答)

成果重視事業「有価証券報告書等の開示書類の一連の手続を電子化するEDINETの更なる基盤整備」にかかる事後評価（平成16年度から19年度に基盤整備等を進めたものの事業効果）においては、EDINETの基盤整備その

ものを事業内容としていることから、その効果を測定するため、「EDINET サイトへのアクセス件数の増加」を達成目標とした。

他方、実績評価においては、ディスクロージャーの充実を図るための諸事業からなる施策「金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実」を対象としているが、本施策は、EDINETそのものの基盤整備が中心的な施策ではない。このため、本施策の達成目標も「投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること」としている。

また、本施策の達成目標を測定するため、指標「EDINETサイトへのアクセス件数」を設定しているものの、本指標は、達成目標の効果を測定できないため、目標値は設定していない。このため、「平成21年度金融庁政策評価実施計画」では、本施策の効果を把握できる指標とするため、測定指標「電子開示システム（EDINET）の稼働率」（目標値：99.9%）を設定したところである。

しかしながら、本指標でも十分ではないと考えられることから、貴省の見解も踏まえ、今後もより適切な測定指標を設定できるよう検討してまいりたい。

結果及び総務省の対応方針

本施策は、ディスクロージャーの充実を図る諸事業からなり、EDINETそのものの基盤整備が中心的な施策ではなく、本測定指標（EDINETサイトへのアクセス件数）によっては達成目標の効果を測定できないため、目標値は設定していないことが明らかになった。

このため、「平成21年度金融庁政策評価実施計画」では、本施策の効果を把握できるようにするため、「電子開示システム（EDINET）の稼働率」（目標値：99.9%）を測定指標として設定するよう改めた。

しかしながら、本施策の効果を把握するには本指標でも十分ではないと考えられることから、今後もより適切な測定指標を設定できるよう検討する旨が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-5 「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習」

総務省（行政評価局）から総務省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、ネットワークの安心・安全な利用環境の実現に向けて、サイバー攻撃等によってインターネットのセキュリティが侵害される事案（インシデント）に対応する演習を行うことにより、高度な IT スキルを有する人材を育成し、かつ事業者内・事業者間の連携体制を強化することを目的としているものです。また、本事業の実施期間は平成 18 年度から 20 年度であり、総事業費（予算額）は約 11 億円となっています。

本事業については、平成 17 年度に事業評価方式による事前評価が行われています。貴省の事前事業評価書（平成 17 年 8 月 30 日公表）では、達成目標を「サイバー攻撃等によるインターネットの機能不全（インシデント）に対応するための人材育成及び緊急対応体制の検証を行い、インターネットの安全性・信頼性の向上を図り、利用者が安心・安全にインターネットを利用できる環境を実現する。」と設定していました。また、事業概要として「サイバー攻撃等によるインシデントに対応するため、実環境に近い演習環境を構築し、①セキュリティの専門家による実行可能な攻撃方法と攻撃による損害の程度、②攻撃発生後の緊急対応体制が実際に機能するか否か等について検証を実施し、高度な IT スキルや調整力を有する人材を育成するとともに、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制を強化する。」と説明していました。

一方、平成 21 年度の事後評価においては、貴省の事後事業評価書（平成 21 年 7 月 7 日公表）をみると、達成目標が「サイバー攻撃等によってインターネットのセキュリティが侵害される事案（インシデント）に対応するため、事業者内・事業者間連携に関する課題を抽出し、その課題について共通認識を持つこと」に変更されています。本事業の実施によって得られた効果についても、「演習を実施した後、演習参加者全員が演習結果を評価したところ、課題として想定されるものに類似した課題等が抽出され、共通認識として得られた」ことが定性的に把握、分析されているのみで、高度な IT スキルや調整力を有する人材の育成や、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制の強化の状況は把握されていません。この点について貴省に照会したところ、以下のような事実関係が確認されました。

- ① 「高度な IT スキルや調整力を有する人材の育成や、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制の強化」について、事前評価の段階では、事業者の規模、体制、方針等によらず、一定の基準で評価することを想定していたこと。
- ② 本事業の実施過程において、「高度な IT スキルや調整力を有する人材の育

成や、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制の強化」については、その達成手段及び達成水準、達成時期が事業者の経営判断に多分に影響され、事業者ごとに様々であり、一定の基準で評価することが困難であることが明らかとなったこと。

- ③ 本事業の実施後においては、本事業によって明らかとなった課題を各演習参加者が現状の体制や組織の運営状況等、各自の特性を考慮した上で、各自の判断により自社のサイバー攻撃対応体制等に反映させることにより、インターネットの安全性・信頼性の向上が図られ、利用者が安心・安全にインターネットを利用できる環境が実現されることが期待できるため、事後評価では、本事業の実施によって得られた効果として「演習参加者全員が演習結果を個別に評価した上で課題を抽出し共通認識を得られたこと」を把握し、分析したこと。

事業評価方式について、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、「個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式」とされています。また、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）においては、

- ① 事前評価を実施した政策や、既存の政策のうち国民生活や社会経済への影響が大きいものや多額の費用を要したものについて、事後に把握した政策効果の評価・検証を行う
- ② 当初見込んでいた効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのか等について留意し、それにより得られたデータや知見を以後の政策評価や政策の企画立案に活用するとされています。

基本方針やガイドラインの趣旨を踏まえると、また、本事業の趣旨、目的等からみても、本事業を対象とした事後評価においては、平成 17 年度の事前評価で見込んでいた「高度な IT スキルや調整力を有する人材の育成や、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制の強化」といった効果の発現状況を把握し、分析すべきであったと考えます。事前評価の段階で想定していなかった、やむを得ない事情があったのであれば、平成 21 年度の事後評価の際には、事前

評価で見込んでいた効果の検証の手法等を変更した旨やその理由を評価書で明らかにすべきであったと考えます。

【事実関係の照会】

(問)

貴省では、「総務省政策評価基本計画」(平成19年11月26日)に基づき、事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるものを対象として事後評価を実施しており、基本方針やガイドラインの趣旨を踏まえた有意義な取組を行っています。この取組をより有意義なものにするためにも、今後は、事前評価で見込んでいた効果を事後評価で検証することを徹底し、事前評価で見込んでいた効果の検証の手法等を変更せざるを得ない事情がある場合には、その旨を評価書で十分に説明すべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

総務省から総務省(行政評価局)への回答

(回答)

御指摘を踏まえ、今後は、事前評価で見込んでいた効果を事後評価で検証することを徹底し、事前評価で見込んでいた効果の検証の手法等を変更せざるを得ない事情がある場合には、その旨を評価書で説明することとしたい。

結果及び総務省(行政評価局)の対応方針

事前評価で見込んでいた効果である「高度なITスキルや調整力を有する人材の育成や、事業者間及び事業者と行政との間の緊急対応体制の強化」を一定の基準で評価することが困難であることが明らかとなったため、事後評価では、本事業の実施によって得られた効果として「演習参加者全員が演習結果を個別に評価した上で課題を抽出し共通認識を得られたこと」を把握し、分析したことが確認された。

今後は、事前評価で見込んでいた効果を事後評価で検証することを徹底し、事前評価で見込んでいた効果の検証の手法等を変更せざるを得ない事情がある場合には、その理由等を評価書で説明する旨が示されたため、今後の事業評価方式による事後評価の取組を注視していく。

事例 2-6 「女性医師支援センター事業（医師再就業支援事業）」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、「女性医師バンク」において再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うこと等により、女性医師の再就業を支援するものです。

本事業に係る平成 17 年度の事前評価では、目標として、「再就業件数」を掲げており、目標値については、「初年度の状況により、次年度以降、数値目標を設定する」とされていました。しかしながら、今回の事後評価においては、「再就業件数」という、本事業の政策効果を説明するための重要な指標が設定されていません。

また、平成 17 年度の事前評価では、目標として、「女性医師バンク登録者数」を掲げており、目標値については、2,500 人とされていました。しかしながら、今回の事後評価においては、「女性医師バンク登録者数」という指標が設定されていません。

今回の事後評価では、本事業の効果に限られない「就業女性医師数」及び「女性医師バンクセンター再就業支援件数」という指標のみを用いて、本施策は有効であったとの判断が示されています。しかしながら、事前評価において設定した目標、特に、本事業の効果として最も重要と考えられる「再就業件数」が示されていないまま判断がなされており、説明が十分でないと考えます。

【事実関係の照会】

(問 1)

「再就業件数」について、初年度の状況を踏まえた目標値を、その根拠とともに明らかにしてください。

(問 2)

「再就業件数」及び「女性医師バンク登録者数」の年度ごとの実績を明らかにしてください。

(問 3)

上記を踏まえた上で、なぜ本施策は有効であったと判断されたのか、具体的にご説明ください。

厚生労働省から総務省への回答

(問 1 の回答)

初年度は事業開始から間がないことから就業件数は 4 件であったが、公共職

業安定所の就職率が3割前後で推移していることから、女性医師バンク事業における再就業件数においても、再就業支援件数（目標値 200 件）の3割にあたる60件を目標値とした。

（問2の回答）

「再就業件数」及び「女性医師バンク登録者数」の年度ごとの実績は以下のとおりである。

女性医師バンク事業運用状況

| | 求人登録者数（延べ） | 就業成立件数（延べ） |
|--------|------------|------------|
| 平成18年度 | 84人 | 4件 |
| 平成19年度 | 291人 | 57件 |
| 平成20年度 | 442人 | 141件 |

（問3の回答）

近年、医師国家試験の合格者に占める女性の割合が約3分の1に高まるなど、医療現場における女性の進出が進んでおり、出産や育児といった様々なライフステージに対応して、女性医師の方々が、安心して業務に従事していただける環境の整備が重要である。

女性医師バンク事業において、再就業支援を行った人数は、着実に増加してきており、女性医師に対する復職支援が着実に実施されているものと考えられるが、今回の貴省からの御指摘を踏まえ、再就業支援の効果について、よりの確な評価が可能となるよう、「再就業件数」を指標に加えることを含め、今後どのような指標を用いることが適切か検討を行いたい。

結果及び総務省の対応方針

「再就業件数」を指標に加えることを含め、今後どのような指標を用いることが適切か検討する旨が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-7 「看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、「潜在看護師」等に対して臨床実務研修を行うことにより、看護師確保が困難な地域・医療機関にいる看護職員の確保を図るものです。

本事業に係る平成 17 年度の事前評価では、「全都道府県で研修実施」を目標としていますが、今回の事後評価においては、実績は 18 年度で 3 県、19 年度で 6 県、20 年度で 6 県であり、事業実績が低調にとどまっていることが明らかになっています。このように目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析がされていません。

また、今回の事後評価においては、本事業の効果に限られない「就業看護職員数」という指標のみを用いて評価を行っています。しかしながら、本事業の効果として最も重要と考えられる「本事業により就業につながった看護職員数」が示されていないまま評価がなされており、説明が十分でないと考えます。

更に、実務研修受講者のうち、約 43.3%の潜在看護師が医療機関等への就業につながったことを挙げて、モデル事業として一定の成果があったものとされていますが、このような判断に至った基準が明らかにされていません。

【事実関係の照会】

(問 1)

年度ごとの実務研修受講者数及び本事業により就業につながった看護職員数をご教示ください。

(問 2)

研修の実施都道府県数が、事前評価における目標値より大幅に下回った原因をどのように分析しておられるか、ご説明ください。

(問 3)

「本事業により就業につながった看護職員数」を指標として設定すべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問 4)

半数以上の潜在看護師が医療機関等への就業につながっていないことにかんがみると、モデル事業として一定の成果があったとの判断には疑問があります。このような判断に至った基準を明らかにしてください。

厚生労働省から総務省への回答

(問1の回答)

実務研修受講者数及び本事業により就業につながった看護職員数の年度ごとの実績は以下のとおりである。

実務研修受講者数及び本事業により就業につながった看護職員数

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 実務研修受講者数 | 16人 | 45人 | 126人 |
| 就業看護職員数 | 16人 | 28人 | 35人 |

(問2の回答)

都道府県の厳しい財政事情等により、先駆的な看護職員確保のモデル事業に対して、取組が進まなかったものと考えている。

(問3の回答)

本モデル事業は平成21年度までの事業であることから、今後、同様の事業を評価する際には、今回の貴省からの御指摘を踏まえ、再就業支援の効果について、よりの確な評価が可能となるよう、「事業により就業につながった看護職員数」を指標に加えることも含め、どのような指標を用いることが適切か検討を行いたい。

(問4の回答)

各都道府県において、実務研修を実施することにより、受講した潜在看護師の就労意欲の向上、潜在看護師の看護技術のレベルアップ等を図ることができ、潜在看護師の就業が促進され、一部の実務研修受講者の医療機関等への就業へつながったことから、モデル事業として一定の成果があったものと考えている。

なお、平成20年度は、再就業率が約27.8%と低い実績となっているが、これは一部の都道府県において、受講希望者の多くが研修受講後、一定の期間において就業しようとする者であったため、受講後の速やかな再就業には結びつかなかったためである。当該都道府県以外の都道府県における20年度の再就業率は6割を超えており、モデル事業として成果があったものと考えている。

結果及び総務省の対応方針

今後、同様の事業を評価する際には、「本事業により就業につながった看護職員数」を指標に加えることを含め、どのような指標を用いることが適切か検討する旨が示されたため、今後の状況を注視していくこととする。

事例 2-8 「迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ること」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

施策目標「迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること」に係る指標として、「障害（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数」及び「遺族（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数」を掲げており、これらの平成 20 年度における目標を、前年度以下にすると設定しています。

平成 20 年度におけるこれらの所要日数は、前年度を上回っており、目標が達成されておりません。しかしながら、施策目標の評価では、「今後も、事案の性質に沿った的を絞った調査を行うとともに、管理者による進行管理の徹底に努め、所要日数の減少を図る必要がある」とされているのみであり、目標を達成できなかった原因の分析及び今後の改善策について言及されていません。

【事実関係の照会】

（問）

まずはあらかじめ設定された目標の達成状況に関する分析・検証を行い、その上で評価結果を導くべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示ください。

厚生労働省から総務省への回答

（回答）

障害（補償）年金や遺族（補償）年金については、詳細のデータを集計していないことから、本年度は、掘り下げた分析が困難でしたが、ご指摘を踏まえ、今後の評価書においては、まずはあらかじめ設定された目標の達成状況に関する分析・検証を行い、その上で評価結果を導くことといたします。

なお、障害（補償）年金や遺族（補償）年金といった給付種類に限って評価するよりも、長期間を要した事案全体を評価して施策を検討する方がより効果的と考え、来年度は、労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月）を要している事案数を、施策目標の指標とする方向で検討中です。

結果及び総務省の対応方針

今後、あらかじめ設定された目標の達成状況に関する分析・検証を行い、その上で評価結果を導くこととする旨が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-9 「多様な職業能力開発の機会を確保すること」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

個別目標 1 「ジョブ・カード制度を推進すること」に係る指標として、「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率（70%以上／平成 20 年度）」を設定しています。

しかしながら、あくまで「委託訓練活用型デュアルシステム」は、ジョブ・カード制度の過程で行われる職業能力形成プログラム（職業訓練）の一類型にすぎず、したがって、この指標のみをもって「ジョブ・カード制度の推進」という目標達成に向けた効果を測るのでは十分でないと考えます。

また、平成 22 年 1 月付け「雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」においては、日本版デュアルシステム等の実施に関して、「厚生労働省は、事業概要において、『若年者を一人前の職業人として育て、職場への定着を図る』として、常用雇用化を前提に、『就職率』で事業の目標達成度を評価することとしているにもかかわらず、『就職率』の中には常用雇用以外で就職（派遣やパート、アルバイト等）した数を含めており、事業目標に対して、指標とは異なるものをもって評価している」との指摘があります。したがって、評価の前提となっているデータの信頼性に疑問があります。

【事実関係の照会】

（問 1）

「ジョブ・カード取得者数」や、「委託訓練活用型デュアルシステム以外の職業能力形成プログラム修了者における就職率」、「プログラム全体の修了者数」なども指標に加え、総合的な評価を行うべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

（問 2）

「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率」のデータを修正の上、評価を行うべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

厚生労働省から総務省への回答

（問 1 の回答）

「ジョブ・カード取得者数」と、委託訓練活用型デュアルシステム以外の職業能力形成プログラムである「雇用型訓練の就職率」については、次回の政策評価における指標として設定することとし、その効果を測る方向で検討したい。

なお、「修了者数」は、訓練の中には最長2年間に及ぶものもあり、単年度ごとの政策評価における適切な指標とはならないため、追加しないこととする。

(問2の回答)

次回の政策評価において「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率」のデータの修正について検討したい。

結果及び総務省の対応方針

「ジョブ・カード取得者数」等を指標として設定し、その効果を測る方向で検討する旨が示され、また、「委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率」のデータの修正について検討する旨が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-10 「流通・物流基盤整備（商品データ共有化システムの構築事業（委託）、受発注～決済までの次世代EDI標準化事業（委託）」

総務省から経済産業省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

「商品データ共有化システムの構築事業」は、多様な商材を扱う小売業や多数の販売先を抱える製造業が、事業者毎商材毎に異なる仕様となっている商品データについて、海外を含め一元的かつ効率的に利用できる環境を構築し、効率的な商品調達や販売先の拡大につなげる事業です。

また「受発注～決済までの次世代EDI標準化事業」は、企業間でやりとりする受発注等の情報について、高速大容量のデータ交換（EDI）が可能なインターネットでやりとりすることを前提として、各項目情報の定義や項目間の関係の標準化等を進め、その成果を流通業界全体に普及させることにより、標準を採用した企業であれば、どのような企業とも簡易かつ効率的に情報のやりとりができるようにする事業です。

平成18年度事前評価書によると、各事業の指標は以下のとおり設定されています。

- ・商品データ共有化システムの構築事業
「企業における商品情報共有化システムの利用者数」
- ・受発注～決済までの次世代EDI標準化事業
「企業におけるインターネットEDI標準の普及率」

しかしながら、平成20年度事後評価書では、平成18年度事前評価書であらかじめ設定していた上記指標を用いずに、設定していなかった指標（導入業態数・業界数・企業数）を用いて達成状況を分析しています。

【事実関係の照会】

（問）

経済産業省政策評価実施要領では、事前評価を実施した事業の事後評価は、当該事業開始当初の目標の達成度を明らかにする必要があるとしており、事後評価では、あらかじめ設定した指標につき評価を行うことが必要です。あらかじめ設定した指標を用いて評価を行っていない理由及びあらかじめ設定した指標の実績値についてご教示ください。

また、平成18年度事前評価書では設定されておらず、平成20年度事後評価書で新たに設定された指標（導入業態数・業界数・企業数）について、指標とした理由とデータの出所についてご教示ください。

経済産業省から総務省への回答

(回答)

「商品データ共有化システムの構築事業」については、平成18年度事前評価書と平成20年度事後評価書の指標は、「普及の度合い」を把握するという意味において、基本的に同じ意味合いのものです。

平成20年度事後評価書においては、平成18年度事前評価書における指標を、よりわかりやすい形（利用者数→導入企業数）で表現するとともに、それに加えて、実態をより正確に把握する上で必要と考えられる指標（導入業態数、導入業界数）を追加したものであって、これによってより明確に評価を行うことが可能になります。したがって、表現を改めたということであり、あらかじめ設定した指標を用いて評価を行っていないということではありません。

「受発注～決済までの次世代EDI標準化事業」については、平成18年度事前評価書において「普及率」を指標としておりましたが、この「普及率」については、データの母数をどのように設定するのかという測定方法が課題となり、平成20年度事後評価においてあらかじめ設定した当該指標は適当でないと考えられたため、正確に実態を把握することができる「商品データ共有化システムの構築事業」と同様の数を積み上げていく形の指標を採用いたしました。

こちらについても、各評価書における指標は「普及の度合い」を計るものであることから、同じ意味を持つものです。したがって、表現を改めたということであり、あらかじめ設定した指標を用いて評価を行っていないということではありません。

なお、平成20年度事後評価書で設定した指標のデータの出所については、本事業に参画した関係業界からの聞き取り及びアンケートにより収集したものです。

御指摘の点については上記回答のとおりですが、今後は、事前評価等においてあらかじめ指標を設定する際には、適切な評価の実施のために評価方法や測定方法等について十分に検討し、あらかじめ設定した指標を用いて評価を行っていないと誤解されないよう努めます。

結果及び総務省の対応方針

評価書の記載に不明確な点が見られたが、事前評価書であらかじめ設定した指標を用いて評価を行っていないのではなく、事後評価書ではより明確に評価を行うことが可能な指標に修正したこと等、事実関係が明らかになった。

今後は、事前評価等であらかじめ指標を設定する際には、適切な評価の実施のために評価方法や測定方法等について十分に検討し、あらかじめ設定した指標を用いていないと誤解されないよう努める旨が示されたため、今後提出される評価書において同様の問題がないか確認する。

事例 2-11 「貿易投資促進（貿易円滑化事業費補助事業（補助））」

総務省から経済産業省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

「貿易円滑化事業費補助事業（補助）」は、（財）対日貿易投資交流促進協会の運営する情報センター（東京都）において、海外製品や制度等に関する情報提供を行うとともに、同団体による中小事業者・個人起業家に対するセミナー・相談会の開催を通じ、輸入品に対する正しい理解を促進することにより、貿易の円滑化に資する事業です。

平成20年度事後評価書によると、事業の効果について、「相談コーナーにおける来場者・相談者数も増加傾向にあり、また、日本各地及び各団体からの小口輸入セミナー開催要請も増加している。」と分析しています。

しかしながら、同評価書では「相談件数」の推移については明らかにされているものの、「相談コーナーにおける来場者数・相談者数」の推移については不明です。また、「相談コーナーにおける来場者数・相談者数」は増加傾向にあると分析していますが、「相談件数」は下表のとおり平成17年度をピークとして減少傾向にあります。

また、同評価書によると、「相談件数」及び「セミナー開催回数」の毎年度目標値をそれぞれ「10,000件」、「30回」と設定していますが平成16年度以降上記目標値を達成した年度はなく、相談件数については減少傾向にあるにも関わらず、評価書では、事業の有効性は肯定的評価であり、事業の効率性は「徹底した事業の効率化を図り、セミナー開催回数、相談対応件数を維持している。」と分析しています。しかし、今後の方向性では、「これまで地方で開催していた相談会・研修会を廃止し」とあり、事業の見直しの方向性が示されています。

表 相談件数及びセミナー開催回数の推移

| | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 相談件数 | 7,210 件 | 7,623 件 | 9,465 件 | 8,152 件 | 7,919 件 |
| セミナー 開催回数 | 33 回 | 28 回 | 14 回 | 26 回 | 24 回 |

（注）経済産業省の評価書を基に作成した。

【事実関係の照会】

（問）

今後の方向性では、「これまで地方で開催していた相談会・研修会を廃止し」とあることから、目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低

調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

経済産業省から総務省への回答

(回答)

直近の平成 19 年度実績において、「相談件数」、「セミナー開催回数」が、年度目標値のそれぞれ「10,000 件」、「30 回」の 8 割程度の達成状況となっているものの、予算額が縮小するなか、事業の効率化を図り、「相談件数」、「セミナー開催回数」を維持していることから、「事業の効率性」及び「事業の有効性」を肯定的な評価といたしました。

また、「相談コーナーにおける来場者数・相談者数」の推移（「情報センター来場者数」及び「相談件数」と同じ）について、ご指摘のとおり、平成 17 年度以降に「相談件数」の増加傾向はみられないものの、予算額が縮小するなか、「予算額あたりの相談件数」は増加傾向にあると考えております。

| | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 情報センター来 場者数 | 5,236 人 | 6,420 人 | 6,412 人 | 2,997 人 | 2,715 人 | 2,594 人 |
| 相談件数 | 5,695 件 | 7,210 件 | 7,623 件 | 9,465 件 | 8,152 件 | 7,919 件 |
| 予算額 | 431,307 千円 | 335,050 千円 | 172,450 千円 | 95,488 千 円 | 83,019 千 円 | 77,679 千 円 |
| 予算額あた りの来場者 数 | 百万円 あたり 12.1 人 | 百万円 あたり 19.2 人 | 百万円 あたり 37.2 人 | 百万円 あたり 31.4 人 | 百万円 あたり 32.7 人 | 百万円 あたり 33.4 人 |
| 予算額あた りの相談件 数 | 百万円 あたり 13.2 人 | 百万円 あたり 21.5 人 | 百万円 あたり 44.2 人 | 百万円 あたり 99.1 人 | 百万円 あたり 98.2 人 | 百万円 あたり 101.9 人 |

目標達成度合いが年度目標値の 8 割程度に留まっている理由は、予算額の縮小に伴い、情報センター運営規模、相談業務やセミナー開催事業等の縮減による影響を受けたものですが、事業実施の効率化を図ることにより、継続的に年度目標値の 8 割程度を維持しており、「事業の有効性」を引き続き確保しているものと考えております。

さらに、事後評価書提出後の事業実施について、「今後の方向性」で記載したとおり、平成 20 年度に事業見直しを実施し、平成 21 年度事業から相談会・研修会の開催を首都圏に限定して実施するなど、さらなる効果的な事業実施を図

ったところでは。

なお、本事業については、平成 22 年度予算要求過程の検討の結果、民間事業者による実施が可能であるとの見直しを行い、平成 21 年度事業をもって廃止となっております。

以上のことから、評価書の記載を次のとおり修正いたします。

【事業の内容（目標・効果、効果の把握等）】

（効果）

相談コーナーにおける予算額あたりの来場者・相談者数は増加傾向にある。 ~~り~~
また、~~日本各地及び各団体からの小口輸入セミナー開催要請も増加している。~~

| 指標 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 情報センター来 場者数(人) | 5,236 人 | 6,420 人 | 6,412 人 | 2,997 人 | 2,715 人 | 2,594 人 |
| 相 談 件 数 (件) | 5,695 件 | 7,210 件 | 7,623 件 | 9,465 件 | 8,152 件 | 7,919 件 |
| 予算額あた りの来場者 数 | 百万円 あたり 12.1 人 | 百万円 あたり 19.2 人 | 百万円 あたり 37.2 人 | 百万円 あたり 31.4 人 | 百万円 あたり 32.7 人 | 百万円 あたり 33.4 人 |
| 予算額あた りの相談件 数 | 百万円 あたり 13.2 件 | 百万円 あたり 21.5 件 | 百万円 あたり 44.2 件 | 百万円 あたり 99.1 件 | 百万円 あたり 98.2 件 | 百万円 あたり 101.9 件 |
| ※ 予 算 額 (参考) | 431,307 千円 | 335,050 千円 | 172,450 千円 | 95,488 千円 | 83,019 千円 | 77,679 千円 |

【事業の有効性】

・情報センターにおける海外製品や制度等に関する情報提供や、中小事業者・個人起業家に対するセミナー・相談会の開催は貿易活動の円滑化に資するものであり、本事業の実施による相談件数やセミナー開催回数の推移は、「予算執行状況等」欄にある表のとおり予算規模が年度ごとに縮小するなか、年度目標値の 8 割程度の達成状況を継続的に確保している。

・本事業を通じた輸入の円滑化は、資材の最適調達による競争力の強化、国内市場の活性化・多様化、消費者の選択機会の増大を促すものであり、輸入を契機として外国企業の誘致促進にも繋がる可能性もあることから、今後、年度目標値の達成に向け、セミナー・相談会の開催を費用対効果の高い首都圏において集中的に実施するなど、さらなる事業成果の確保に取り組む。

結果及び総務省の対応方針

目標の達成度合いが低調であるが、予算額当たりで見ると相談件数は増加傾向にあること等、事業の効率性及び有効性についての分析結果が明らかになった。

上記を踏まえ、評価書を修正する旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-12 「産業保安（高圧ガス等保安対策事業）」

総務省から経済産業省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

「高圧ガス等保安対策事業」は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、技術の進歩や環境変化を踏まえた高圧ガス保安技術の基準作成や、事故情報の統計処理・解析、高圧ガス設備の耐震設計のあり方についての調査研究を行う事業です。

平成20年度事後評価書によると、事業の目標及び指標は、「産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指す。」とされています。

同評価書「目標・指標の推移」を見ると、下表のとおり「高圧ガス保安法関係事故（災害）件数」は増加傾向にあり、目標達成には至っていません。

しかしながら、同評価書では、事業の必要性等についての分析はなされているものの、目標が達成されていない原因等に関する分析がなされていません。また、「事故による死傷者数の減少」を目標としていますが、このデータによる評価は行われていません。

表 高圧ガス保安法関係事故（災害）件数の推移

| | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 高圧ガス保安法 関係事故（災害） 件数 | 146 | 157 | 165 | 193 | 285 |

（注）経済産業省の評価書を基に作成した。

【事実関係の照会】

（問）

事業の実施により期待される効果が得られていないにも関わらず、今後の方向性では、事業の継続が必要とされていますが、効果の発現状況を踏まえれば、目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

また、「事故による死傷者数の減少」を目標としているところ、これについてのデータ推移を明らかにするべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示してください。

経済産業省から総務省への回答

（回答）

事業の目標として掲げていた「産業活動における事故件数の減少」及び「事故による死傷者数の減少」について、平成15年から平成20年までの実績を以下の通り、明らかにいたします（なお、平成19年の事故統計については、事故の原因等も含め一連の情報が確定してからのものを基に修正しています）。

表 高圧ガス保安法関係事故（災害）件数及びその死傷者数の推移

| | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高圧ガス保安法関係事故（災害）件数（件） | 146 | 157 | 165 | 193 | 287 | 294 |
| 死傷者数（名） | 153 | 54 | 60 | 95 | 85 | 96 |

高圧ガス保安法関係の災害事故の件数については、平成20年は294件と過去最大の件数となっておりますが、件数の変化としてはほぼ横ばいです。その災害事故の特徴としては、劣化・腐食、点検不良等の設備の維持管理不良によるものが133件、誤操作、認知確認ミス等の運転・工事に係わるミスによるものが79件と災害事故全体の72.1%を占めています。

一方、死傷者数については、平成20年は96名となっておりますが、件数の変化としてはほぼ横ばいです。その内訳としては、1件の塩素漏えい事故により15名、1件の一酸化炭素中毒により8名の負傷者がそれぞれ発生しており、死傷者数の増加要因の一つとなっております。

このような上記の災害事故は、基本的な設備管理、保安管理教育がなされていけば防止することが出来たと考えられるものも含まれており、今後事故の原因を究明し、再発防止策を徹底し、そのような必要な情報を必要なところに共有することが事故低減を目指す上で重要であると考えられます。

なお、ここ数年の事故件数の増加の一因としては、漏えいによる事故の報告件数が増えていること（平成18年113件、平成19年210件、平成20年195件）が挙げられます。これらの事故は今までも潜在的に存在していたものと思われませんが、事業者のコンプライアンス意識の向上を反映し、報告件数が増加していると考えられます。

このような分析に基づき、当省としては、本事業を活用して今後とも事故情報の解析について着実に実施してまいりたいと思います。現在WEB等で事故

情報及びその再発防止策を公表することにより情報提供を行っておりますが、基本的な設備管理、保安管理教育がなされていれば防止することが出来たと考えられる事例も含まれていることを鑑み、そのような情報のより有効な活用方法等について検討し、必要な情報の更なる周知徹底を進めてまいりたいと思っております。また、新たな高压ガス用途・新開発の設備に対応した基準策定、地震災害対策の基準化等についても、一定水準の保安レベルの確保及び更なるレベルの向上のためには必要不可欠であり、今後とも本事業を通じて引き続き実施してまいりたいと思っております。

以上のことから、評価書の記載に関しては、目標・指標の推移と今後の方向性の部分について次のとおり修正いたします（修正は傍線部分）。

【目標・指標の推移】

| | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 |
|------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 高压ガス 保安法関係事故（災害）件数 （件） | 146 | 157 | 165 | 193 | <u>287</u> | <u>294</u> |
| <u>死傷者数</u> <u>（名）</u> | <u>153</u> | <u>54</u> | <u>60</u> | <u>95</u> | <u>85</u> | <u>96</u> |

| | |
|--------|---|
| 今後の方向性 | <p>【継続】</p> <p>高压ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するためには、国による技術の進歩や環境の変化に対応した技術基準の策定・改正による安全性の確保及び事故後情報の解析、水平展開による類似事故発生の防止が必要不可欠である。より、今後とも引き続き実施していく。</p> <p><u>これまでの事故分析を踏まえると、基本的な設備管理や保安管理教育がなされていれば防止することが出来たと考えられる事故も含まれていることから、事故情報及びその再発防止策などの情報をより有効に活用できる環境整備が重要であるため、その対応について検討・実施していく。</u></p> <p>また、免状交付の手続きの簡素化による行政事務の簡素化も必要であるため、現行事業の継続が必要である。</p> |
|--------|---|

結果及び総務省の対応方針

評価書のデータ記載に関する不明確な点については、確定情報を踏まえ、直近の事故件数・死亡者数が明らかになった。また、基本的な設備管理や保安管理教育がなされていれば防止することができたと考えられる事故も含まれていることから、事故情報及びその再発防止策などの情報をより有効に活用できる環境整備が重要である等、原因分析及びその結果が明らかになった。

上記を踏まえ、評価書を修正する旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-13 「産業保安（火薬類保安対策事業（委託）、火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置（税目：固定資産税等の課税標準の特例）」

総務省から経済産業省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

「火薬類保安対策事業」は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類保安教育事業の実施、火薬類を巡る環境及び立地条件の変化等に伴う火薬類保安技術基準作成、事故調査解析、国連等で行われる火薬類の技術基準の検討の動向調査、煙火等の分類の見直しに向けた実証実験等を行う事業です。

「火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置」は、火薬類取締法上の義務として設置する保安用の土堤・防爆壁について、固定資産税の課税標準を5分の3に軽減する特例措置です。

平成20年度事後評価書によると、各事業の目標及び指標は、以下のとおり設定されています。

・火薬類保安対策事業

「(平成22年度までに) 火薬類による事故発生件数を現状の40件程度から30件前後に低減する。」

・火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置

「火薬による事故件数を平成22年度に30件前後に低減」

同評価書「目標・指標の推移」を見ると、下表のとおり「火薬類による事故件数」は近年増加傾向にあり、平成22年度までの目標達成に向けた進捗状況は思わしくない状況にあります。その原因等に関する分析がなされていません。

また、今後の方向性では、火薬類保安対策事業は、「継続」、火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置は、「本措置の適用実績及び政策効果について検証した上で今後の方向性について検討する。」とあります。

表 火薬類による事故件数の推移（火薬類保安対策事業）

| | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 火薬類による 事故件数 | 35 | 41 | 33 | 42 | 53 |

表 火薬類による事故件数の推移（火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置）

| | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 火薬類による事故件数 | — | 41 | 34 | 41 | 49 |

（注）経済産業省の評価書を基に作成した。

【事実関係の照会】

（問）

効果の発現状況を踏まえれば、目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

経済産業省から総務省への回答

（回答）

事業の目標として掲げていた「火薬類による事故件数の推移」について、以前起きた事故の原因等も含め一連の情報が確定したことを踏まえ、平成 15 年から平成 20 年までの実績を以下の通り修正いたします。

表 火薬類による事故件数の推移

| | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 火薬類による事故件数 (件) | 35 | 41 | 34 | 41 | 49 | 48 |

火薬類による事故件数については、平成 20 年において 48 件となり、この数年件数の変化としては横ばいです。その事故内容をみると、製造中の事故が 6 件、産業火薬の消費中の事故が 7 件、煙火の消費中の事故が 30 件となっており、煙火消費中の事故が全体の 6 割強を占めています。

当省としては、打揚煙火（いわゆる打ち上げ花火をいう）に係る事故が後を絶たない状況を鑑み、より安全な煙火の打揚を実現するため、また、技術の進展に伴い多様化の著しい打揚煙火の新たな技術基準を検討するため、実験によってデータを収集し、打揚煙火の保安対策基準の策定を推進いたしました。この結果をもとに、平成 20 年 2 月に火薬類取締法施行規則の煙火の消費の基準に、離隔距離、防護措置、電気点火等の技術基準を加える改正を行い、平成 21 年 1 月 1 日に施行いたしました。本改正を踏まえ、新しい技術基準に則した打揚煙火の方法が定着することにより、煙火消費中の事故が低減するものと考えられます。

今後とも、本事業を通じて、製造、消費及び保管等に係る技術について科学的根拠を明らかにし、法令に規定される技術基準に反映することで、火薬類を安全に使用するための基盤を確立していきたいと思いを。また、火薬類の事故に関して原因を分析し、再発防止策を検討することにより、類似事故についての注意喚起し災害を未然に防止することが出来るので、本事業を活用した事故調査・解析事業においても着実に実施してまいりたいと思いを。

一方で、火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置については平成9年度に創設し、これまで一定の利用実績（約6億円の減免措置）がありますが、その政策効果についても検討した上で、今後の方向性について検討していくこととしておりました。

以上のことから、評価書の記載に関しては、目標・指標の推移と今後の方向性の部分について次のとおり修正いたします（修正は傍線部分）。

【目標・指標の推移】

| | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|---------------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 火薬類による事故件数(件) | 35 | 41 | <u>34</u> | <u>41</u> | <u>49</u> | <u>48</u> |

| | |
|-----------------------|--|
| 今後の方向性 (火薬類保安対策事業) | <p>【継続】 火薬類はひとたび事故が発生するとその被害は非常に広範に広がり、社会的影響も非常に大きくなる可能性が高いことから、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する観点から、発生した事故の原因を調査・解析すると共に、<u>打揚煙火に係る事故が後を絶たない状況を踏まえ、煙火の消費に係る技術基準の追加改正をするなど、製造、消費、及び保管等に係る技術の</u>技術基準を科学的に明らかにしていき、技術基準保安教育、<u>火薬庫の建設等</u>に反映することで火薬類を安全に使用していくための基礎確立に資する。</p> |
|-----------------------|--|

結果及び総務省の対応方針

評価書のデータ記載に関する不明確な点については、確定情報を踏まえ、直近の事故件数が明らかになり、また、打揚煙火に係る事故が後を絶たない状況を踏まえ、煙火の消費に係る技術基準の改正をする等、原因分析及びその後の取組が明らかになった。

上記を踏まえ、評価書を修正する旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-14 「航空交通ネットワークを強化する」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 評価書では、「地震時の緊急物資輸送等を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、防災拠点としての機能を有する空港から 100km 圏内に居住する人口の割合を高める」観点から、業績指標「地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合」（100km 圏内に居住する人口を日本の総人口で除した値）を設定し、初期値約 4 割（平成 18 年度）に対し、平成 24 年度に約 7 割の達成を目標値として設定しています。
- 2 本業績指標の実績値は、「平成 20 年度時点で事業が完了した空港がないため、指標は横ばい状態」で 18 年度から 20 年度まで約 4 割となっており、24 年度の目標値（約 7 割）に向けて、外形的には目標達成に向けた成果を示しているとは言えません。しかし、「指標は横ばい状態であるが、すでに多くの事業に着手しており、空港の耐震性向上の事業を予定どおり進めている最中であることから順調であると「A」評価した。また、耐震性の確認を早急に進めるとともに、耐震事業を着実に実施することから「2」と評価した」との判定根拠をもって、評価結果「A-2」を導いています。
- 3 以上のとおり、業績指標の実績値が横ばい状態であるにもかかわらず、目標達成に向けた成果を示しているとの評価結果「A」を導いている判定根拠は、現状の評価書における説明では、論理がつながっておらず不十分なものになっていると考えます。
- 4 この点に関して、貴省の政策レビュー「行政行動の改革－改革はどこまで進んだか」（平成 19 年 3 月 23 日省議決定）第 4 章第 1 節 2（2）iii. 評価結果の判定基準の説明の充実」においても、「特に実績値が目標値への伸びを示していないもので A（成果を示している）という評価をつけるもの・・・（中略）・・・はその判定根拠の説明の充実に努めることとする」とされています。

【事実関係の照会】

（問）

実績評価方式による評価において航空行政に係る政策効果の発現状況をアウトカムに着目して示すことは国民の視点に立つとの観点から重要であると考えます。

このため、政策レビュー「行政行動の改革－改革はどこまで進んだか」の結果を踏まえ、評価書において、実績値が横ばい状態で外形的には目標達成に向けた成果を示しているとは言えない中で、評価結果「A」を導いている判定根拠について、説明の充実を図るべきではないでしょうか。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

今後、貴省の見解を踏まえ、現状から一定の改善を図るため、以下の点について評価書に記述することにより、評価結果の判定根拠の説明の充実を図ることとしたい。

- ① 空港の耐震工事の特性（年度当たりの施工面積が限られることや事業費が大きいことから、工事を完成させるためには、早くても5年程度の期間が必要）
- ② 評価基準年以降から評価実施時までの事業の実績（事業の予算規模並びに事業を実施した空港名称及び事業内容を明記）及びその際に防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口規模
- ③ 評価実施時での最新の事業の状況（事業の予算規模並びに事業の実施が予定されている空港名称及び事業内容を明記）
- ④ 目標値約7割達成時に防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口規模

結果及び総務省の対応方針

今後、評価書において、空港の耐震工事の特性、評価基準年以降から評価実施時までの事業の実績、評価実施時での最新の事業の状況及び目標値約7割達成時に防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口規模を記述することにより、評価結果の判定根拠の説明の充実を図る旨が示されたため、評価書が送付された際に内容を確認する。

事例 2-15 「大気・水・土壌環境等の保全（大気環境の保全）」

総務省から環境省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策の「目標 3-1 大気環境の保全」は、固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全するとともに、大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進めるものです。

貴省の平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）では、評価指標の一つとして「燃料電池自動車の普及台数」が設定されており、当該指標の推移は以下のとおりです。

単位：[台]

| H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 | H18 年度 | H19 年度 | H20 年度 | 目標年 | 目標値 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|--------|
| 50 | 61 | 60 | 50 | 42 | 調査中 | H22 | 50,000 |

（注）「H20年度環境省政策評価書」より総務省作成。H15年度については「H19年度環境省政策評価書」より抜粋。

本指標は、目標年度が平成 22 年度、目標値が 50,000 台とされていますが、実績値については、平成 19 年度時点で 42 台と達成度合が極めて低調であり、かつ直近 5 年間で実績値がほぼ横ばいで推移する結果となっています。また、貴省の平成 21 年度環境省政策評価実施計画によれば、事後評価の実施方法等について、「環境省政策評価基本計画に従い、評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて評価を行う」とされています。

しかしながら、評価書においては、本指標について、過去 5 年間に於いて実績値が目標値を大きく下回っているにもかかわらず、特段の分析や今後の方策の検討が全くなされていません。

【事実関係の照会】

（問）

実績評価方式による政策評価においては、あらかじめ目標を設定し、当該目標に係る実績を測定し、目標が達成されなかった場合にはその原因について分析し、必要に応じて政策の見直し・改善を行うものとされています。したがって、評価書の「達成の状況」及び「有効性」の項目で改めて燃料電池自動車の普及が低迷している原因を分析し、「今後の展開」の項目で分析結果を適切に反映した今後の方策について記載すべきであり、評価書の修正が必要と考えます

が、貴省の見解をお示しください。

環境省から総務省への回答

(回答)

貴省の指摘を踏まえ、「目標 3-1 の評価書」について、「【達成の状況】」、「【有効性】」及び「<今後の展開>」の各項目につき、指標⑤に係る次の修正を行うこととする。

[指標⑤について]

【達成の状況】

- 燃料電池自動車の普及台数については、目標値と実績の間に乖離が生じている。

【有効性】

- 燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的な安全規制等が整備されたことにより、平成16年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充てん設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題は解消されていない。

<今後の展開>

- 国連気候変動首脳会議において、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減するとの新たな目標が表明されるなど、本政策を取り巻く環境の大きな変化を踏まえつつ、今後、政策目標の在り方を検討した上で政策体系の再構築、その実現手段（関連施策及び事務・事業）の見直し、定期的な効果測定の方法とそのため指標の設定等を行う。

結果及び総務省の対応方針

評価書の記載に不明確な点がみられたが、燃料電池自動車の普及が低迷している原因についての分析結果と今後の方策等の事実関係が明らかになり、評価書を修正する旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-16 「大気・水・土壌環境等の保全（大気生活環境の保全）」

総務省から環境省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策の「目標 3-2 大気生活環境の保全」は、騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全するものです。

貴省の平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）では、評価指標の一部として、航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（以下「指標③」とする）及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（以下「指標④」とする）が設定されており、本指標の推移は以下のとおりです。

単位：[%]

| | H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 | H18 年度 | H19 年度 | H20 年度 | 目標年 | 目標値 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 指標③ | 72.7 | 71.8 | 73.2 | 71.6 | 73.8 | 調査中 | — | 100 |
| 指標④ | 37.5 | 38.4 | 38.5 | 41.4 | 42.2 | 調査中 | | 100 |

（注）「H20年度環境省政策評価書」より総務省作成。H15年度については「H19年度環境省政策評価書」より抜粋。

本指標③と④の達成状況をみると、H19 年度時点で指標③については目標値 100%に対して 73.8%、指標④については目標値 100%に対して 42.2%と達成度合が低調です。一方で本指標③と④について、評価書では「今後の展開」の項目において、「航空機及び新幹線鉄道騒音の音源周辺の土地利用の改善及び音源対策を推進するとともに、騒音モニタリングのあり方を検討する」とされていますが、指標③及び④の目標が未達成である原因については個別の分析がなされておられません。

【事実関係の照会】

（問）

実績評価方式による政策評価においては、あらかじめ目標を設定した上で、当該目標に係る実績を測定し、目標が達成されなかった場合にはその原因について分析し、必要に応じて政策の見直し・改善を行うものとされています。したがって本目標については、まず指標③及び④について実績値が目標値に達せず低調である原因を分析した上で、分析結果を適切に反映した今後の方策を検討すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

環境省から総務省への回答

(回答)

貴省の指摘を踏まえ、「目標3-2の評価書」について、「【達成の状況】」、「【有効性】」及び「<今後の展開>」の各項目につき、指標③及び④に係る次の修正を行うこととする。

[指標③について]

【達成の状況】

- 航空機騒音については、環境基準の達成に向けて、継続的に対策を講じてきているところであるが、環境基準の達成状況は73.8%と未だ芳しくなく、苦情も絶えないところである。このため、更なる騒音低減対策の推進に取り組む必要がある。

【有効性】

- 航空機騒音については、環境基準の達成に向けて、航空機の低騒音化に向けた技術開発とその技術導入などにより音源対策を推進してきたところである。その結果、航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、長期的には改善傾向にある。

<今後の展開>

- 航空機騒音については、環境基準の達成に向けて、騒音に配慮した土地利用を推進するための対策の検討や騒音の暴露状況を適切に把握するための統一的な騒音のモニタリングのあり方の検討に取り組んでいくとともに、音源対策に係る技術開発と最新技術の順次導入の推進を図る。

[指標④について]

【達成の状況】

- 新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、継続的に対策を講じてきているところであるが、環境基準の達成状況は42.2%と未だ芳しくなく、苦情も絶えないところである。このため、更なる騒音低減対策の推進に取り組む必要がある。

【有効性】

- 新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、音源対策が最も基本的な施策であり、特に新幹線沿線の住宅密集地等であって75デシベルを超える地域の騒音レベルを75デシベル以下とする「75デシベル対策」を順次進めている。その結果、新幹線鉄道周辺地域の騒音レベルは従前に比

べ低下し、長期的には改善の傾向にある。一方で、新幹線沿線の土地利用の状況は年々変化しており、新幹線の防音壁等の音源対策が、新たな沿線宅地開発に追いつかないことが、環境基準の達成率が大幅に向上しない理由の一つとなっている。

<今後の展開>

- 新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、騒音に配慮した土地利用を推進するための対策の検討や騒音の暴露状況を適切に把握するための統一的な騒音のモニタリングのあり方の検討に取り組んでいくとともに、音源対策に係る技術開発と最新技術の順次導入の推進を図る。

結果及び総務省の対応方針

評価書の記載に不明確な点がみられたが、実績値が目標値に達せず低調である原因についての分析結果と今後の方策等の事実関係が明らかになり、評価書を修正する旨が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-17 「廃棄物・リサイクル対策の推進（循環資源の適正な 3 R の推進）」

総務省から環境省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策の「目標 4-2 循環資源の適正な 3 R の推進」は、各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するものです。

貴省の平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）では、評価指標の一つとして「資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率 [%]」が設定されており、本指標の目標値及び推移は以下のとおりです。

単位:[%]

| | | H15 年度* | H16 年度 | H17 年度 | H18 年度 | H19 年度 | H20 年度 | 目標年 | 目標値 |
|---|------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|
| ア | デスクトップパソコン | 77.5 | 76.9 | 75.2 | 76.0 | 75.1 | 調査中 | 各年度 | 50 |
| イ | ノートブックパソコン | 48.7 | 54.8 | 53.2 | 54.7 | 53.7 | 調査中 | | 20 |
| ウ | ブラウン管式表示装置 | 70.9 | 73.9 | 76.9 | 75.8 | 78.1 | 調査中 | | 55 |
| エ | 液晶式表示装置 | 63.4 | 64.2 | 66.3 | 68.9 | 70.7 | 調査中 | | 55 |
| オ | ニカド電池 | 73.5 | 73.7 | 73.2 | 73.3 | 73.5 | 調査中 | | 60 |
| カ | ニッケル水素電池 | 77.6 | 76.8 | 76.5 | 76.6 | 76.6 | 調査中 | | 55 |
| キ | リチウムイオン電池 | 56.1 | 55.1 | 63.0 | 62.2 | 64.1 | 調査中 | | 30 |
| ク | 小形制御弁式鉛蓄電池 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 調査中 | | 50 |

※「H20年度環境省政策評価書」より総務省作成。H15年度については「H19年度環境省政策評価書」より抜粋。

本指標の達成度合については、評価書の「有効性」の項目において「資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率（平成 19 年度）についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている」と評価されているものの、上記 8 品目のうち、小形制御弁式鉛蓄電池以外の 7 指標については、目標値が直近 5 年間の実績値よりもかなり低く設定されており、目標値の達成は容易な状況となっています。この点について貴省に確認したところ、本目標値は、省令^(注)において、全ての製造業者等において達成されるべきものであることを念頭において、製品を構成する素材等の構成比率および当該素材等の回収歩留まり率（製品に含まれる素材等の重量に対する、再資源化の過程で実際に取り出すことが技術的及び経済的に可能な資源の重量の割合）を勘案して、技術的及び経済的に達成可能な最低限の水準として設定されている値を個々の製造業者等が達成すべき再資源化の目標として定めている、との

ことでした。

しかし、本目標値が個々の製造業者等が達成すべき再資源化の目標として設定されている一方で、実績値は、我が国における対象製造業者等全体の回収量の総和及び再利用された資源の総重量を基に算出されており、目標値の達成状況を測定する手法としては妥当ではないと考えられます。

(注) 本目標値の設定根拠は、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令並びに密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令とされている。

【事実関係の照会】

(問1)

資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の再資源化の取組は、個々の製造業者等を単位として義務付けているため、両省令における指定再資源化製品の「再資源化の目標」を達成した製造業者等の割合を測定できる指標を設定し、適切な目標値を設定した上で評価を行うべきと考えますが、貴省の見解をお示しく下さい。

(問2)

一方、現在の測定方法による実績値を活用するのであれば、目標値については、個々の製造業者等を単位として設定された両省令における「再資源化の目標」を用いるのではなく、別の適切な目標値を設定すべきと考えますが、貴省の見解をお示しく下さい。

環境省から総務省への回答

(回答)

資源有効利用促進法における再資源化の目標値は、製造業者等が達成すべき再資源化の目標として定められている数値であることから、対象製造業者等全体の再資源化の達成状況を評価する基準としても用いているが、貴省の指摘を契機に、今後は、再資源化率の前年度比実績やトレンドを評価することも検討していきたい。

結果及び総務省の対応方針

「目標4-2 循環資源の適正な3Rの推進」に係る評価について、今後、資源有効利用促進法における再資源化率の前年度比実績やトレンドを評価することも検討する旨が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

Ⅲ 平成 19 年度重要対象分野のフォローアップ

政策評価・独立行政法人評価委員会においては、平成 19 年度の政策評価の重要対象分野として、①少子化社会対策（育児休業制度、子育て支援サービス、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組）及び②若年者雇用対策について審議が行われた。その結果、関係府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）による評価について、評価結果及び同委員会が認識した課題が取りまとめられ、平成 20 年 11 月 26 日、総務大臣に対し答申された。

今回、これらの政策に関して平成 21 年度に行われた関係府省の評価について、答申において示された課題への対応状況をフォローアップした。

（注） 答申の全文については、総務省のホームページ（下記アドレス）を参照
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/081126_1.html

（フォローアップ結果）

フォローアップ結果は以下のとおりである。答申において示された課題ごとに、平成 21 年度に行われた関係府省の評価書における記述、当該記述に関して総務省が関係府省に対して行った照会内容及び確認結果を整理した。

（今後の対応）

答申において示された課題に対する関係府省における対応状況については、今後も引き続き確認を行ってまいりたい。

I 育児休業制度

1 女性の育児休業 (1) 育児休業制度の普及・定着

| | |
|--------------|--|
| 答申における指摘事項 | 同省が評価指標としている「育児休業取得率」は、制度創設から一定期間は、育児休業の普及度を測るために有効な指標であったものの、平成 16 年度から 29 年度までの間に 80%の取得率を達成とする目標値は、現在既に達成済みである。今後の政策目標は、継続就業を希望しながら退職を余儀なくされている女性の希望を実現することであり、既に継続就業の希望を実現した女性を母数として測られる「育児休業取得率」では、その達成度を政策効果としての確に把握することはできない。継続就業を希望している女性数全体の把握とその充足状況を測る新たな指標の設定が求められる。 |
| 評価書における記述の概要 | 【平成 21 年度厚生労働省実績評価書VI-1-1】 「継続就業を希望している女性数全体の把握とその充足状況を測る新たな指標の設定」のため、21 世紀成年者縦断調査等の活用を検討する。 |
| 総務省からの照会事項 | 現在までにどのような検討を行ったのか。 |
| 確認結果 | 検討した結果、継続就業ニーズとその充足状況の把握のため、平成 21 年度 21 世紀成年者縦断調査の調査項目に「出産後の就業継続意欲」を追加した。 |

1 女性の育児休業 (2) 期間雇用者の育児休業

| | |
|--------------|--|
| 答申における指摘事項 | 期間雇用者の育児休業取得率は、51.5%となっているが、この取得率には、期間雇用者のうち、継続就業を希望しながら出産前に退職を余儀なくされた者は含まれておらず、育児休業給付の受給者数に占める期間雇用者の割合は4%にとどまっている。この点に関し、期間雇用者が育児休業を取得しやすい環境にはないことが主たる原因なのか、そもそも期間雇用者の中には継続就業を前提としない家計補助的な就業を希望している者が多いことが原因なのかなど、その実態が明らかにされていない。今後、期間雇用者のうちどの程度の者が継続就業を希望しているのかを把握するとともに、期間雇用者の育児休業の取得を阻害している要因を検証することが求められる。 |
| 評価書における記述の概要 | 【平成 21 年度厚生労働省実績評価書VI-1-1】 「期間雇用者のうちどの程度の者が継続就業を希望しているのかを把握」するため、21 世紀成年者縦断調査等の活用を検討する。また、期間雇用者の育児休業取得を阻害している要因について、21 年度に実施を予定している「期間雇用者が育児休業等を取得しやすい職場づくり事業」により検証を行う。 |
| 総務省からの照会事項 | 現在までにどのような検討を行ったのか。 |
| 確認結果 | 検討した結果、継続就業ニーズとその充足状況の把握のため、平成 21 年度 |

| | |
|--|--|
| | 21 世紀成年者縦断調査の調査項目に「出産後の就業継続意欲」を追加した。これに従来より調査項目として把握している回答者の雇用形態を合わせることで、期間雇用者の継続就業ニーズを把握しようと考えているところ。 |
|--|--|

2 一般事業主行動計画

| | |
|--------------|--|
| 答申における指摘事項 | 一般事業主行動計画を策定した企業のうち、育児休業取得率の数値目標を達成するなど一定の基準を満たした「認定企業」の割合は2%にとどまっており、行動計画の内容と企業の実際の労働条件とが必ずしも合っていない。この点を踏まえ、新たに企業の労働条件の実績を公表する仕組みを導入する有効性について検証することが求められる。 |
| 評価書における記述の概要 | 【平成 21 年度厚生労働省実績評価書VI-1-1】 平成 20 年 12 月に次世代育成支援対策推進法の改正を行い、21 年 4 月（中小企業については 23 年 4 月）から行動計画の公表を義務づけたところであるため、法施行後、制度が定着した時期に状況をみた上で、新たに企業の労働条件（労働時間や育児休業の取得状況を含む）の実績を公表する仕組みを導入する有効性について検討する。 |
| 総務省からの照会事項 | 労働条件の実績を公表する仕組みの導入について検討するとあるが、どのように検討を行う予定か。 |
| 確認結果 | 中小企業への法施行日である平成 23 年 4 月以降、行動計画の公表が一定程度進んだ時期に企業全体の労働時間や育児休業の取得状況等のデータも踏まえて検討することとなると考えている。「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）では、関連施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとなっているため、この点検・評価過程において、検討することとなると考えている。 認定企業の割合が低いとの答申の指摘については、認定企業数の増加を目指しており、「子ども・子育てビジョン」において、次世代認定マーク（くるみん）取得企業数を平成 26 年度までに 2,000 社とすることを数値目標としている。 |

3 事業主への助成金による支援

| | |
|------------|--|
| 答申における指摘事項 | 育児休業は、全企業が法律上の義務として従業員に与えなければならないものであることから、効果が広範に及び、意欲の低い企業にもインセンティブが働く政策手段が必要であると考えられる。しかし、助成金という政策手段では、対象となり得る企業数に対するカバー率が小さく、他の企業への波及効果も見込めないものとなっている。別途、効果が広範に及び、意欲の低い企業にもインセンティブが働くような政策手段を検討し、効果の比較検証を行うことが求 |
|------------|--|

| | |
|--------------|--|
| | められる。 その他の政策手段としては、例えば、労働時間や育児休業の取得状況の実績を公表する仕組みなどが考えられる。 |
| 評価書における記述の概要 | 【平成 21 年度厚生労働省実績評価書VI-1-1】 次世代育成支援対策推進法の見直しの検討の中であわせて検討する。 |
| 総務省からの照会事項 | 助成金が支給対象企業に具体的にどのような影響をもたらしたか把握して検証すべきではないか。また、労働時間や育児休業の取得状況の実績を公表する仕組みの導入及びその効果について、どのように検討を行う予定か。 |
| 確認結果 | 中小企業への法施行日である平成 23 年 4 月以降、行動計画の公表が一定程度進んだ時期に検討することとなると考えている。「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）では、関連施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとなっているため、この点検・評価過程において、検討することとなると考えている。 助成金が支給対象企業に具体的にどのような影響をもたらしたかについては、今後効果を把握して検証することを検討したい。 |

4 男性の育児休業

| | |
|--------------|--|
| 答申における指摘事項 | 男性の育児休業取得率が伸びない原因である男女の固定的な役割分担意識や制度に関する理解不足を解消することは、重要な課題である。今後は、改善策としてあげられている、配偶者が専業主婦の場合に適用される育児休業取得除外規定の撤廃等の男性の育児休業の取得促進策について早急に取り組むとともに、その効果も含め、男性の育児休業の取得が増えない原因の掘り下げた分析とそれを踏まえた必要な見直し・改善が求められる。 |
| 評価書における記述の概要 | 【平成 21 年度厚生労働省実績評価書VI-1-1】 配偶者が専業主婦の場合に適用される育児休業取得除外規定の撤廃等男性の育児休業の取得促進策については、労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止等を内容とする育児・介護休業法の改正を平成 21 年 7 月に行ったところ。法改正の効果を見極めつつ、男性の育児休業の取得状況とその原因等の分析を行っていく。 |
| 総務省からの照会事項 | 「法改正の効果を見極めつつ」とあるが、どのように検討を行っていく予定か。 |
| 確認結果 | 「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）の参考指標として、男性の育児休業取得率を平成 29 年度までに 10%とすることを設定している。「子ども・子育てビジョン」では、関連施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとなっているため、この点検・評価過程で検討することとなると考えている。 |

II 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組

1 厚生労働省の政策（労働時間等の設定改善） ①

| | |
|---------------------|--|
| <p>答申における指摘事項</p> | <p>同省の評価では、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合が低下していることは明らかにされたものの、パート労働者を除く労働者の所定外労働時間が 6 年連続で上昇していることや過労死等の労災支給決定件数が増加傾向にあることについては触れられていない。今後は、複数の指標を用いて、労働時間に係る課題の全体像をとらえることが求められる。</p> <p>また、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を減少させるという目標の達成に向けて、事業主に対する助成金や推進会議の開催等がどの程度寄与したのかについての効果把握が求められる。</p> |
| <p>評価書における記述の概要</p> | <p>【平成 21 年度厚生労働省実績評価書Ⅲ－4－1】</p> <p>以下の指標を設定。</p> <p>①労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合（前年以上/毎年）</p> <p>②週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合（前年以下/毎年）</p> <p>③年次有給休暇取得率（前年以上/毎年）</p> <p>労働時間等の設定改善の促進を通じた仕事と生活の調和施策については、中央・地方における社会的気運の醸成施策と、事業主団体を通じた支援から個別企業の取組に対する助成に至る施策対象に応じた取組とが一体となった総合的な取組を行っているところであり、個別の助成金や推進会議の開催等の寄与度については把握が難しいが、これらを通じて施策目標に係る指標はいずれも達成目標を上回る結果となっている。</p> |
| <p>総務省からの照会事項</p> | <p>「過労死等の労災支給決定件数」を指標として設定するべきではないか。また、労働時間に係る課題を把握するため、労働者の属性に応じた労働時間を分析すべきではないか。</p> |
| <p>確認結果</p> | <p>「過労死等の労災支給決定件数」については、認定基準等の見直しにより、施策効果とは関係なく支給決定件数が増減することがあり得ることから、労働時間に係る課題の全体像をとらえる指標としては採用しなかった。また、労働者の属性等に応じた労働時間に係る情報について、評価書に記載することとした。</p> |

1 厚生労働省の政策（労働時間等の設定改善） ②

| | |
|-------------------|---|
| <p>答申における指摘事項</p> | <p>同省の評価では、30 歳代男性の週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合が高止まりしていることへの対策として、助成金の上乗せをあげているが、週労働時間 60 時間以上の 30 歳代男性が約 176 万人いることを考えれば、効果が広範に及び、意欲の低い企業にもインセンティブが働く政策手段が必要であると考えられる。しかし、助成金という政策手段では、対象となり得る企業数に対す</p> |
|-------------------|---|

| | |
|---------------------|--|
| | <p>るカバー率が小さく、必ずしも他の企業への波及効果を伴うものではない。別途、効果が広範に及び、意欲の低い企業にもインセンティブが働くような政策手段を検討し、効果の比較検証を行うことが求められる。</p> <p>その他の政策手段としては、例えば、企業の労働時間の実績を公表する仕組みなどが考えられる。</p> |
| <p>評価書における記述の概要</p> | <p>【平成 21 年度厚生労働省実績評価書Ⅲ－４－１】</p> <p>「労働時間等の設定改善援助事業」と「労働時間等設定改善推進助成金」について、当該事業に取り組んでいる中小企業集団もしくは中小企業団体においては、年次有給休暇の取得率及び所定外労働時間の改善状況をみると、いずれも我が国全体の平均値を上回る改善効果が見られるなど、事業主団体の取組促進から個別企業労使による取組支援に至るまで、施策対象に応じた取組を効果的・効率的に実施しており、個別目標に係る各指標の目標も達成していることから、適切に運営されているといえる。また、第 170 回臨時国会において、特に長い時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が行われ、平成 22 年 4 月 1 日から施行されることとなり、今後さらに労働時間等の設定改善が重要な課題となる中で、これらの助成・援助事業が一層効果的に作用することが期待される。</p> <p>また、長時間労働の抑制等に向けては、企業別に労働条件の実績を公表するなどの強制措置の方法も指摘されているところであるが、それについては、</p> <p>①公表などの強制措置は、一般に、法令違反に係る指導や勧告に従わない場合における措置として設けられるものであるところ。所定外労働は時季や業務の繁閑等の影響によるところもあり、労使協定を結び割増賃金を支払う等の必要な手続きを経る場合には所定外労働をさせることは法的に問題がないといった理由から、公表などの強制措置は、社会的コンセンサスを得ることが困難であること、</p> <p>②企業の労働時間等の設定改善は、法令遵守を徹底した上で自主的な取組を促進することにより、社会的気運の醸成を背景として個別企業が労働時間等の設定改善に取り組める環境の整備をすることが効果的であること、</p> <p>③個々の企業の労働時間を公表することで、企業等が事実関係を意図的に隠ぺいし、調査等に協力的でなくなり、必要な統計調査における結果の正確性が確保できなくなり、施策の検討に支障をきたすこと、</p> <p>④事実関係を意図的に隠ぺいすることに伴い、さらには適切な労働時間管理を怠ったり、サービス残業を助長するなどのおそれがあること</p> <p>等から、助成金や指導・助言による取組ノウハウの提供など、個々の事業場の取組度合いに応じた各種メニューを整備しているところである。</p> |
| <p>総務省からの照会事項</p> | <p>助成金以外の政策手段を検討し、助成金による効果との比較を行うことが重要と考えるが貴省の見解は如何。</p> |
| <p>確認結果</p> | <p>仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成するための事業については、平成</p> |

| | |
|--|--|
| | 21年11月に実施された行政刷新会議による事業仕分けの指摘を踏まえ、22年度予算案への計上を見送ることとした。当該事業仕分けにおける「一方で、ワーク・ライフ・バランスは重要な取組だが、今のままではだめというご意見が多かった。」というとりまとめコメントや、答申の内容も踏まえつつ、仕事と生活の調和に係る新たな事業内容を検討してまいりたい。 |
|--|--|

2 内閣府の政策（少子化社会対策に関する普及・啓発）

| | |
|--------------|---|
| 答申における指摘事項 | 同府の評価では、同府が実施した世論調査において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度が全体の1割にも達していないことが明らかになっている点には触れられていない。シンポジウム参加者数や参加者の肯定的な評価割合について、目標数値を達成したとしても、政策の見直し・改善には結びつかない。今後は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての国民の認知度を基に評価を行うことが求められる。 |
| 評価書における記述の概要 | <p>【平成21年度内閣府実績評価書：共生社会実現のための施策の推進】</p> <p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する認知度（「言葉も内容も知っている人」の割合）は、平成21年3月時点で13%となっており、労働時間の長い人ほど、認知度は高い。また、仕事と生活の在り方についての希望と現実との間の乖離が多くみられていることから、「仕事と生活の調和」という言葉は認知していなくとも、その必要性を感じている人は多く、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めていく上で、認知度の向上を含め社会的気運の醸成を図っていくことが求められている。特に勤務先の企業規模が小さいほど認知度は低く、中小企業を中心に企業における取組を支援していくことが必要である。</p> |

2 内閣府の政策（少子化社会対策に関する普及・啓発）

| | |
|--------------|---|
| 答申における指摘事項 | 同府では、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）に基づく新たな施策については、「仕事と生活の調和推進・評価部会」及び「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」が行う点検・評価において、事後の検証が可能となるよう目標の達成に向けた取組をあらかじめ明らかにした上で、適切なタイミングで効果の発現状況を踏まえ評価を行うこととしている。 |
| 評価書における記述の概要 | <p>【平成21年度内閣府実績評価書：共生社会実現のための施策の推進】</p> <p>仕事と生活の調和実現の進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る手段として、数値目標及び実現度指標の活用をすることとされているが、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2009」（平成21年8月）では、数値目標等により仕事と生活の調和の状況を把握した上で、今後に向けた課題とその課題を踏まえての当面重点的に取り組むべき事項が取りまとめられたところである。今後、これらを踏まえながら更なる施策の推進を図って</p> |

いく必要がある。また、政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和連携推進・評価部会及び関係省庁連携推進会議合同会議においては、毎年、仕事と生活の調和レポートを作成するなど、数値目標等による現状把握、課題の究明、新たな政策手段の検討、既存の政策手段の見直し、改善等の政策の方向性について議論を行い、仕事と生活の調和憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針に基づき点検・評価を行うこととしている。

(参考) 数値目標設定指標の動向

- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及びその「行動指針」策定時に比べ、14 頁目のうち改善した数値目標は 10 項目、悪化したものは 1 項目、数値を更新できないものは 3 項目。
- 現時点で、2012（平成 24）年の中間目標に達している項目は、60～64 歳の就業率（目標：56～57%/現状：57.2%、2008 年）。2017（平成 29）年の最終目標に達している項目は、女性の育児休業取得率（目標：80%/現状：89.7%、2007 年）。
- 年次有給休暇取得率（目標：完全取得/現状：47.7%、2007 年）や男性の育児休業取得率（目標：10%/現状：1.56%、2007 年）の指標については、改善のテンポが緩慢で、目標年度での数値目標達成に向けて一層の努力が必要。

Ⅲ 子育て支援サービス

1 厚生労働省の政策 (1) 待機児童の解消 ア 保育所の受入児童数の拡大

| | |
|--------------|---|
| 答申における指摘事項 | 同省では、顕在化している待機児童の解消から潜在需要に対応した保育サービスの提供に方針転換することとしているが、この際、実施される予定の需要推計の精確性確保が重要な課題である。需要推計の精度を高めるためには、家族類型、自己負担額（保育料）、利用条件など保育サービスの需要に影響を及ぼす要因を十分に考慮した推計方法を用いることが求められる。 |
| 評価書における記述の概要 | 【平成 21 年度厚生労働省実績評価書Ⅵ-2-3】 市町村等が次世代育成支援対策推進法に基づき、後期行動計画を策定するに当たって、「行動計画策定指針」の参酌標準等を踏まえ、各市町村における家族類型ごとなどの潜在需要の把握をした上で、保育サービスの拡大を推進することとしている。 |
| 総務省からの照会事項 | 把握した潜在需要を国としてどう活用するのか。 |
| 確認結果 | 平成 22 年度からの新しい 5 年計画として、保育等の子育て支援サービスについて、市町村のニーズ調査結果をもとに、潜在需要を踏まえた目標値を盛り込んだ子育て支援のための総合的な「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）を策定。26 年度までに、認可保育所等の受入れ児童数については、241 万人、3 歳未満児の保育サービス提供割合については、35%を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図る。 |

1 厚生労働省の政策 (1) 待機児童の解消

イ 保育サービスの提供手段の多様化（家庭的保育事業、事業所内保育施設）

| | |
|--------------|--|
| 答申における指摘事項 | これらの施策を推進することによって、都市部における待機児童の解消に一定の効果が見込まれるものの、これまで積極的には取り組まれてきておらず、制度上・運用上克服すべき点のあることが想定される。今後は、こうした点を検証し、改善を図っていくことが求められる。 |
| 評価書における記述の概要 | 【平成 21 年度厚生労働省実績評価書 Ⅵ-2-3】 家庭的保育事業における利用児童数は、平成 16 年度と 19 年度とでほぼ同数であり、大きな変化が見られない。（なお、20 年度の交付金ベースの利用児童数は 491 人で、増加見込みである。） このように取組が進んでいない背景としては、 ①制度的な位置づけがなく、事業の周知が不十分であること、 ②安全性や質を確保するための基準がないため、保護者が安心して子供を預けられないこと、 ③一人で保育を実施する家庭的保育者への支援が不十分であること などが指摘されている。 |

| | |
|------------|--|
| | <p>そこで、家庭的保育事業等を更に促進するため、</p> <p>①児童福祉法を改正し、当該事業を法律上明確に位置付けること</p> <p>②安全性や質を確保するため家庭的保育事業に係る実施基準やガイドラインを策定すること</p> <p>などを行うとともに、従来、保育士または看護師のみとされていた家庭的保育者の要件については、一定の研修を受けることを前提に有資格者以外に対象者の範囲を広げたところである。</p> <p>また、家庭的保育事業のさらなる普及を図るため、平成 20 年度予算において、家庭的保育に対する補助単価の引き上げや家庭的保育支援者の配置、家庭的保育者が加入する賠償責任保険料など家庭的保育者に対する支援体制の充実を図ったところである。</p> <p>さらに、「安心子ども基金」においては、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助等を行っているところである。</p> |
| 総務省からの照会事項 | <p>把握した潜在需要を国としてどう活用するのか。また、事業所内保育施設について言及されていないが、どのような分析を行ったのか。</p> |
| 確認結果 | <p>平成 22 年度からの新しい 5 年計画として、保育等の子育て支援サービスについて、市町村のニーズ調査結果をもとに、潜在需要を踏まえた目標値を盛り込んだ子育て支援のための総合的な「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）を策定。26 年度までに、家庭的保育については、1.9 万人の受入れ児童数を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図る。</p> <p>事業所内保育施設に対する助成金は、助成期間が短い、利用者が限定される等の問題点があったため、答申後の平成 21 年度予算において、運営費の助成金支給期間の延長（5 年から 10 年に延長）や地域開放を可能とする要件の緩和等の制度の充実を行った。助成金支給件数、支給額も伸びているところである。予算額は、22 年予算案では 39 億円となっている。なお、20 年 3 月時点の事業所内保育施設数及び入所児童数は、全国で 3,617 箇所（51,208 人）。</p> |

1 厚生労働省の政策

(2) 多様な保育ニーズへの対応

(一時・特定保育、延長保育、病児・病後児保育)

| | |
|--------------|---|
| 答申における指摘事項 | <p>各保育サービスの整備実績を示すにとどまり、その利用状況や未実施地域を含めた潜在的な保育ニーズに対するサービスの充足状況が明らかとなっていない。今後は、これらを的確に把握し、過不足のないサービス提供が行われているかどうかを明らかにすることが求められる。</p> |
| 評価書における記述の概要 | <p>【平成 21 年度厚生労働省実績評価書 VI-2-3】</p> <p>市町村等が次世代育成支援対策推進法に基づき、後期行動計画を策定するに当たって、「行動計画策定指針」などを踏まえ、各市町村における各事業の需要（潜在的なものも含む。）を把握した上で各事業を推進することとしている。</p> |

| | |
|------------|---|
| 総務省からの照会事項 | 把握した潜在需要を国としてどう活用するのか。 |
| 確認結果 | 平成 22 年度からの新しい 5 年計画として、保育等の子育て支援サービスについて、市町村のニーズ調査結果をもとに、潜在需要を踏まえた目標値を盛り込んだ子育て支援のための総合的な「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）を策定。26 年度までに、一時預かりについては延べ 3,952 万人、延長保育等については 96 万人、病児・病後児保育については延べ 200 万人の受入れ児童数を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図る。 |

2 文部科学省の政策

| | |
|--------------|---|
| 答申における指摘事項 | <p>同省の評価で取り上げられているアンケート調査結果では、預かり保育のニーズが高く、実施率も 71%となっている。しかしながら、公私別の状況をみると公立幼稚園における実施率は 46%であり、これについての原因分析はなされておらず、また、公立幼稚園における預かり保育の潜在的保育ニーズが高い可能性も考えられる。</p> <p>このため、今後、同施策の推進に当たっては、公立幼稚園などにおける未実施の理由及び潜在的な保育ニーズに対するサービスの充足状況の把握・検証を行うことが求められる。</p> |
| 評価書における記述の概要 | <p>【平成 21 年度文部科学省実績評価書 2-10】</p> <p>幼稚園における子育て支援は、地域の実情に応じて行うものであるが、多様化する保護者ニーズに対応するため、平成 20 年 3 月に「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」を作成した。引き続き子育て支援事業を推進していくために、本事例集の周知徹底に努めるとともに、私学助成等による財政支援の充実を図ることが必要。</p> |
| 総務省からの照会事項 | 公立幼稚園などにおける預かり保育の未実施の理由を分析することが重要と考えるが、貴省の見解は如何。また、潜在的な保育サービスに対する充足状況の把握・検証を行うことに対する貴省の見解は如何。 |
| 確認結果 | 公立幼稚園などにおける未実施の理由としては、預かり保育のニーズが地域によって偏在していることなどが考えられる。平成 22 年度に実施する「幼児教育実態調査」において、未実施の理由を調査する予定である。また、潜在的な預かり保育に対するニーズについては、次世代育成支援対策推進法において、同法に基づき各市町村行動計画を策定するため、各市町村において、公立・私立を問わずニーズ調査を行い、定量的な目標値を定めることとされている。 |

3 厚生労働省、文部科学省が連携して行っている政策 (1) 認定こども園

| | |
|---------------------|---|
| <p>答申における指摘事項</p> | <p>認定こども園は、教育と保育を一体的に提供するサービスとして期待が大き い一方で、その設置数がなかなか増えていない。</p> <p>今後、「こども交付金」による地方自治体への財政支援や両省の評価におい て指摘された運用改善策の有効性の検証を通じて、設置数が増えない原因の掘 り下げた分析とそれを踏まえた見直し・改善が求められる。</p> |
| <p>評価書における記述の概要</p> | <p>【平成 21 年度厚生労働省実績評価書 VI-2-3】</p> <p>認定こども園の認定件数は、平成 19 年 4 月現在で 94 件、20 年 4 月現在で 229 件であり、その認定件数は着実に増えつつあるが、制度開始当時において 申請申込件数が約 2,000 件あったことを一つの目安とすると、予想された件数 よりは少ない。</p> <p>認定件数が申請申込件数よりも大幅に下回っていることについて、平成 20 年 3 月に行った調査によれば、都道府県や市町村から、「財政支援が十分でない」、 「会計事務処理の簡素化」などが課題としてあげられたところである。</p> <p>このため、平成 20 年 7 月に文部科学省、厚生労働省の局長級の研究会を立 ち上げ、「認定子供園の普及促進について」として、「会計処理の改善」や「制 度の普及啓発」、「申請手続きの簡素化」等に関する運用改善方策を取りまと めたところである。</p> <p>また、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣及び厚生労働大臣 の三大臣合意で立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する研究会」で本 年 3 月に取りまとめられた報告書において、認定こども園の推進に向けて、財 政支援の充実、二重行政の解消などが指摘をされたところである。</p> <p>そこで、今後のさらなる普及促進に向け、認定手続き等における問題点や改 善例、認定手続き等に関する Q & A、各都道府県における手続きなどを取りま とめた「認定こども園認定手続き等に関する事務マニュアル」を作成し、各都 道府県に配布するなど、認定申請の簡素化を図ったところである。</p> <p>また、会計処理簡素化等の課題については、上記報告書に盛り込まれた「工 程表」に基づき改善を図っていく。</p> <p>さらに、認定こども園に係る財政支援については、「安心こども基金」等によ り「幼稚園型の保育所機能部分」、「保育所型の幼稚園部分」、「地方裁量型」 への新たな財政措置を行うこととしたところである。</p> <p>なお、今後、これらの「安心こども基金」等による施策の有効性の検証を行 うなどにより、必要に応じて施策を改善しつつ、認定こども園のさらなる推進 に努めていく必要がある。</p> <p>【平成 21 年度文部科学省実績評価書 2-10】</p> <p>認定こども園制度の普及・促進策としては、内閣府特命担当大臣（少子化対 策担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣 3 大臣合意による認定こども園制度の 在り方に関する検討会」において、認定こども園制度の具体的な改善方策につ いての報告書「今後の認定こども園制度の在り方について」をとりまとめ、会</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>計処理簡素化、事務手続改善等の課題について、報告書に盛り込まれた「工程表」に基づき改善を図っていく。また、幼稚園・保育園の枠組みを超えた認定こども園への新たな財政措置も合わせて、認定こども園制度が一層積極的に活用されるよう引き続き取り組む。また、認定こども園の設置促進及び運営に関する支援を強化するため、平成 21 年度に認定こども園運営係長を 1 名定員要求した。</p> |
|--|--|

3 厚生労働省、文部科学省が連携して行っている政策 (2) 放課後子どもプラン

| | |
|---------------------|---|
| <p>答申における指摘事項</p> | <p>「放課後子どもプラン」においては、放課後児童クラブと放課後子ども教室両施策の一体的運用・連携により全小学校区での実施が目指されている。</p> <p>しかしながら、放課後児童クラブについては、例えば共働き家庭へのサービスについてみた場合、①保育所から放課後児童クラブへの移行時において、また、②放課後児童クラブのサービス対象がおおむね 10 歳未満となっている（注）ことから、小学校 4 年生になった以降において、継続就業を希望する保護者のニーズがあるものの、サービスを受けることが困難となっている可能性がある。</p> <p>また、厚生労働省では設置実績を示すにとどまっている。</p> <p>今後、厚生労働省は、継続就業を希望する保護者のニーズを把握するとともに、両省は、両施策のサービス供給量及びその内容がこれに的確に対応しているかどうかを連携して検証することが求められる。</p> <p>（注）ただし、小学校 4 年生以上の児童については、「放課後児童クラブガイドライン」（平成 19 年 10 月 19 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、保護者の就労状況等により各自治体の判断で放課後児童クラブの対象児童として加えることができることを定めている。</p> |
| <p>評価書における記述の概要</p> | <p>【平成 21 年度厚生労働省実績評価書 VI-2-2】</p> <p>保護者のニーズ把握、供給量・内容がニーズに的確に対応しているかなど、平成 19 年度重要対象分野で指摘のあった課題については、各市町村において今年度中に次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画を策定することとなり、当該行動計画の策定に際しては、女性の就業率の高まり等による潜在需要を把握するニーズ調査を実施することになっている。</p> |
| <p>総務省からの照会事項</p> | <p>把握した潜在需要を国としてどう活用するのか。</p> |
| <p>確認結果</p> | <p>平成 22 年度からの新しい 5 年計画として、保育等の子育て支援サービスについて、市町村のニーズ調査結果をもとに、潜在需要を踏まえた目標値を盛り込んだ子育て支援のための総合的な「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）を策定。26 年度までに、放課後児童クラブの小学 4 年生以上を含めた受入れ児童数については 111 万人、また、小学 1～3 年生に対する</p> |

| | |
|--|--|
| | サービス提供割合については 32%を目指し、潜在需要に対応したクラブを利用できなかった児童の解消を図る。 |
|--|--|

IV 若年者雇用対策

1 厚生労働省の政策 (1) フリーター支援 ア フリーター支援策の効果

| | |
|---------------------|---|
| <p>答申における指摘事項</p> | <p>年長化に伴いフリーターの常用雇用化がより困難となる中で、より多くのフリーター及び30歳代後半の不安定就労者に支援を提供していくこと、また、就職後の職場への定着を図る効果の高い支援策を見極めることが課題となっている。この課題を解決していくため、①フリーター支援策の認知度及びサービスの充足状況を把握すること、②支援サービスを提供した若年者の属性(性別、年齢、学歴等)や支援後の定着状況等の把握が求められる。</p> |
| <p>評価書における記述の概要</p> | <p>【平成21年度厚生労働省実績評価書 IV-3-1】 より多くのフリーター及び30代後半の不安定就労者への支援の提供及び就職後の職場への定着を図る効果の高い支援策については、平成20年度補正及び21年度予算により、就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター及び30代後半の不安定就労者を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援等を実施するとともに、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度、年長フリーター及び30代後半の不安定就労者を積極的に正規雇用する事業主に対する奨励金(新設)を活用し、安定した就職につなげることとしているところであり、これら支援策の実施状況を把握する中で可能な範囲で支援サービスを提供した若年者の属性や支援後の定着状況等を把握する予定である。 また、フリーター支援策の認知度及びサービスの充足状況、低学歴層や女性のフリーターに対する支援の検証については、現在、既存調査の分析等を含め、把握手法や検証方法について、有識者と意見交換しつつ検討を進めているところであり、今後、可能な範囲で把握に努めることとしている。</p> |
| <p>総務省からの照会事項</p> | <p>現在までにどのような検討を行ったのか。</p> |
| <p>確認結果</p> | <p>支援サービスを提供した若年者の属性や定着状況については、可能なものについて把握を進めるとともに、サービスの充足状況や効果的な支援策の検証については、独立行政法人労働政策研修・研究機構における既存調査を活用したフリーターの分析等を踏まえ、前述したサービス対象者の属性把握も含めて分析を進めることとしている(平成22年度中目途)。</p> |

1 厚生労働省の政策 (1) フリーター支援

イ 低学歴層及び女性のフリーターに対する支援

| | |
|-------------------|--|
| <p>答申における指摘事項</p> | <p>フリーターへの固定化が懸念される低学歴層や求職活動に必ずしも積極的でない者の割合が高い女性について、現在、この両者に特化した施策は実施されていないことから、どのような施策が効果的であるのかを明らかにするための検証が求められる。</p> |
|-------------------|--|

| | |
|--------------|---|
| 評価書における記述の概要 | 【平成 21 年度厚生労働省実績評価書 IV-3-1】 フリーター支援策の認知度及びサービスの充足状況、低学歴層や女性のフリーターに対する支援の検証については、現在、既存調査の分析等を含め、把握手法や検証方法について、有識者と意見交換しつつ検討を進めているところであり、今後、可能な範囲で把握に努めることとしている。 |
| 総務省からの照会事項 | 現在までにどのような検討を行ったのか。 |
| 確認結果 | 支援サービスを提供した若年者の属性や定着状況については、可能なものについて把握を進めるとともに、サービスの充足状況や効果的な支援策の検証については、独立行政法人労働政策研修・研究機構における既存調査を活用したフリーターの分析等を踏まえ、前述したサービス対象者の属性把握も含めて分析を進めることとしている（平成 22 年度中目途）。 |

1 厚生労働省の政策 (2) ニート支援

| | |
|--------------|---|
| 答申における指摘事項 | 年長化に伴いニートの自立化がより困難となる中で、より多くのニートや 30 歳代後半の無業者を支援することが課題となっている。このため、既存の統計調査への調査項目の追加やサンプル調査の実施により、ニート支援策の認知度及びサービスの利用状況等の把握が求められる。 |
| 評価書における記述の概要 | 【平成 21 年度厚生労働省実績評価書 V-2-1】 地域若者サポートステーション事業や若者自立塾事業における利用状況等の把握を引き続き実施していく。 |
| 総務省からの照会事項 | 既存の統計調査への調査項目の追加やサンプル調査を行うことが重要と考えるが貴省の見解は如何。 |
| 確認結果 | 平成 22 年度に内閣府において、「困難を抱える子ども・若者に関する調査研究」として、①前年度の高等学校中途退学者、②地域若者サポートステーション等の利用者を対象とした実態調査を実施する予定となっている。①の調査項目に「ニート支援策の認知度」、②の調査項目に「サービスの利用状況」をそれぞれ盛り込むことについて、内閣府と協議中である。 |

2 文部科学省の政策

| | |
|---------------------|--|
| <p>答申における指摘事項</p> | <p>キャリア教育の効果について、提供プログラムの満足度等が把握されているものの、さらにこれを進め、参加生徒・学生に及ぼす学力の向上、就業への結びつきといった効果の把握が求められる。</p> <p>また、一部の学校を指定して行うモデル事業について、同省の評価は、指定校のみの事業実施前後の比較や、指定校と事業未実施校との事業実施時点のみの比較にとどまっているなど必ずしも十分でない。今後は、このような対象を限定して実施される事業の場合、事業未実施校の中から比較対照するものをあらかじめ定め、事業の実施前後で比較・検証を行うことが求められる。</p> <p>さらに、効果が現れるのに長期間を要する教育の場合、その効果を把握するために、長期定点観測型の調査（パネル調査）の実施を検討することも有意義と考えられる。</p> |
| <p>評価書における記述の概要</p> | <p>【平成 21 年度文部科学省実績評価書 4-1】</p> <p>平成 19 年度重要対象分野の評価結果において示された課題への対応は、次のとおりである。</p> <p>①キャリア教育について参加生徒・学生に及ぼす効果の把握を検討しているか。</p> <p>→キャリア教育のモデル事業実施校に対しては、教育等への影響、目的に対する成果を把握している。</p> <p>②キャリア教育に関連するモデル事業の未実施校においても、事業機関の前後で比較・検証が行われているか。</p> <p>→現在、全国国公立大学のキャリア教育の実施状況及び取組内容に関する調査を行っており、引き続き本調査を行う予定であることから、モデル事業の未実施校におけるキャリア教育の実施状況及び取組内容を把握し、比較することとしている。</p> <p>③長期定点観測型の調査（パネル調査）の実施が検討されているか。</p> <p>→現在、全国国公立大学のキャリア教育の実施状況及び取組内容に関する調査を行っており、引き続き本調査を行う予定であることから、モデル事業の未実施校におけるキャリア教育の実施状況及び取組内容を把握し、比較することとしている。</p> |
| <p>総務省からの照会事項</p> | <p>文部科学省として、キャリア教育の実施による成果を具体的にどのように把握しており、その成果をどのように活用していくと考えるのか。また、「学力の向上、就業への結びつきといった効果」の把握を行うことが重要と考えるが、貴省の見解は如何。</p> |
| <p>確認結果</p> | <p>○ キャリア教育の実施による成果の把握について</p> <p>「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」及び「産学連携による実践型人材育成事業」においては、事業実施後に、「目的に対する成果や評価」、「波及効果」などを盛り込んだ成果報告書の提出を求めている。また、キャリア教育関連の取組状況について、「キャリア教育の実施状況及び取組内容に関</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>する調査」、「産学連携教育の実施状況調査」、「インターンシップの実施状況調査」を毎年度実施しており、これらの調査において、事業の開始前後で各種の取組の実施状況を比較すると実施率が伸びている。</p> <p>○ キャリア教育の実施による成果の活用について</p> <p>個性・特色を踏まえたプログラムの開発が行われている大学の取組を、グッド・プラクティスとして広く社会に情報提供することが重要であり、全国規模のフォーラムや各大学等におけるシンポジウムの開催、事例集の配布などでその対応を行っている。</p> <p>○ 学力の向上、就業への結びつきといった効果の把握について</p> <p>「産学連携による実践型人材育成事業」については、取組終了後の有識者による最終評価において、開発されたプログラムの教育効果等を検討する予定である。</p> <p>また、就業への結びつきや実践的な能力の向上が図られる測定項目として、「インターンシップを取り入れた授業科目の開設」、「今後の将来設計、大学生活の在り方、勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設」、「資格取得・就職対策等を目的とした正課の授業科目の開設」、「資格取得・就職対策等を目的とした対策講座（単位認定を行っていないもの）の開設」、「企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施」及び「産学連携教育の実施」の実施状況を長期間把握することとしている。</p> |
|--|---|

3 経済産業省の政策

| | |
|-------------------|--|
| <p>答申における指摘事項</p> | <p>国の支援が終了した平成 19 年度におけるジョブカフェの利用者数及び就職者数については、両者ともおおむね対前年 10%程度の減少となっている。しかし、中には就職者数の減少が約 30%にも上っている地域もみられ、同省の評価では、国の支援の終了の影響が検証されていないことから、その検証とこれらの地域への国の支援が必要かどうかの検討が求められる（就職者数が対前年度おおむね 20%減少している地域：群馬県 531 人減△34%、石川県 537 人減△25%、茨城県 694 人減△22%、北海道 1,477 人減△20%、岐阜県 885 人減△19%、福岡県 1,978 人減△19%、新潟県 759 人減△19%）。</p> |
|-------------------|--|

(注) 平成 22 年 3 月 16 日に評価書が作成され、17 日に送付を受けたため、今後確認を行う予定。